

デンマークの地方自治構造改革

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 298 (Dec 15, 2006)

財団法人自治体国際化協会
(ロンドン事務所)

目 次

はじめに

概要 i

構造改革に関する合意1

行政構造委員会による勧告(概要版) 59

地方政治構造改革概要111

はじめに

デンマークは、人口約 541 万人、面積約 4.3 万 k m²、カムチャッカ半島とほぼ同緯度でスカンジナビア半島の西側に位置し、ユトランド島、フュン島、シェラン島という 3 つの大きな島と 500 以上の小島で構成されています。また、首都であるコペンハーゲンには、人口約 50 万人（但し、広域の首都圏では約 108 万人）の人々が暮らしています。なお、面積は九州とほぼ同じ小さな国ですが、自治領として広大なグリーンランド（アメリカ大陸とヨーロッパ大陸の中間に位置）とフェロー諸島（アイスランドとノルウェーの中間に位置）の 2 つの領域を保有しています。1973 年には他の北欧諸国に先駆けて欧州共同体（EC）の加盟国となっていますが、欧州連合（EU）加盟国内の単一通貨であるユーロの参加については、2000 年の国民投票において否決（賛成 46.9%、反対 53.1%）されており、現在デンマークはユーロには参加しておらず、自国の通貨であるデンマーク・クローネを使用しています。

日本では地方自治体の合併が進められていますが、デンマークにおいても現政権（自由党・保守党連立政権、首相はラスムセン自由党党首）が発足した 2001 年 11 月から地方自治体の合併を含む地方自治の構造改革が始まりました。2006 年 3 月現在、地方自治体の合併やそれに伴う所管業務の移管がほぼ終了し、2007 年 1 月より新体制での運用が開始される予定となっています。

デンマークに関するレポートとして当事務所では 1997 年 3 月にクレアレポート第 140 号『デンマークの地方行財政制度』を発行しておりますが、このレポートでは、今回デンマークで行われている地方自治構造改革に関する 3 つの重要な文書を紹介しています。

本レポートが、デンマークの地方自治体の合併や構造改革に関心を持つ方々に御活用いただけることを願っております。

平成 18 年 12 月

財団法人自治体国際化協会
ロンドン事務所長 内貴 滋

概 要

デンマークの国会は一院制であり、議席数は 179、任期は 4 年で直接選挙によって議員が選出される。2001 年 11 月に現政権（自由党・保守党連立政権、首相は自由党ラスムセン党首）が誕生してから、デンマークでは地方自治体の構造改革に取り組んでおり、2007 年 1 月より新体制での運用が開始される予定である。改革の目的は、住民の生活により近い行政単位である市への権限委譲を進めるとともに、福祉社会の発展および質の高い福祉サービスを住民に提供するためである。

現政権の発足から現在までの経緯を簡単にまとめると以下のようになる。

2001 年 11 月	ラスムセン自由党・保守党連立政権（現政権）の発足
2002 年 10 月	政府が地方自治構造改革に関する特別委員会を設置
2004 年 1 月	同委員会が地方自治構造改革に関する提案書を発表
2004 年 1～4 月	提案書の内容について検討
2004 年 4 月末	政府が地方自治構造改革骨子案を発表
2004 年 5～6 月末	同骨子案について野党と協議し合意
2005 年 2 月	地方自治構造改革にかかる関連法案を国会に提出
2005 年 6 月	同法案が国会を通過
2005 年 11 月	新地方自治体の統一地方選挙
2006 年	新体制への移行準備期間（新旧の自治体議員が存在）
2007 年 1 月	地方自治構造改革が終了し、新体制が開始される予定

デンマークの地方自治体の構造は、基本的には日本の県に相当する Amt（Amt）という広域自治体と日本の市町村に相当する Kommune（Kommune）という基礎自治体の二層制構造となっているが、首都のコペンハーゲン市やフレデリクスバーグ市のように市と県の機能を併せ持った一層制自治体も存在している。

改革前のデンマークの地方自治体は、14（離島であるボンホルムを含む）の県と 271（コペンハーゲン、フレデリクスバーグを含む）の市で構成されていた。人口が 1 万人に満たない市が約半数を占めており、今回の改革では合併後の 1 つの市の人口は最低 3 万人を超えることが条件となっている。改革後の 2007 年 1 月からは、5 つの県（地域）と 98 の市に統合されることとなる。なお、271 市のうち、32 市はもともと規模が大きいため合併されることなく、残りの 239 市が合併され 66 市となる。

本レポートは、2004 年 1 月に特別委員会が発表した地方自治構造改革についての提案書、2004 年 6 月末に与野党間で地方自治構造改革に関して合意を行った合意書、2005 年 12 月に地方自治を所管する内務・保健省が発行した地方自治構造改革の概要書を翻訳したものを掲載している。

構造改革に関する合意

2004 年

第 1 章	構造改革に関する合意 デンマーク政府（自由党と保守党）とデンマーク人民党との間において	5
第 2 章	ヘルスケア	22
第 3 章	雇用	26
第 4 章	後期中等学校と高等準備試験コース	29
第 5 章	成人教育センター（VUC）と準備成人教育（FVU）	32
第 6 章	看護と X 線写真技術教育	34
第 7 章	社会保健教育（SOSU）	35
第 8 章	ソーシャルサービス	36
第 9 章	障害者教育	39
第 10 章	商業と産業	42
第 11 章	集合的交通	44
第 12 章	道路	46
第 13 章	自然と環境	47
第 14 章	計画	49
第 15 章	市民サービスの向上	52
第 16 章	税	53
第 17 章	文化	55
第 18 章	その他の事務の配分	56

第1章 構造改革に関する合意

デンマーク政府（自由党と保守党）とデンマーク人民党との間において

イントロダクション

政府（自由党と保守党）とデンマーク人民党は、公共事務と公共サービスの、枠組みの改革が必要であると合意した。

改革の目的は、福祉国家デンマークの更なる発展に向けてしっかりとした基礎を持つ、民主的に運営される公共団体を維持、発展させることである。

デンマークには、社会における最弱者に配慮し、人々と将来に投資する長い歴史がある。公共セクターは将来において、これを引き続き実施していくべきである。

よって、デンマークの人々に高品質の福祉サービスを提供する明確な責任を持った持続可能な団体を組織することにより、デンマーク独特の分権化された公共団体が、将来の要請に応じることができるよう設計される必要がある。

大規模な市は、より多くの福祉事務が地域において実施されれば、事務実施が向上する基礎を提供することができる。また、より多くの政治的判断が地位においてなされるので、民主的にも強化される。民主主義が発展するよう努力するべきであり、そうすることによって、市民が意思決定により活発に関与できるようになる。将来の市は、地域における判断に市民やサービス使用者を関与させる新しい方法を探すべきである。

この改革は、包括的な基礎の上に実施される。行政構造委員会の勧告とその後の広範なヒアリングや討議は、今まさにこの将来の公共団体に関する基本的原則についての合意に至った政治的プロセスの基礎となった。この合意の実行のため、法的整備が必要である。

この改革は、市、広域圏、国がそれぞれ事務に関する独自のアイデンティティを持つ新しい公共団体を定義づける。市は市民に直接関与する事務について責任を持ち、よって、市民や会社にとって公共団体への主要なアクセスポイントとなる。5つの新広域圏は、ヘルスケア、広域圏の開発、市にとって大きな事務実施上の問題解決に責任を持つ。

この合意により、課税レベルを3から2へ削減することとした。

構造改革に関するこの合意により、公共団体の更なる発展のための共同的で実施義務のある枠組みを作れたと、合意への参加各党は考えている。

これに関し、政府（自由党と保守党）とデンマーク人民党は、構造改革実施のため多数の賛成を得る重要性を強調している。よって政府とデンマーク人民党は、実施計画が9月末に最終決定される前に、この合意に参加することを望む政党の参加を歓迎する。

政府とデンマーク人民党は、この合意の受諾を断った各政党に対し、構造改革に関する法制ができるだけ多数支持されるよう、受け入れられる妥協については応じて法制定を行う用意があると提案した。

将来の公共団体における事務配分

この合意により、公共団体の基本的な改革が実施されることになる。県は廃止され、5つの選挙により選出される広域圏が設立される。より規模が大きく持続可能な市が、ほと

んどの市民に関連する事務の責任を持つようになる。事務配分全般を次のセクションに記載した。各セクター分野における事務と責任の配分について述べた本書の各章においても、関連内容について述べている。

広域圏が基本的に現在の県の多くの機能を引き継ぐことになっている社会部門において、2006年に新広域圏を準備するための委員会と市・統合委員会の間で、県の機能を2007年の改革実施時から市に移管するのが有益かどうか議論されることになっている。市が県機能を引き継ぐことを望むが合意に至らない場合、ガイドラインに沿って議会が最終的な判断をする。

構造改革の一部である事務再配分について、合意当事者（政府とデンマーク人民党）は、数年にわたって徐々に市への事務委譲が行われていることを明記した。合意当事者は、引き続きこのような事務委譲を実施することに合意した。このため広域圏と市との間に設立されることになっている連絡委員会は、選挙期間中に最低1回、広域圏にある社会部門の事務を、事務実施への備えのある市へ委譲すべきかどうか討議することになっている。

市

市はほとんどの福祉事務を担当することになっている。よって、規模が大きくなりより多くの事務を実施できる市に県から多くの事務を移管することについてコンセンサスがある。

新しく強力な市が設立されることで、地域の開発に関するより実質的な役割を担う基礎ができる。市における専門性の持続性の向上とは、より技術的で環境に係る事務を独立して処理すること、よりよいインフラストラクチャー、ビジネス開発の向上を示している。

合意当事者は、将来、市が多くの追加事務を担当することを合意した。

- 予防、研修、ケアの向上に市が尽力することによるヘルスケアにおける役割の強化
- 入院期間中に行われなかったリハビリ
- 市とデンマーク雇用サービス（AF）が共同で雇用センターを設立
- 市民に関する全ソーシャルサービスにかかる権限と資金供給の責任
- 社会または態度に問題のある青少年のための機能
- 障害者教育に係る権限と資金供給の責任
- 国立、広域圏立を除く障害者学校
- ほとんどの成人障害者教育にかかる権限と資金供給の責任
- ビジネスサービス
- 集会的交通にかかる事務の増加
- 現存するほとんどの県道の責任
- 自然と環境を含むほとんどの現在の県事務
- 都市計画にかかるより多くの権限
- 地域の文化活動にかかるより多くの責任

さらに、市は他公共団体に代わり、地域サービスセンターにおいて多くの市民関連の事務を実施することになる。

広域圏

新しい広域圏は、病院、全国健康保険サービス、GP（一般診療医）、専門医を含むヘルスケアを担当する。

さらに広域圏は、広域圏開発や、個々の市が適切に解決できない問題の解決等、多くの厳選された事務を担うことになる。

合意当事者は、広域圏は次の事務を担うことで合意した。

- 精神科治療と全国健康保険サービスを含むヘルスケアに関する責任
- 自然・環境、商業と産業、観光、雇用、教育、文化、周辺部や僻地地区の開発等の分野における広域圏開発のビジョンを含む開発計画策定。広域圏はこれらの分野においての事業を調整し、新広域圏開発フォーラムの事務局となる。
- 特別なニーズのある人々についての業務
- 全国で交通会社を設立する。これらの会社は、広域圏内でのバスの運行と国に移管されない鉄道の事業を行う。

最後に、市との合意によって、広域圏はその事務に関連し特別な技術のある業務について（リハビリテーション等）市の契約締結者となることができる。

国

事務実施の一貫性を保つため、ある業務は国へ移管される。この結果、後期中等教育と高等準備試験コースは、他の若者教育とともに国へ移される。国はまた、成人教育センター（VUC）、準備成人教育（FVU）、失読症教育、看護と X 線写真技術の教育、社会保健教育も行う。

県知識センター、国立知識コミュニケーションセンター、リハビリテーションと障害者教育のための技術支援センター、最も専門化した国立及び広域カウンセリングサービスは、一つの組織下—国立知識特別カウンセリング機構—に統合される。この組織は、国、広域圏、市、消費者団体からの代表者からなる執行委員会を持つ。

総合道路網の事務は国に集められる。国は交通会社に移管されない県鉄道の責任も引き受ける。

課税と滞納金徴収は国に集められるが、税に係る日々の市民サービスは引き続き市が行う。

将来、国は、行政全般と EU 構造基金の支払いを担う。最後に、現在県が行う環境、計画、文化に関する多くの事務を国が行う。

市

市の境界

合意当事者は、前回の市改革以来、現在進んでいる市への事務移管に合意している。市民が地域サービスの質的向上と効率性をますます望んでおり、これがより大規模な市を必要としている。大規模市の必要性は合意当事者も合意している事務移管によってさらに強まっている。

さらに、市の合併は市同士のパートナーシップの必要を削減し、責任分担をより明らかにし、よって市民社会にとって行政構造がより透明になるというコンセンサスがある。民主的コントロールと事務の相互的優先順位決定も向上する。

合意当事者はよって、小規模な市が新たにより大規模な市となるように合併することを勧める。

行政構造委員会は、最重要の現事務の実施に、最低人口2万の市であれば専門性の持続性を満たすだろうという意見である。

市により多くの事務を移管するという本合意の条件に照らし、合意当事者は、市の最低人口が3万であれば、新しい持続可能な市設立に充分だと判断した。新市設立にあたり、文化と商業活動の両方と、都市とへき地の両方が含まれるように考慮しなければならない。

人口が2万以下で、約2万になるように合併する意思のない市は、事務実施において専門性の持続性を確保するために、一つかそれ以上の市とパートナーシップ締結を始めなければならない。

パートナーシップ締結

パートナーシップの締結は、事務を他自治体に委任した自治体に責任が残る事務委任を意味する。また、財政上、指定した事務のみが実施される。事務委任する自治体に責任が残るので、その事務分野に係る全職員を一つの市に集中することは不可能である。よって、パートナーシップ締結のための条件は、委任事務を受ける市において、必要となる専門性の持続性を確保するために最低、人口が3万あることが必要になるだろう。

パートナーシップ締結の分野は、以下のものを含む：雇用、ソーシャルサービスの訪問、特別学級における障害児教育、成人のための障害者教育、病院外でのリハビリテーション、現在の県から引き継ぐ自然と環境にかかる事務。これらの分野についてのパートナーシップ締結については、締結市が恒久的グループを組織すべきである。

ある事務については一つの行政層が事務実施するようにするため、市の現事務のいくつかもまたパートナーシップに含まれるべきである。これらは、失業者への現金給付、特別学級における障害児教育、訪問等である。

パートナーシップは、地理的に隣接する市においてのみ締結できる。

合意当事者は、現在一自治体をなし（あるいは現在一自治体になろうとしている）、議会が合併に反対している島については特別に考慮することで合意した。したがって、これらの市はどのように本島の市とパートナーシップを締結して持続性を確保するかを示す提案書を提出することが求められる。

市からのフィードバック

内務保健省は 2004 年 7 月 1 日までに、同省に 2005 年 1 月 1 日までに求められている持続性をどう達成するかについての提案書を提出するよう、自治体に要請することとしている。

人口 2 万以下の市議会は、どの市合併への参加を望むか明記しなければならない。議会が合併への参加を望まない場合、議会はどの市とパートナーシップを締結することとしているかについて明記しなければならない。

市議会の要請に基づき、内務保健大臣が、市境界に関する新法の条項にしたがって市の境界を決定する。同大臣への動議は、合意当事者によって討議される。合意当事者は、市境界に関する全ての重要な問題について合意しなければならない。

市議会による合意に基づき、関係市がパートナーシップの締結実施について決定する。

人口 2 万以下の市が一つかそれ以上の市と合併やパートナーシップ締結の合意に至らなかった場合、内務保健大臣は関係市への協議と合意当事者との合意の上、合併を決定する。

新市設立のプロセス

新合併市とそれ以外の市の議会選挙を 2005 年 11 月に実施する。

新たに選出される新合併市でない市議会は、地方自治法及び 2006 年 1 月 1 日から施行される地方自治選挙法の条項に基づいて、現市の議会として活動する。

2006 年、新たに選出された新合併市の市議会は、市合併準備の権限を持つ統合委員会の役割を持つ。

合併予定のある現市議会の任期は、法により 2006 年末まで 1 年延長される。

統合委員会の権限は、ボーンホルムの市合併にかかる統合委員会に与えられた権限に基づいて決定する。

さらに、大規模建設事業や補足充当金等、現市議会の財政業務のいくつかは、統合委員会によって承認されなければならない。

よって統合委員会は、合併市の流動資産を含む財政状況について知らされなければならない。

2006 年の統合委員会の業務費用は、合併参加市によってまかなわれる。各市の負担は、それぞれの税収に基づき配分される。

新市は 2007 年 1 月 1 日に施行される。

統治にかかる問題

新合併市の市議会議席数は、25 から 31 までの奇数議席数で合意に達した場合、合併参加市の議会の要請によって決定する。合意に至らなかった場合、最初の市議会議員の任期における議席数は、以下のとおり 25 から 31 に固定される。

- ◆ 人口 2 ～ 4 万の市では議席数 25
- ◆ 人口 4 ～ 6 万の市では議席数 27

- 人口 6 ～ 8 万の市では議席数 29
- 人口 8 万以上の市では議席数 31

(2010 年 1 月 1 日からの) その後の任期について、人口 2 万以上の全市議会議席数は、条例で定める 19 から 31 までの奇数である。コペンハーゲン市においては、最大の場合の議席数は 55 である。

人口 2 万以下の市の議員数はこれまでと同様である。

参加型民主主義

新事務を市に移管することによって、参加型民主主義を強化する基礎をつくる。より大きく持続可能な市はまた、政府からの詳細な指示ではなく、事業目的、枠組み、達成の要請を基に政府イニシアチブを進めるだろう。これにより、地域で事務実施をより自由に組織することができるようになる。

合意当事者は、構造改革が市民参加促進により地域における民主主義を強化する可能性について調査することで合意した。市、村協議会、その他団体の代表と協力し、地域における意思決定に市民と消費者を関与させるようにするために、活動を開始する。

これに関し、消費者団体により権限を与えるかどうか、そしてコミュニティグループ任命に関する規則により新しくより大きな市の地域を要請通り関与させられるかどうかについてさらに調査する。

合意当事者は、デンマークのボランティア団体は、様々な資格のある人々のコミュニティと活動への参画を促進すると考えている。ボランティア団体は、集会的利益を促進し、生きた民主主義のために非常に重要である。公共団体は、国とボランティア団体の共同活動強化や開始のため、またはこれらのボランティア団体が実施できる特別な事務のために資金提供することができる。公共団体は、ボランティア活動が不必要に実施困難にならないよう努める義務がある。

市の収入源

現在市の持つ財源に加え、以下のものが加わる。

- 新ヘルスケアのための資金を除く現在の県の所得税
- 県土地税と不動産税の県分
- 公共財産への県税は、全国一律の規則を設定し、調整する。

これらの財源に関連し、地方包括補助金は地方経済のバランスをとるよう調整される。地方所得税は、これまでと同様の所得レベルを基に課される。予算において政府保証税ベース使用が義務化されるので、収入と均衡化の予算設定は簡略化される。税評価を国に提出し、均衡化は評価された収入に基づく。

構造改革では、できるだけ負担の増減を平均化するよう、均衡化改革も実施する。将来

の市の規模、合併する市のタイプ、事務配分は均衡化に影響を与える。市境界は、2005年前半に最終決定することになっている。事務配分は、2004-2005年の国会に提出される法案によって決まる。よって、事務配分の最終決定は、実際の市境界決定までなされない。

行政構造委員会の勧告(1,437番)に続き、最終的な事務配分と市の境界を考慮しつつ、内務保健省の財政委員会に地方補助金と均衡化システム等の修正提案をするよう要請することで合意した。これにより、政府は合意当事者が現在の法案とあわせ討議するための提案を提出する。

財政委員会の審議(構造委員会勧告1,437番参照)の際、よりよい負担配分のために以下のような多くの可能性が考慮できる。

- 将来、税基盤でなく人口数によって包括補助金を配分すること。この修正には、包括補助金が周期的に変更する場合、現在と同様の負担の中立性を保つべきである。
- 包括補助金の対称的で周期的な規則メカニズムは、予算協力を支えるように作られること。
- 均衡化レベルが調整されること。
- 均衡化レベル決定に、各広域圏でのコストの違いを考慮すること。
- 将来、支出の均衡化は、各分野の支出にそれぞれ違う均衡化レベルを適用するよう細分化できること。
- 支出ニーズのための新基準は市の事務の違いを反映すること。
- コペンハーゲン周辺の大都市圏を含む首都のための均衡化の型はそのまま維持すること。
- 追加の地方財源が均衡化に含まれるべきか分析すること。
- 税基盤が脆弱な市や特別な困難がある市のための補助金について、他の変更を勘案し分析すること。
- 付加価値税均衡化からの資金提供は、包括補助金と相殺するように修正できること。
- 特別制度はできるだけ避けること。
- 均衡化システムの変更は、成長を促進し、歪みを避ける財政的インセンティブを強化するためである。

均衡化の改革は、人口2万の市を基礎に実施される。支出需要均衡化における基礎ボーナスは廃止され、他の基準に代わる。しかし、島嶼部の市には補足の補助金が維持される。

改革実施にかかるコスト分担の歪みを平均化し、各市の経済への急激な影響を避けるため、合意当事者は、前回1996年の均衡化改革で実施したように、同様の暫定措置を設けることとした。これにより、2007年に合併する市の税と比較し、事務と財政の改革による年間損失は、税基準の0.2%にすぎない。

財政システムの準備にあたり、社会において非常にコストのかかる個々のケースを考慮している。よって、この種の大規模な支出のために国の補填プログラムを導入することとした。財政委員会はこれについての提案を提出するよう求められている。関連事項がこの

合意の第8章ソーシャルサービスに記載されている。最終的に補填プログラムの決定は、助成金と均衡化システムの修正に関する決定にあわせて行われることになっている。

ソーシャルサービスの資金供給プログラム準備に関して困難が生じれば、合意当事者は現在の基本率システムを維持する可能性について討議することで合意している。

広域圏

広域圏の設立

それぞれ独自の法によって規制される5つの新広域圏が設立される。この法は、広域圏政府の枠組みと広域圏の行う事務について規定する。

現存の県、大コペンハーゲンオーソリティ（HUR）、コペンハーゲン病院公社は解散される。

設立される5つの広域圏は以下のとおり。

北ジュットランド（North Jutland）を含む広域圏。仮名は「ノーディランド広域圏（Region Nordjylland）」

中部ジュットランド（Mid Jutland）を含む広域圏。「ミディランド広域圏（Region Midtjylland）」という。

南ジュットランド（South Jutland）とフネン（Funen）を含む広域圏。「シダンマルク広域圏（Region Syddanmark）」という。

首都とボーンホルム（Bornholm）を含む広域圏。「ホヴェドスターデン広域圏（Region Hovedstaden）」という。

残りのジールランド等を含む広域圏。「シャランド（Sjælland）」という。

広域圏の境界は法によって規制される。政府提案が境界決定の基礎となる。

合意当事者は北ジュットランド広域圏境界が変更されるべきかどうか考察する。

合意当事者は、ヘルスケアサービスを含む広域圏に与えられた事務を考慮すると、政府提案の北ジュットランドを含む広域圏は、持続可能であるとの意見である。よって合意当事者は、北・中部ジュットランドでの広域圏の境界設定に関する政府提案は最終的決定になりえると考えている。しかし人口は他広域圏よりも少ないということも承知している。

合意当事者は、北と西ジュットランドの全域がリムフォーデン（Limfjorden）のあたりで一つの広域圏に拡大するという解決策も示すことができる。しかし、合意当事者は、関係地域が意見を述べる前にこのような策を最終決定すべきでないとする。よって、示された北と中部ジュットランドにおける広域圏の境界が変更される場合、この地域の市の全面的、積極的な支持が必要となる。

政府提案にあるノーディランド広域圏は、サリングサンド（Sallingsund）、サンドソア（Sundsore）、スポトラップ（Spottrup）、スカイブ（Skive）、フェンズ（Fjends）、ヴィンデラップ（Vinderup）、ホルステブロ（Holstebro）、ウルフボーグ・ベム（Ulfborg-Vemb）、サイホルム（Thyholm）、ストルア（Struer）、レムビグ（Lemvig）、サイボロン・ハーボ

ーア (Thyboron-Harboore) の各市から成る。

実施計画の討議と関連し、合意当事者は9月に得た広域圏境界についての意見について考察する。境界決定は、市の境界決定のところで述べた政治的プロセスが後に続く。

ヴェイレ (Vejle) 周辺の地域の広域圏への編入について、ヴェイレで住民投票が行われた結果、ヴェイレは中部ジュットランドに属すべきだという決定について承知している。

しかし、多くの理由により、合意当事者は境界を政府提案の通りとすることとした。

第一に、専門的ヘルスケアの理由による。ヴェイレ・シゲハス (Vejle Sygehus) は、医学教育、治療、南デンマーク一帯で専門的ヘルスケア技術の情報発信を行い南デンマーク大学ヘルスケア学部の維持と発展に不可欠であるという点で、重要な要素である。第二に、ヴェイレの参画するトライアングルと呼ばれる共同ビジネス開発プロジェクトがある。最後に、合意当事者は、ヴェイレが南デンマーク地域では自ずと行政の中心となると考えている (以下参照)。

これらの理由にかかわらず、まだ地元が所属する広域圏を変えたいなら、合意当事者は地元の要求に応える用意がある。この件に関する最終決定は、9月の実施計画に関連してなされる。

しかし全広域圏の境界は、地元の意向に沿って調整されるべきという全般的合意がある。

5 広域圏の中央行政庁所在地について、新たな建物の建築を避けるため、現在の県庁舎を使うべきだということで合意している。中央行政庁の所在地は、広域圏全域から比較的アクセスしやすい地理的位置に置くべきである。

よって、新広域圏の中央行政庁所在地は、現在の県に関する法と同様に法によって規定される。

新広域圏の中央行政庁所在地は以下のとおりである。

- アールボーグ (Aalborg) (ノーディランド広域圏)
- ヴィボーグ (Viborg) (ミディランド広域圏)
- ヴェイレ (シダンマルク広域圏)
- ソロ (Soro) (シャランド広域圏)
- ヒレロッド (Hillerod) (ホヴェドスターデン広域圏)

さらに、合意当事者は、この改革によって県庁所在地の地位を失う町について、新たに以下の分権化された国の行政機構を置くことで、その利益について考慮する。

- 広域圏における国事務所
- 国の税センター
- 雇用

ホヴェドスターデン広域圏のボーンホルムについては、広域圏開発について独自の責任を与えることで合意した。

新広域圏設立のプロセス

2005年11月、新広域圏の統治母体を選出する選挙が行われる。

県議会の任期は法により2006年末まで1年延長される。

2006年、この新たに選出された統治母体が、新広域圏設立を準備する権限を持つ準備委員会として活動する。この委員会は、新広域圏の条例、広域圏議会の手続き、最初の予算、事務局の構造、その他新広域圏設立に関し必要な事項を制定する。大規模建設事業への投資や補足充当金等、現県議会の財政業務のいくつかは新広域圏の準備委員会によって承認されなければならないと定められている。よって県議会は、県の流動資産を含む財政状況について、準備委員会に情報提供を行わなければならない。

2006年、県議会は準備委員会の業務に必要な全費用を負担する。

新広域圏は2007年1月1日に施行される。

統治にかかる問題

新広域圏の統治母体の議席数は41に固定する。

広域圏の設立と統治システム等その他統治にかかる事項については、広域圏にかかる法により規定する。

新広域圏の統治母体を広域圏議会という。広域圏議会の議長を広域圏議会の議長という。

広域圏と域内の市との協力関係をさらに発展させるため、広域圏議会の議長と市長からなる連絡委員会を任命する。同委員会は年2回開催される。

広域圏の財源

広域圏の財政はヘルスケアとそれ以外の2つの部分に分かれる。これらの分野への資金源は、国からの補助金と、域内の市からの助成である。

ヘルスケア

広域圏の多数(約75%)は、ヘルスケアサービスのために国からの包括補助金を得ることになる。この補助金は、広域圏がヘルスケアサービスを等しく提供できるよう、支出需要を反映した多くの目的配分基準に沿って分配される。これらの基準には、個々の広域圏における人口の年齢構成やヘルスケアの必要性に影響を与える可能性のある社会構造を考慮する。新分配モデルは今後5年間にわたり徐々に導入される。

さらに、国からの資金供給として、広域圏に活動関連助成金が支払われる。総額は毎年決められるが、基本的にこれは広域圏でのヘルスケア支出の最大5%に相当するにすぎない。これは病院での活動を増やそうとする広域圏のインセンティブを強化するだろう。

さらに、ヘルスケアのための市からの資金提供がある。共同出資によって、市にヘルスケアにおけるより大きな役割が与えられる。資金の一部を負担することにより、市は予防事業により関心を持ち、ヘルスケアへの財政負担を軽減しようとするだろう。

この市からの助成は、住民一人あたり最大1,500デンマーククローネの基本部分と、活動関連助成からなる。基本助成は、詳細な手続きによって広域圏が決める(以下参照)。こ

の部分はヘルスケア支出全体の 10%以下になることが期待されている。活動関連助成は、ヘルスケアサービスの市民利用を基にしたもので、基本的に病院治療が済んだ人の数による。活動関連助成も広域圏のヘルスケア支出全体の 10%以下になることが期待されている。市からの助成について、ヘルスケアに関する本書の第 2 章において詳述している。

広域圏と市におけるヘルスケア支出の主な部分をまかなうために、国はヘルスケア税を課している。このヘルスケア税は、部分的に県所得税に代わるものであり、県所得税の残りの部分は市にあてられる。市税基準に基づくヘルスケア税は 8%を占め、この収入は広域圏と市へこれを分配する国へ入る。

その他の事務

広域圏、遠隔地、へき地の開発等への資金として、広域圏は事務に対応した基準によって国から包括補助金を受ける。また、広域圏は住民に開発税を課することもできる。開発税の最高額は住民一人あたり 200 デンマーククローネである。包括補助金とこの開発税が広域圏の裁量で開発事業に使われる。最後に、ソーシャルサービスと障害者教育のいくつかの事務は広域圏によって実施される。

市からの資金に関する配分の手続き

法は、ヘルスケア支出と開発のための資金提供を制限する予定である。この制限は、税規制パーセントに基づいて毎年規制される。この制限内で市の住民一人あたりの税額が毎年の財政合意で決定される。政府は、合意された以上の収入の中立化を確保するメカニズムを確立することができる。

各広域圏が規定された額より多く市からの資金提供を受けようとする場合、広域圏は最終決定を行う前に市と協議を行う十分な時間を持ってそれを通知しなければならない。協議は、広域圏と域内の市で設立される連絡協議会において行われる。市の 3 分の 2 の賛成で、規定額を超える資金提供の増加を否決できる。市が予算算定できる充分前に、市の基本資金提供がわかるよう、この過程が計画されることになっている。さらに、決定時期は市の予算策定スケジュールとあわせる必要がある。

ヘルスケアへの市の基本資金提供額は、住民一人あたり 1,000 デンマーククローネに固定する。開発への資金提供額は、まず、住民一人あたり 100 デンマーククローネとする。

市の助成と均衡化プログラム修正準備に関し、これらの金額は出発点として使われる。

広域圏における今後の財政プログラムの詳細については、法施行の前に、内務保健省の財政委員会において討議されることになっている。

広域圏への融資は毎年決定する。

広域圏における支出マネジメント

財源が明らかであれば広域圏への収入は予想がつく。財政マネジメントの明確な規則と経済的なバランスがあれば、広域圏は収入不足を避ける方法をとることができる。なお収入不足の恐れがあれば、広域圏は速やかに救済措置をとることになる。広域圏は、今日の

市や県のように収入不足が続くようであれば、内務保健省の指示下に置かれることもある。この場合、財政再生計画を策定しなければならない。これには短期借入れを伴うこともある。内務保健大臣は、市から広域圏への資金提供の固定最高額を一時的に変更することもできる。

この場合、市は、市からの資金提供の増額について拒否できない。

事務移管に伴う職員の転籍と資産、責任の分割

職員

改革にあたりできる限り安全な職員処遇の枠組をつくることで合意している。

職員は基本的にその事務に伴って動く。つまり、自分が行っている事務が他団体に移る場合、その職員もその団体に移る。

さらに、団体合意等により全職員に会社移籍法が適用されることが法に明記されることになっている。基本的に、職員は新たな雇用主を受け入れなければならない、解雇により雇用主を変更することはできない。一方、職員は移籍前と同じ条件で新雇用主の下でも働き続けることができる。

財務大臣が職員組織に改革の政府提案とそれによる職員への影響について知らせることについて、合意当事者は言及している。改革実施中要請があればミーティングが持たれることも職員に知らせている。

合意当事者は、市と県のMED委員会と国の諮問委員会が、職員の代表が改革によって影響を受ける職員への法的、財政的、社会的影響を議論する機会を確保するため、合意に従って関与することを強調している。合意当事者は、公共労働市場の各関係団体に市と県のMED委員会の間で市の合併と事務移管の後についての問題を共同議論する場を設けることを勧めている。

さらに、市職員が以前と同じ条件で新団体に雇用されるよう規定が作られる。

職員の分配については、職員が働く現団体と新団体の間で合意がなされる。統合委員会と準備委員会はそれぞれ、新しく合併する市と県について受け入れ団体に作られる。

さらに、一時的に5つの分配委員会が設立される。それぞれ委員は3人ずつで、関係団体間で職員分配についての争いがある場合、最終判断を下す権限を持つ。議長は内務保健大臣に任命される。国が関係する場合、さらに委員の一人は財務大臣に任命され、分配についての議論に参加する。他の委員2人は市の推薦によって任命される。国が関連する場合、この委員会は議長、財務省代表、分配に関連する地方団体からの代表一人である。問題が国と市の間の場合、委員会は議長、両関係団体からの代表一人ずつからなる。国は分配委員会から要請を受け、書記を行う。

全職員が、事務移管・市合併の充分前に新しい職場について助言を受けることを確実にするよう、法で時間的制限が規定される。

資産と責任の分割

事務配分の変更にともない、事務実施に関連する資産・責任が、新たに事務を引き受け

る団体へ移される。どの資産・責任と権利・義務がどの団体へ移されるか定義することが必要である。

特定の資産・責任と権利・義務の分配は、事務を引き渡す団体と受け入れる団体間で合意する。

上記の一時的な分配委員会は、関連する団体間で争いがあった場合、資産・責任と権利・義務の分配について最終判断をする権限が与えられる。

事務受け入れ団体に、契約等必要な行動をとる時間があるよう、いつ資産・責任と権利・義務の最終文書を用意すべきか、法で時間的制限が規定される。分配委員会は、改革実施後に明らかになる疑問についての判断を行うため、2007年末まで存続する。

2007年1月1日以前の国と市の間での事務移管は、総合的なバランス原則に基づく通常の交渉をとまなう通常の事務移管として扱われる。

改革に関連する更なるイニシアチブ

地域サービスセンター

国、広域圏、市にわたる市民サービスを含む事務を取り扱う地域サービスセンター設立を可能にする法が施行される。

地域サービスセンターにおける市民サービスのための事務実施に不適切な法の障害は取り除かれる。これに関し、関係団体間での情報交換が持たれる（第15章参照）。

監督、不服審査の構造を含む広域圏行政の改革

地方庁（国の地方事務所）とその長についての現在の規定は廃止される。構造改革と事務再配分についての合意により、家族・個人の権利、無料法律相談、不服審査等の事務を行う5つの新たな広域圏地方庁が、内務保健省の下設立される（第18章参照）。事務所の名前と場所は実施にともなって決められる。

新広域圏地方庁の境界は、広域圏と同じである。各5つの新広域圏地方庁にそれぞれ長をおき、日々のマネジメントと事務所に与えられた事務実施に必要な能力の確保を責務とする。

市民サービスの簡略化のため、事務配分の多くの調整が家族法の分野においてなされる。地方庁は2006年末に最終的に廃止され、新広域圏地方庁が徐々に確立される（第18章参照）。

合意当事者は、広域圏での公共事務所の位置のバランスが重要だと考えている。よって広域圏地方庁の位置は、新たに選出される広域圏の位置と関連して決められる。広域圏地方庁と市民との距離が離れている場合、その支所が設立される。

これら事務所と25から30の税センターにある新総合税行政部門の位置は、他の公共事務所と互いに調整して決定される。

評価機関の設立

公共団体の新構造の可能性をフルに活用すべきだということを合意した。独立した評価

機関を設立し、組織的に分権化した公共事務実施を調査し、比較結果を公表する。

この機関は公共事務実施についての知識を持ち、市の間での比較を行い、ひいては公共団体がより開放的、透明になるようにする。

この機関が他の適切な調査機関と密接に連携することが不可欠である。

この機関による評価と分析の目的は、公共団体での分権化された事務実施を比較、評価し、地域の効率性、財政マネジメント向上により事務実施における資源の利用促進のための努力を支援することである。これにより、政治家は意思決定に最適な基礎を持つことになり、市民は税に見合った最高の質の公共サービスを受けることになる。

この評価機関は内務保健省の下、市との議論の後、法によって設立される。同機関は、諮問委員会、執行委員会を持ち、日々のマネジメントを行う。同機関が 2006 年 1 月 1 日に施行するよう、2005 年 7 月 1 日までに執行委員会が指名される。

北シュレスウィグ (Schleswig) の少数派ドイツ人

北シュレスウィグのドイツ人は、デンマークにおける少数民族である。この少数派の歴史的立場を考慮すると、特別な配慮が必要である。

このドイツ人少数派の文化的社会的活動のための現在の財政支援は、維持される。

政府とドイツ人少数派は、どうやってこのグループが引き続き地域や政治に関与できるようにするかについて議論する。ドイツ人少数派の利益を保護するため、市法のセクション 17,4 に基づき任命される委員会のような、少数派からの代表からなる特別委員会の任命を新シダンマーク広域圏と北シュレスウィグ市に法的に義務付けるというモデルを基に、政府は少数派と議論を行う。

過渡期プログラム：全般

各行政セクターが、将来の事務移管を計画する十分な時間がとれるように過渡期プログラムを作成した（各章参照）。

市合併と新広域圏の設立により財政的な利益が得られると予想される。これは、合併市に利益を与える。しかし改革は一時的なコストも伴う。

一時的なコスト発生と財政的利益に時間的な相関関係はないので、申請書の提出により、以下の特別資金提供を利用できる。

- 制限つき貸与。貸与金は 2～3 年で返還。統合委員会は 2006 年に貸与か貸与合意等ができる制度を得る。
- 合併等により著しく影響を受ける市への特別補助金はかなり限られる。補足補助は包括補助金を通じて資金提供される。

改革に関するその他の組織または財政の問題

事務移管、資金供給システム、市境界の決定に関して、合併後の市において平均支出水準を満たす資金供給のバランスを確保するような新しい税率を計算することは可能である。

改革によって税や支出レベルが意図せず変化することを避けるため、合意当事者は、改革過渡期に計算されたレベルに相当する地方税の上制限を設定する用意がある。これにより改革の間、全部の税が安定する。

内務保健大臣もこの過渡期において、合併前の市の税率に基づいて新たに合併した市の税を変更することができる。これは、一つかそれ以上の合併市において何か不適切な財政措置がとられた場合、または、その他このような変更が適切と認められた場合に行われる。

市合併後最初の数年、内務保健大臣は、実施上困難がある場合、過渡期期間中、合併市のサービスレベルが市内の地域により違っていてもいいとする制度を置くことができる。

市改革の意図しない影響を避けるため、この任期期間中—2006年1月1日から2006年12月31日の期間も—市長であるが、最初の選挙で合併市の議会に選出された者は、8年任期をまっとうした市長と同じ任期の年金を受ける資格がある。

合意の法施行

一般的枠組み

この合意を法的に実施することは、公共事務実施の新しい枠組みを作ることである。合意当事者は、改革により増税や公共支出の増加につながるべきでないということを合意した。事務再配分は、改革は支出について中立的であるという原則と、資金は事務に続くことに基づいてなされる。新事務を受ける団体は事務を渡す団体によって補償されるようにすべきである。事務配分は、物価、給与インフレーション、新しい規則、人口統計上の変化等を調整し、2003・2004年年間会計に基づいてなされた。

タイムスケジュール

この合意の実施には、省庁間の包括的な調整を含む大規模な法整備が必要となる。構造改革の合意に関する法案は、内務保健大臣がヒアリングと国会に提出する前に、合意当事者に提出することになっている。

事務配分と分割について必要な法案は、2004・2005年国会期間中に国会に採択されるように政府が市議会から合併とパートナーシップ締結についての要望を受け取り、2005年1月か遅くとも2月には国会に提出される。必要であれば、合意当事者は、国会会期を延長する用意がある。

広域圏の分割と市分割に関する新法はこの法案に含まれる。市の分割とそれに伴う広域圏境界の変更は、遅くとも2005年7月1日までには決定する。合意当事者は、市と広域圏の分割についての最終判断に関わる。

改革全体は、現在の構造と事務配分から新制度へ徐々に移行する。しかし、新たな地域の分割については2007年1月1日に実施される。

全体的な改革のタイムスケジュールは以下のとおり。

- 2007年1月1日、広域圏は精神医学治療と国民健康保険サービスを含む病院に関する事務を引き継ぐ。

- 雇用関係分野について、全国的に雇用促進センター設立を開始する。
- 後期中等教育は、平行して 2005・2006 年度から行われる学校改革に合わせ国に移管。
- 成人教育センター (VUC) は、2005・2006 年度から後期中等教育とともに国に移管。
- 準備政治教育、看護と X 線技術教育、社会保健教育は、2007 年 1 月 1 日に国に移管。
- 市は 2007 年 1 月 1 日からソーシャルサービスの資金供給の責任と行政事務の責任を受け継ぐ。この日、広域圏も、現在県の社会福祉関係の事務を引き継ぐ。これには、社会的あるいは行動に関する問題から、自身の家庭以外で保護される子供と若者に関するものを除く。これは、2006 年の判断により、彼らが置かれる市へ移管される事務についても適用される。後に、広域圏から市への事務移管がさらに行われる。
- 2007 年 1 月 1 日、市は、障害者教育、成人障害者教育、小さな子供のための特別教育支援の権限と資金提供の責任を受け継ぐ。広域圏は、青少年あるいは成人のための障害者教育を提供する現在の広域及び県の事務を受け継ぐ。市はまた、国に移管される失読症教育に関するものを除き、残りの県の事務を受け継ぐ。
- 商業分野において、変更は 2007 年 1 月 1 日から実施される。地域職業サービスは市に置かれ、広域圏は全国をカバーする成長市場を設立する。
- 2007 年 1 月 1 日までに広域圏は、地域・広域圏バス事業と国に移管されない部分の県鉄道の事業を行う交通会社を設立しなければならない。コペンハーゲン地区（ボーンホルムを除く）とシャランド広域圏で事業展開する交通会社が設立される。2007 年 1 月 1 日、コペンハーゲン地区以外の圏鉄道は、当該広域圏との協議後、特別調査に基づき、国か交通会社に移管される。
- 2007 年 1 月 1 日、県道の大部分は市に移管。残りは国へ移管。
- 2007 年 1 月 1 日以降、自然と環境に関する県事務は国と市で分配。
- 計画分野において、現在の広域計画 (『広域計画 2005』) のためのガイドラインは、2006 年 1 月 1 日以降、全国計画方針として法的効力を持つ。計画の事務は、県及び大コペンハーゲンオーソリティで 2007 年 1 月 1 日まで行われる。よって、『広域計画 2005』は全国計画方針となり、市が新規則によって独自の地域計画を策定するまでの過渡期の間、地域計画のガイドラインとなる。
- 税と徴税は政府に集められる。事務の移管は 2005 年中に行われる。正確な時期については法で規制される。
- 文化分野についての変更は 2007 年 1 月 1 日に施行される。
- 国の地方庁は 2006 年末に閉鎖され、5 つの新広域圏地方庁が 2007 年 1 月 1 日に監督や不服審査を扱うため開設される。2007 年までの期間中、地方庁の事務や管理を新広域圏地方庁の長に委ねることができる。
- 2007 年 1 月 1 日に境界設定と資金供給改革。

改革は、各セクターで実施されるまで適用される。合意当事者は公共事務実施の変更を行える。

選挙区

構造改革の実施により、現在の選挙区を見直す必要が生じる。国会の各政党との議論後、内務保健大臣は選挙区委員会を任命する。同委員会は、市の新境界に照らし、現選挙区割変更の必要性について考察し、提案を行う。

第2章 ヘルスケア

合意当事者は、利用者が高い専門性の予防、検査、治療、ケアに制限なく平等で自由にアクセスできる、強力な公共ヘルスケアサービスの支持と促進を望んでいる。さらに、ヘルスケアサービスは高品質でレベルの高い教育と研究を提供すべきである。

よって、合意当事者は、以下の事務と責任の配分に合意した。

- 広域圏が病院、GP、他の健康保険プログラム、精神科治療の責任を持つべきである。
- ヘルスケア部門において、広域圏は事務実施のための共通した条件を持つ。ヘルスケアは主として、支出需要の目的別基準、小規模な国活動プール金、市からの補助金を基にした包括補助金によってまかなわれる。
- 国家保健委員会(National Board of Health)は、全国的な調整と最も専門的な治療の集中に責任を持つ。
- 中央のヘルスケア関係官庁は、共通の基準に照らしヘルスケアにおける質、効率性、IT 利用の組織的なフォローアップを確立する責任を持つ。
- 市は入院していない時に実施される予防、ケア、リハビリテーションの責任を持つ。市は特に、予防とリハビリテーションの新しい実施方法を発見すべきである。
- 市と広域圏は法により、治療、訓練、予防、ケアについて協力することが義務付けられている。義務的なヘルスケア合意の中に、虚弱者や高齢者へのケア終了手続きそして予防とリハビリの終了手続きについての合意も含めるべきである。
- 市はヘルスケアサービスに資金提供する。これにより市は予防、訓練、ケアにより一層力を入れることになる。
- 市による資金提供は、住民一人あたりの基本部分と活動関連部分からなる。

より規模の大きい広域圏は、政府ヘルスケア諮問委員会と行政構造委員会の勧告にあるとおり、病院の事務実施にあたり専門性、財政面でよりよい装備がある。一体化したコペンハーゲン広域圏は全コペンハーゲン地域における効率的な調整を提供するのによりよい装備を備える。

より多くの治療を集中し、専門化による利益を得、限りある人材利用確保のための十分な基礎がある広域圏は少なくなる。さらに、共通の全国的な質の基準を満たすことはより容易になる。患者に関する情報交換を容易にするコンピュータ化された案件記録設立の可能性も向上するだろう。新広域圏はまた、高いレベルの調査と教育に十分な専門的、財政的持続性を備えるだろう。

研究は、ヘルスケアサービス業績の総合結果である。よって、全広域圏が高い質、高いレベルの研究を支援する義務がある。研究費の分配によって研究環境を強化し、各広域圏が中核とする能力発展の機会とすべきである。

各広域圏においてヘルスケア計画の権限と責任は、広域圏において選出された議会にある。この議会は広域圏のヘルスケアについて、治療分野間の優先順位、実際の事務実施の

準備、病院でのマネジメント原則、病院と GP 間での協力等、多くの判断を行う責任がある。病院事業への投資と拡大を調整することも重要である。

焦点は保健と予防促進に置かれるべきである。市は特に、例えばヘルスケアセンターの形において、予防とリハビリテーションの新しい方策を見つけるべきである。

広域圏が病院を閉鎖する場合、ケア、予防、リハビリテーションにおいて、新しい地域における方策を確立し発展させるように、利用できる能力の利用ができるかどうか考慮すべきである。市がヘルスケアの他事務と地域サービスを調整できるよう、市に病院閉鎖に対応する機会と時間を与える方法が特定されることになっている。

専門性の計画と質についての全国的調整

治療が、高度に専門化した部門と病院やプライマリケアでの基本レベルと調和して実施されることが重要である。ヘルスケアにおける高度に専門化した資源が調整されて利用されることと、治療が高い水準を保つことも重要である。

中央のヘルスケア関係官庁からの、がんや心臓病患者の治療機関の場所等、高度に専門化した治療についての助言によって、広域圏を拘束することになる。政府の諮問委員会と行政構造委員会からの勧告に基づいて、中央のヘルスケア関係官庁は、質の水準と広域圏における IT 導入を特定する。

ヘルスケアサービスの質向上のためのデンマーク・モデルを確立する活動は始まっている。このモデルにより質の水準を定め、ヘルスケアサービスへの信頼を確保するであろう。この活動は中央のヘルスケア関係官庁、広域圏、市の緊密な協力により維持されるべきである。国家保健委員会は、水準等の特定の必要条件を定める。

中央のヘルスケア関係官庁は、コンピュータ化した案件記録の迅速な実施を確保するよう、ヘルスケアサービスにおける IT 導入基準の必要条件を定める。これにより、広域圏間でのシステムの一貫性を確立する。これは、ヘルスケアシステム全体を通じて治療プロセスに貢献し、質の高いヘルスケアサービスの記録を確保する。

リハビリテーションに関する市の責任

市は入院していない時に行われる訓練やリハビリテーションへの資金供給の責任を担う。市の機関、民間、または合意の上、公共病院でこの事務を実施することができる。リハビリテーションに関する枠組みは、広域圏と市の間での法定のヘルスケア合意により規定される。

病院は引き続き、各患者にどのようなリハビリテーションが必要かその計画を作成する。この計画は、患者が退院後も行われるべきリハビリテーションが実施されるよう、患者を保護するためである。リハビリテーション計画は、専門家によるリハビリテーション前後の患者の機能レベル評価を含む。

入院中とその後のリハビリテーションにかかる財政の中立性を確立し、資金に関する考慮を避けるため、市は、比較的少ない率を基にした基本率モデルを通じ、入院中のリハビリテーションの資金供給も行う。リハビリテーションの資金は、3,000 デンマーククロー

ネの入院時の率に含まれていない。

広域圏と市との協力増

建設的で一貫性のある患者プロセスのために、病院、GP、市との協力が効率的で安定的であることは非常に重要である。

よって、治療、予防、ケアの間で必要な一貫性が得られるよう、義務的な広域ヘルスケア合意という形で、市と広域圏の間で法定の協力関係を設立することとした。

義務的ヘルスケア合意には、虚弱な高齢の患者の退院に関する合意、精神的な問題のある人々のソーシャルサービスについての合意、予防とリハビリテーションについての合意が含まれる。

ヘルスケア合意は、広域圏、圏内の市、民間医療機関からの代表からなる広域圏諮問委員会による。この広域圏諮問委員会は、例えばサービスレベル、専門性の指示、訓練における訪問の基準についての紛争の解決、そして計画について連続した対話を行う基礎として利用できる。

ヘルスケア合意は、政府によって定められた要請に基づき、共同のサービス目標を公表する。

全国健康保険サービスの交渉委員会のメンバーになることで、市は集団的合意に影響を与え、ひいてはより多くのサービスが地域のニーズに向けられるようにすることができる。

質と一貫性を支える資金提供システム

国は、支出需要に関する目的別基準に基づいて広域圏に包括補助金を支払う。これで広域圏にヘルスケア分野の事務実施のための一定の財政条件が整う。広域圏の資金源は、主として、広域圏が自由に優先順位を決めて計画できる包括補助金である。資金の一部は、国の活動資金源にあてられる。これは広域圏に渡されるが、広域圏が合意した活動を行わなかった場合、一定率削減される。

広域圏、病院、部、その他のレベルにおいて、組織的で一般も閲覧できる生産性に関する分析を行い、よい費用対効果を実現できる能力があるかどうか明らかにすべきである。生産性分析は、最善策が早く知られるようにする重要なマネジメント技術となるだろう。さらにサービス宣言により、病棟における質、サービス、設備に関して、開放性が生れるだろう。

ヘルスケアサービスと地域における事務との間の一貫性を向上するため、市はヘルスケアサービスの一部を支払う義務がある。

ヘルスケアサービスへの市の助成は、住民一人あたりの基本補助金と活動関連補助金からなる。この詳細については広域圏の資金に関するセクションに記載した。

市民の利用状況によって、市が市民の治療費用の一部を負担することで、市が予防、訓練、ケアの分野でよりいっそう努力するインセンティブになる。

以下の市の活動関連補助金は広域圏に支払われる。

- 入院（患者一人あたり最大 3,000 デンマーククローネ）
- 治療を受けた患者の義務的負担
- 外来治療
- リハビリテーション
- 精神科治療
- 国民健康保険（GP 等）

予防とケアの効率的実施により病院治療の機会を減らした市は、市民の治療による支払い負担が少なく済む。市民にとっては、自分の家と担当医の近くで適切にニーズが満たされる利益がある。

現在県が治療を受ける患者に対して市に課しているケア料金を身体と精神科の両方の患者について課すことで、不必要な病院治療を減らしできる限り早く退院させることができる。

国民健康保険への市の一部負担と国民健康保険サービス交渉委員会に市の代表が参加することで、（疾病保険や自宅でのケア等の分野で）GP と市の緊密な連絡等、民間医療機関と市の保健事業を関連させることに役立つ。

過渡期プログラム

広域圏間の財政状況の違いを徐々に柔軟に均衡化するため、新しい補助金モデルは、5年にわたり目的別基準を基に徐々に導入される。

第3章 雇用

市民と会社のアクセスポイントが一か所となるよう、将来の雇用システムは地域の雇用センターにおいて組織される。以下の中心事項について合意された。

- 市民と会社にとって一箇所のアクセスポイント。支援が必要でサービスを利用する全市民と会社は一つの地域雇用センターを利用する。
- 地域雇用センターは独立した組織として会社、所得レベルは問わず就労者、失業者のための事務を行う。センターは以下の事務を行う。
 - ◆ 会社と就労者に対し仕事と教育について助言
 - ◆ 新たな従業員のエージェントとして会社と連絡。リクルートの支援
 - ◆ 訪問、再訪問、求職に関する支援と連絡
 - ◆ 職業計画を作成し、積極的オファーを行う
 - ◆ 入札等オファーを斡旋し結果をフォロー
 - ◆ 失業者の可能性について焦点をあてる
- 手当てについて分離。市民への公的補助受給資格とその額の評価は、雇用センターで行わない。
- どの失業基金を失業者が利用しているかでなく、失業者のニーズに焦点をあてる。
- 可能性のある失業者は仕事を得るべきで、雇用センターの利用者になるべきでない。職を得る見込みの高い失業者は仕事を得、最初の1ヶ月雇用センターをいくらか利用するのみに留まるべきである。
- 必要であればソーシャルサービスと連携し、一貫性のある雇用事務。全ターゲットグループに対し、ソーシャルサービス、ヘルスケア、雇用サービスが合同できるようにすべきである。
- 国の雇用政策と地域の努力が関連するような、雇用事務に関する中枢部におけるマネジメントと監督。
 - ◆ 雇用事務の結果と効果に焦点をあてる。雇用事務の結果と効果を評価する新しい全国的なシステムが導入される。
 - ◆ 地域において結果が出せなければ、4広域圏における政府は介入できる。広域圏は、目的別に定めたターゲットグループのための事務実施の枠組みを作成しなければならない。広域圏は自らの資金で、大規模な会社閉鎖に備え、効率的な予防措置、障害の除去、迅速で活発な努力を行う。
- 労働市場の参加者は、中央、広域圏、地域の各レベルの雇用事業に影響を与えるべきである。
- 失業保険基金は、給付、評価の現事業を維持し、被保険者に助言、ガイダンス、サービスを提供する。
- 新雇用システムは、市民と会社のための雇用事業ができる限り効率的であることを確保すべきである。

すべては一つの機関内で：雇用に関するデンマーク雇用サービスと市との協力

市民と会社が雇用に関して一つの窓口を持つように、全国的にデンマーク雇用サービス(Danish Employment Service)と市とが共同雇用センターについて協力関係を確立する。全員のための一つの窓口ー仕事を必要とする失業者のため、転職したい市民のため、求人あるいは従業員をとどめたい会社のためである。

120 万人近くの市民が毎年、市や雇用サービスに問い合わせている。よって、将来の雇用サービスが市民や会社の近くで行われることが重要である。就職する可能性の高い失業者は仕事をもつべきで、雇用サービスの利用者に留まるべきでない。十分な資格のある失業者は、雇用センターの利用を限られたものにすべきである。労働市場において厳しい状況にある失業者には、必要であれば社会保障給付金とあわせて仕事を提供すべきである。全ての人々が支援を得るべきである。

デンマーク雇用サービスと市の協力は以下のモデルを基にする

以下について合意がなされている。

全国に共同雇用センター

- 全国でデンマーク雇用サービスと市が共同雇用センターに取組み、雇用に関してパートナーシップを始める。
- 地域雇用センターは、全ターゲットグループにとって共通で唯一のアクセスポイントとなる。雇用センターは、市民と会社に関連する事務を行う。事務の質と専門性の維持には、各雇用センターに十分に大きな人口統計基盤が必要である。
- 雇用センターが同じロゴ、基準、方法を使用することで、全国共通の新しい一貫性のある雇用システムを確立する。
- 失業保険に加入している失業者の全支出は国が負担し、市は国の補填によりその他のターゲットグループの支出をまかなう。
- 国は失業保険加入の失業者に責任があり、市はその他のグループの責任を持つ。
- 雇用センターの全職員は、全ターゲットグループに関する事務を行う。
- 雇用センターは地域におけるターゲットグループの全員に関する事務を行う。雇用センターはまた、失業保険加入の失業者には最低、一般的な事務（登録、履歴書、求職、助言等）を行う責任がある。
- 雇用センターが特別な専門性を必要とする場合、その個人を他の雇用サービス提供者、他の公共団体、または特別な事務を担当する 40 の雇用センターに紹介することができる。
- 政府は、全国において市が職員、資金等、デンマーク失業サービスシステム(Denmark Unemployment Service system)を利用できるようにし、共同雇用センターで実施される事務の最終責任を持つ。
- 雇用センターの事務の地域に固有な部分は、独自に管理される。市議会が共同雇用センターにおいて行われる地域事務の最終責任を持つ。

- 市はデンマーク失業サービスに協力し、雇用大臣はこの協力に関する最低の要件を規定する権限を持つ。

特別な任務を持つ最高 40 の雇用センター

- 全国で最高 40 箇所において、国と大規模な市の間で、地域における全ターゲットグループと保険加入者の失業者を対象にする共同雇用センターが設立される。これらの 40 の雇用センターは、周辺の小規模な雇用センターから送られてきた保険加入の失業者のため—例えば、長期間失業の恐れがある人、複雑な職業計画等—の多くの特別な事務を行う。

10 のパイロット雇用センター

約 10 のパイロット雇用センターが 40 から選ばれ、政府が市を通じて保険加入の失業者の責任を持つ特別な責任を担う。

新雇用システムの評価

この新雇用システムの評価を行うことで合意された。評価の目的は以下のとおり。

- 3つの種類の雇用センター（雇用センター、特別な責任を持つ雇用センター、パイロット雇用センター）の経験と効果を文書化する。
- 以下のようなより効率的な雇用システム提供に貢献する
 - ◆ 資源と技術のより効率的な利用
 - ◆ 雇用事務の結果と効果により焦点をあてる
 - ◆ 方法や道具の効率的な利用
- 新雇用システムの評価は2つのレベルにおいて実施される
 - ◆ 中央において規定された多くの成功基準に基づき、雇用センターを相互的に評価
 - ◆ 雇用センターにおける利用者アンケートを通じて
- この評価は以下のことに焦点をあてる
 - ◆ 事務の効果と結果
 - ◆ テストの運営とマネジメント
 - ◆ 共同訪問
 - ◆ 共同でコンタクトする過程
 - ◆ 共同での会社への接触
 - ◆ その他雇用サービス提供者の共同利用
 - ◆ 活性化
- 評価は継続して 2007 年から 2010 年末まで実施される。

合意当事者は、実施の詳細について理解している。

第4章 後期中等学校と高等準備試験コース

合意当事者は、若者教育において一貫性が向上し、全員に良好で得やすい教育の選択肢が確保されることを望む。政府に若者教育の責任を集中させることによって、一律なマネジメントや、専門性や地域の状況によりそれぞれの機関の間でのより広範囲での協力を進めることに役立つ。

合意当事者はよって、将来の事務配分について次の原則に合意した。

民間機関

- 後期中等学校と高等準備試験コースは国の事務とする。過渡期間の後、機関は民間となり、新制度では料金によって資金がまかなわれる。
- 地域から（広域圏、市、産業）と高等教育の代表とが多数を占める新しい執行委員会は、過渡期の後、後期中等学校と高等準備試験コースのマネジメントを行う。執行委員会は、後期中等学校と高等準備試験コースの能力と与えられた範囲の予算内で特定の教科や選択科目についての決定を行う。拡大の決定や学校やコースの閉鎖についての広域圏と教育大臣への勧告も、委員会の権限に含まれる。
- 後期中等学校と高等準備試験コースの執行委員会はそれぞれ、毎日のマネジメントを行う校長や教師、その他職員の雇用や罷免の責任も持つ。政府は共同合意に関する全般的な責任を持つ。
- 後期中等学校と高等準備試験コースは、能力や入学についての決定を含むマネジメントの責任を持つ。広域圏の承認を得て、学校間で能力、教育上の選択、生徒の振り分けについてのパートナーシップを締結する。
- 教育大臣により規定された強化と選択科目の承認を受け、各学校は必要な幅広い学習や選択科目を提供する。
- 後期中等学校と高等準備試験コースは今後も自由に選択できる。

広域圏

- 後期中等学校と高等準備試験コースでのパートナーシップ締結等、教育機関の連携について、広域圏は教育機関の地理的な位置や全員が充分で幅の広い教育上の選択肢が得られるように調整する。以下の基本教育が含まれる：後期中等試験（Stx）、高等準備試験コース（hf）、高等商業試験コース（hbx）、高等技術試験コース（htx）、基礎職業訓練、基礎農業訓練、基礎社会保健教育。
- 後期中等学校と高等準備試験コースでのパートナーシップ締結に加え、広域圏はこれら教育機関への生徒の振り分けを調整する責任がある。生徒の振り分けには、本人の学校、学習、選択科目、通学時間についての希望を考慮する。
- 広域圏は新しい後期中等学校、高等準備試験コース、その他若者教育の設置位置を勧告する権利がある。教育大臣が地理的位置について最終決定を下す。
- 広域圏の事務への補助金は、開発補助と、現在の財源の枠組みから削減された包括

補助金からなる。

国

- 全国一律の質と基準の維持
- 政府は後期中等学校教育の教育上の監督を引き続き行う
- 政府は資金提供の全責任を負う
- 補助金により政府は後期中等学校と高等準備試験コースの資金をまかなう
- 教育大臣は、専門的、財政的持続性と地理的位置を基に、教育施策の承認を行う。例えば、高等準備試験コースが個々の科目を実施できるかどうか、成人教育システムが2年の高等準備試験コースを実施できるかどうかである。
- 国が学習と選択科目の幅に関する全責任を負う。教育大臣は各教育機関が個別の学習と選択科目を提供することを最終的に承認する。
- 教育機関と広域圏と協力し、政府は全国民に充分で幅広い教育の選択肢を確保する責任がある。

マネジメントシステムの分析

- 民間所有と料金による資金供給が実施される前に、管理システム（民間及び料金による資金供給と教育上の規則と監督官庁との関係）についての全般的評価が行われる。
- この全般的評価には、執行委員会における職員の代表の問題についても含まれる。後期中等学校の生徒と職員は、技術職業学校の生徒と職員同様、執行委員会における代表権がある。

マネジメントシステムの改革

- 民間所有と料金による資金供給についての分析を基に、マネジメントシステムが、できるだけ多くの人が高い質の若者教育を開始し修了することや、若者教育の幅が広く多様で、資源が効率的に利用される等、教育上の目的をより実現するよう、近代化される。
- 後期中等学校と高等準備試験コースが料金制度に移行する時、「単一機関」として後期中等学校は、技術職業学校よりも入学者数や活動の変更に脆弱であることを考慮する。財政マネジメントも、全国的に改革の目的が実施されるように、現在の後期中等学校の専門的な特徴を考慮する。

過渡期プログラム

- 後期中等学校の政府への移管は、2005・2006年度から始まる後期中等学校改革開始にあわせて実施される。
- 2年半の過渡期の後、これら機関のマネジメントと財政は若者教育に関する他の機関と調和される。つまり、後期中等学校は民間となり、料金システムによって資金がまかなわれる。

- 政府は 2005 年春に予定される集合合意を承認する。必要であれば、これに関する特別な認可が 2004 年秋に法で規定される。

若者のための教育ガイダンス

- また将来、小学校、様々な若者教育機関とともに若者のための教育ガイダンス (Educational Guidance for Young People) が、全若者がよい助言とカウンセリングを得、できるだけ多くの若者が教育を得られるよう重要な役割を果たす。

第5章 成人教育センター（VUC）と準備成人教育（FVU）

合意当事者は、成人教育における一貫性向上を目指している。成人教育センターと職業訓練機関のための一律の枠組みが設立される。職業訓練機関は現在、ビジネス課程レベルの基礎成人教育と職業成人教育の主な提供者である。

合意当事者はよって、将来の事務配分について以下の原則に合意した。

- 政府は、成人のための教育センターの責任を引き継ぎ、これらの機関は新しい近代的な制度において民間となり、料金システムにより資金を得る。
- 準備成人教育は現在の成人教育をベースとし、実施責任は政府に移管される。
- 成人教育センターは、学習、入学、建物、財政に責任を持つ執行委員会を伴う民間機関となる。
- 今日、ほとんどの県の成人教育センターは、唯一あるいは数少ない主の成人教育センターと多くの地域センターからなっている。政府が責任を持って、一つの主センターと多くの地域センターという成人教育センターの構成は変わらない。個々の機関の執行委員会は、広域圏と連携し、教育施設の運営についての判断を行う。
- 成人教育センターの運営は活動関連料金補助金を通じ、政府によって資金供給される。
- 政府は内容と監督等のマネジメントを維持する。
- 教育施設のタイプにあわせ、各機関は違うタイプの事務を実施する。
- 政策を通じ、現在成人教育センターが提供する環境を保持するよう、政府は全国において幅広く様々な種類の成人教育を展開する。
- 成人教育センターは引き続き他のセンター、職業教育機関（職業技術学校と労働市場センター）、地域コミュニティにおける教育機関と連携する。成人教育センターはより一律の規則を得、これにより連携のよりよい基礎ができる。
- これら成人教育機関との連携において、広域圏は、充分で多様な成人教育を全員に提供するよう、域内の教育機関の能力と地理的位置を含む内容について調整する。
- 広域圏の事務は、開発補助金と、現枠組みの中で小規模な包括補助金によってまかなわれる。
- 国は引き続き、内容と監督等のマネジメントに責任を持つ。これにより、成人教育センターによって提供される教育が全国的に均一で高い質を持つことを確保する。各教育機関の執行委員会とマネジメントは、その機関の運営責任を持つ。
- 失読症の人のための成人教育は国の責任となり、準備成人教育法によって統治される。失読症教育のための訪問は、成人教育センターが行う。このように成人のための教育は一箇所に集中される。準備成人教育と失読症教育に関する集合合意を形成する責任は、成人教育センターに移管される。これに関し、市民の近くで幅広い選択肢が確保されるよう規則がつくられる。
- 現在の成人教育センターの運営と資金供給は基本的にそのまま国に移管される。

- 成人教育センターの国への移管は、2005・2006年度から始まる後期中等学校改革開始にあわせて実施される。
- 2005年春に予定されている集合合意を国は承認しなければならない。必要であれば、これに関する特別な認可が2004年秋に法で規定される。
- 2年半の過渡期の後、これら機関のマネジメントと財政は、職業技術機関のそれと調和される。つまり、成人教育センターは民間となり、料金システムによって資金がまかなわれる。民間所有と料金による資金供給が実施される前に、全国における幅広く多様で高い質の教育と効率的な資源利用の観点から、管理システム（民間及び料金による資金供給と教育上の規則と監督官庁との関係）についての全般的評価が行われる。これに関し「単一機関」として成人教育センターは、入学者数や活動の変更に対し脆弱であることを考慮する。

第6章 看護とX線写真技術教育

合意当事者は、様々なヘルスケア教育とヘルスケア機関における技術の間での質と相互作用を強化し、中期ヘルスケア教育が地理的に広がることを望んでいる。

合意当事者はよって、将来の事務配分について以下の原則に合意した。

- 看護とX線写真技術教育を行う機関の管理運営の責任を政府に置く。
- 看護とX線写真技術教育は、生涯教育センター（Centres for Further Education）で実施することができる。
- 市と広域圏と共に国は、これらの教育への年間入学料を定め、資格のあるヘルスケア職員の必要が満たされるようにする。
- X線写真技術教育に含まれる事務を調整する必要性がまだあるだろう。北ジユットランド県とフネン県のX線写真技術学校は、生涯教育センターに移管された。
- 教育大臣は生涯教育センターに、教育施設において特定の専門的、高度な教育を提供するよう命令することができる。将来、この権限に、看護とX線写真技術教育も含まれるようになる。

第7章 社会保健教育（SOSU）

合意当事者は、職業若者教育においてより明確で透明性のある相関性を促進し、全国の社会保健機関において技術のある労働力が充分確保できることを望んでいる。

合意当事者はよって、将来の事務配分について以下の原則に合意した。

- 社会保健教育を行う機関の管理運営の責任を政府に置く。
- 過渡期の後、これら機関のマネジメントは、他の職業若者教育と調和される。
- 基本的に、社会保健教育は、今日と同じ機関によって実施される。
- 社会保健教育は、学校での訓練と実習を含み、入学要件もそのままである。社会保健教育実施機関の内容や資金についての現在の違いは、平均化される。これにより、教育を受ける場所に関わらず、これらはより一律となる。
- 基礎訓練と訓練生の実習教育には、引き続きヘルスケアセクターの資格ある職員が必要である。民間医療機関のヘルスケア職員の必要性が、実習場所の必要性の分析に含まれる。
- 市や病院のプライマリケア利用者との実習による提携は維持される。市と病院が訓練生の実習場所を提供する責任はそのままであり、実習場所は、資格ある職員がいるかどうかによる。よって、広域圏との対話に基づき教育大臣は、広域圏と市に実習場所の最低数を確保するよう命令することができるようになる。さらに、民間医療機関での実習場所の増加が望まれる。
- 市と広域圏も、社会保健教育機関の執行委員会に代表を送る。
- 長期的に、双方の利益のために、社会保健教育を職業技術教育に統合することは可能である。これにより、これらの教育において柔軟性と利益の移転が可能になるだろう。
- 社会保健教育機関との連携において、広域圏は、充分で多様な教育の選択肢を全員に提供するよう、域内の教育機関の地理的位置や能力等について調整する。
- デアコニーセススチフテルセン（Diakonissestiftelsen：社会福祉、保健関係の非営利団体）との合意により、アーハス（Arhus）、ディアナルンド（Dianalund）、フレデリクスバーグ（Frederiksberg）のカレッジで修了した社会保健教育は、そのままとする。

第8章 ソーシャルサービス

合意当事者は、ソーシャルサービスにおける事務配分を明確にし、その事務が迅速にまた他のサービスと密接に連携して適格な方法で実施されることを望む。今日、市民と市が利用する広範囲なサービスと専門性をさらに展開し、支援すべきである。

市は、市民が必要とする援助をその個人に提供する責任を持つようになる。

広域圏は、市が専門性の持続性をもって提供できないサービスを維持し、展開する責任がある。

一貫性があり包括的に知識を集中し、またそれを高め、市民と市にカウンセリングと助言を行い、特別カウンセリングを確実にするため、知識と特別カウンセリング組織が設置される。全国的にこの事務に関する知識が組織的に集中することで、障害者に関する知識やこの人たちのための特別カウンセリングを展開することができる。

合意当事者はよって、将来の事務配分について以下の原則に合意した。

市民への責任とサービスの位置と機関

- 市はソーシャルサービスの分野について、財政的責任と権限を持つ。
- 広域圏は、域内の現在の県機関が実施する事務の提供と開発の義務がある。これらの事務に含まれるのは、若い犯罪者のための安全な施設、障害のある子供のためのサービス、多くの支援を必要とする精神障害者のためのサービス、長期にわたるケアや治療、アルコール、薬物中毒者のための治療等である。さらに広域圏は、この分野における民間の機関に関する県の権利と義務を引き継ぐ。
- 社会的または行動の問題により家の外に置かれる必要のある青少年に関するその他現在の県の事務は、その個人が住む市の責任となる。さらに市は、この分野における民間機関に関して県が所有する権利と義務を引き継ぐ。
- コペンハーゲン市、フレデリクスバーグ市、ボーンホルム広域市は現在の事務を維持する。
- 各市は必要とされるソーシャルサービスを市民が利用できるようにすることを確保する責任がある。これは、自らの事務実施による場合もあれば、広域圏等他からそのサービスを購入する場合もある。
- 広域圏は、新しいサービス等、域内の能力・サービスの調整と制度に責任を持つ。さらに広域圏は、ニーズの発展に応じてサービス内容を継続的、専門的に発展させる責任がある。広域圏がサービスと制度を専門的に発展させるという義務は、域内の各市が年一回作成する文書に基づく。この文書は広域圏内で利用できる場所についての要請と市のニーズを説明する。この文書は、市と広域圏間の年間合意の基礎となる。年間合意は、広域圏の調整や開発責任を規定する。市は、自らサービス・制度を運営することもできる。
- 能力と最も特化した全国的なサービスの構成については、各広域圏が一致して調整しなければならない。

- 特に大規模なソーシャルサービス機関については、広域圏は開発計画を準備しなければならない。計画は域内の市と議論の上、策定される。
- 政府はサービス・ポータル（入り口）を設立する。サービス・ポータルは、市と広域圏及び承認された民間機関によるサービス一覧である。この運営資金は国がまかなう。
- 訪問事業を行う市は個人の監督、つまり市民個人の監督の責任を負う。合意当事者は、組織的な監督の詳細についてさらに議論する。
- 現在の不服審査に関する手続きは維持する。

財政

- 市は財政の全責任を持つ。政府からの補償プログラムについては以下を参照。広域圏のサービスは市によって資金提供される。広域圏と全国的サービスへの支払いの原則については、市と広域圏の議論後、決定する。
- 政府の補償プログラムは、出費が非常に大きい個々のケースの負担が市に課されないよう導入される。このプログラムは専門的でないものから非常に特化したサービスまで全ソーシャルサービスに適用される。このプログラムには、市が共同してそしてめいめいに、包括補助金の規制を通じて資金提供する。しかし最終的な補償プログラムの決定は、補助と均衡化システムの修正に関連して行われる。資金供給システムは、市が現在の基本料金システムより財政的により持続性があるようになるということを反映すべきである。
- 国の補償は現在実施する分野、つまり、女性受け入れセンターと危機センターにとどめるべきである。

知識とカウンセリング

- それぞれ独立した県知識センター、国立知識コミュニケーションセンター、デンマークリハビリテーションと障害者教育のための技術支援センター、そして最も専門的な国及び広域圏のカウンセリングサービスが、一つの組織、知識と特別カウンセリングに関する全国的組織の下に置かれる。この組織は執行委員会を持ち、国、広域圏、市、消費者団体の代表が委員となる。この組織が行う特別カウンセリングの型について、市、広域圏、消費者団体で議論される。
- 知識と特別カウンセリングに関する組織は、市と機関に知識を収集し、発展させ、情報処理し、コミュニケーションし、複雑な個別ケースにおける特別カウンセリングの推薦を行うことで市と市民を支援する。これは、知識と特別カウンセリング機構（Organisation for Knowledge and Special Counselling）下の全国にある多くの衛星機関を通じてか、病院等のその他のネットワークを通じて実施される。
- 視覚障害機構（Institute for the Blind and the Partially Sighted）、レフネーススコーレ（Refsnaesskolen：コペンハーゲン近郊にある聴覚障害児の学校）、小児科診療所等に付属する国立、県立の特別カウンセリング機能は、これらの機構に引き続き存続するが、それらのカウンセリング機能は知識と特別カウンセリング機構の一部と

なる。

- 市は市民のためのその他のカウンセリングを行い、知識と特別カウンセリング機構と広域圏の機関に支援を依頼することができる。
- この分野における一般的な問題について市議会に助言するため、障害に関する助言委員会が全市に設置される。この委員会は、市とデンマーク障害者組織評議会から推薦を受けた障害者団体の代表からなる。

過渡期プログラム

- 過渡期において、市、広域圏、消費者団体の代表からなる開発評議会を伴う基本率モデルは維持される。開発評議会が各広域圏に設置される。評議会は4年の過渡期の間、地域の開発を担当する。
- 過渡期の4年間、開発評議会は、社会問題省に提出する年間報告書を作成する義務がある。この報告書は、広域圏における開発の評価を含まなければならない。
- 第1回報告書は遅くとも2008年3月1日までに提出する。報告の義務についての詳細な規則は、執行規則によって規定する。
- この報告書によって、社会問題大臣は市が責任を果たしているかどうか判断できる。これを基に同大臣は、市と協議を始めたり、必要であれば監督官庁にコンタクトしたりといった必要な選択肢を選ぶことができる。

第9章 障害者教育

合意当事者は、障害者教育に関する判断が市民にできるだけ近いところで行われ、障害者教育と普通教育の相関性が強化されることを望む。

子供でも大人でも障害者教育の必要があれば、その人が住む市が必要な障害者教育を提供する責任がある。

広域圏は、知識の利用と発展を確保するために、全国、広域圏のサービスを維持し展開する責任がある。

合意当事者はよって、将来の事務配分について以下の原則に合意した。

市民への責任とサービスの位置と機関

- 市は、障害者教育、大人のための障害者教育、小さな子供のための障害者教育支援に資金を供給し実施する。
- 広域圏は、現在、青少年と成人に対し障害者教育を提供している国立、広域圏の機関を運営する責任を引き継ぐ。所在する広域圏が、これらの機関を運営する。重度視覚聴覚障害者のためのサービスも同様である（機関一覧参照）。
- コペンハーゲン市は、現在所有する2機関を維持する（機関一覧参照）。
- 全国における現在の（障害者のための）小学校、中学校と、失読症を除く成人のための障害者教育を提供する機関は、所在する市の責任となる。
- 適切なサービスを提供できない市は、他の市や広域圏にある学校や民間機関から障害者教育のためのサービスを購入することができる。
- 広域圏は、精神障害者等のための新サービスの設置や障害者教育の計画等、能力の調整と域内のサービスと機関に責任を持つ。さらに、広域圏はニーズの発生に応じ、サービス内容について継続的に専門性を開発する責任がある。広域圏のサービスと機関を提供し発展する義務は、域内の各市からの要請や市が希望する場所の利用を記した年間報告書に基づく。この報告書は市と広域圏間の年間合意の基礎となり、広域圏の調整や開発責任を決定する。
- 能力と最も特化した全国的なサービスの構成については、各広域圏が一致して調整しなければならない。
- 政府は引き続き、小学校、中学校と、大人のための障害者教育、小さな子供のための障害者教育支援の目的と内容を指定する。

財政

- 市は、全障害者教育の資金を供給する責任を持つ。
- 広域圏サービスの資金は市が供給する。支払いに関するより詳細な原則は、市と広域圏による議論の後決定する。

不服の訴え

- 小学校、中学校レベルにおける不服審査へのアクセスは、全障害者教育へ、つまり障害者学校、障害者学級の子供へと拡大される。
- 成人のための障害者教育における現在の不服審査へのアクセスは維持される。
- 将来、高等障害者教育のための現在の不服審査機関は、国民学校（小学校と中学校をあわせた9年制の学校）に関する法 20, 1 及び成人のための障害者教育法に基づく障害者学級における障害者教育の不服審査機関にもなる。

成人のための障害者教育

- 失読症の成人のための特別教育は国に移管され、準備成人教育法によって統治される。同時に、失読症教育のための訪問は成人教育センターに移管される。このように、失読症関連の成人教育は全て、民間機関として国レベルの成人教育センターに統合される。
- 準備成人教育と失読症の成人教育実施は成人教育センターに移管される。市民の近くで広範囲なサービスの選択が確保できるように規則を設置する。
- 成人の障害者教育における残りの部分の責任は市に置かれる。脳障害によるスピーチ訓練及び、運動機能、視覚、聴覚障害者、スピーチ、声、言語に困難のある者、学習障害のある者、精神障害のある者等、ある種の成人のための特別教育を市によるリハビリテーションに移管する可能性等、特定の位置を明確にする。現在の事務と義務を拡大しないことが要請されている。

過渡期プログラム

- 4年の過渡期において、市、広域圏、消費者団体の代表からなる広域圏開発評議会は、地域の障害者教育の開発を担当する。
- 過渡期の4年間、開発評議会は、教育省に報告書を提出する。この報告書は、障害者教育における開発の評価を含まなければならない。
- 第1回報告書は遅くとも 2008 年3月1日までに提出する。報告の義務についての詳細な規則は、執行規則によって規定する。
- この報告書によって、教育大臣は市が責任を果たしているかどうか判断できる。これを基に同大臣は、市と協議を始めたり、必要であれば監督官庁にコンタクトしたりといった必要な選択肢を選ぶことができる。

障害者教育の一覧等（国立、広域圏立機関）

- 小児科診療所（コペンハーゲン市）：ジューランドにおける聴覚障害、他のコミュニケーション障害、その他の障害のある小さな子供のためのカウンセリング等。
- 視覚聴覚障害者センター（北ジューランド県）：ジューランドの聴覚障害のある子供、青少年、成人のための教育及び住宅サービス。
- Fredericiaskolen（ヴェイレ県）：ジューランドの聴覚障害のある子供のための教

育

- Geelsgaardskolen (コペンハーゲン市) : ほぼ全国における脳障害、視覚聴覚障害等重度の交通事故による障害のある子供若者のための教育サービス
- デンマーク視覚障害機構 (コペンハーゲン市) : 視覚障害をもつ若者と成人のための全国サービス
- Kolonien Filadelfia (西ジューランド県) : てんかん病院に受け入れられたてんかんを持つ若者成人のための全国、広域圏サービス
- Nyborgskolen (フネン県) : 聴覚障害を持つ若者のための国立寄宿学校
- Refnaesskolen/Synscenter Refnaes (西ジューランド県) : 視覚障害を持つ子供、若者、成人のための全国サービス
- Alborgskolen (北ジューランド県) : 聴覚障害のある子供と成人及び自閉症の子供のための、全国、広域圏の教育サービス
- Kastelsvej の学校 (コペンハーゲン市) : 聴覚障害とその他の運動機能障害を持つ子供のための学校

第10章 商業と産業

合意当事者は全国において地域と広域圏の経済成長を強化し、民間企業が日常直面する問題を迅速に効率的に処理することができるより一貫性があり簡潔な構造を作ることを望む。地域における経済成長開発は、地元の商業・産業、市、労働市場の参加者、経済成長に関する研究機関を参加させる義務がある広域圏を基にする。これにより、ビジネス開発に関する広域圏の事業は、強力で広範な地元の所有意識を得ることになる。

市は、顧客への近さと日常的なコンタクトが優先される地域ビジネスについて責任を持つ。広域圏の観光を含むビジネスに関する事業は、多くの関係者が参加する5つの新広域圏に設置される経済成長フォーラムを基盤とする。政府は引き続き、経済成長戦略の枠組みにおけるビジネス、教育、交通、雇用の政策間の相互的調整等、全般的な経済成長政策に責任を持つ。

- 広域圏は、広域圏、市、地元の商業・産業、研究機関、労働市場参加者 20 名以内からなる経済成長フォーラムを設置する。これに地元の商業・産業と研究機関が強力に参加することが重要である。一つの広域圏はいくつかの経済成長フォーラムを設置することも、2つの広域圏が共同フォーラムを設置することもできる。広域圏は、フォーラムの議長が広域圏から選出された代表（つまり広域圏議会の議長）か、ビジネス部門の代表であるべきか決定する。広域圏はフォーラムの書記を務める。
- 経済成長フォーラムは以下のことを実施しなければならない。
 - ◆ ビジネスの構造と経済成長環境に照らした広域圏の強みと弱点を基に、広域圏ビジネス開発戦略を策定する。この戦略は広域圏議会による開発計画の基礎の一部となり、全国の経済成長戦略の要素となる。
 - ◆ ビジネス開発戦略の策定、調整を行うため、継続的に広域圏の経済成長環境の発展をモニターする。
 - ◆ 地域における経済成長環境を向上するイニシアチブを開発し優先順位を決定する。これには、利用できる資金の用途を広域圏にまた EU 構造基金の優先順位を国に推薦することによる周辺地域の開発を含む。
- 開発補助金と EU 構造基金にあわせ、広域圏は包括補助金を受け、それを域内のビジネス関連業務に資金提供できる。広域圏のビジネスに関する業務は基本的に、政府が全般的な責任を持つ EU 構造基金、目的別広域圏基金、市基金と商業・産業界と研究機関からの助成によってまかなわれる。
- 市の観光振興は市が責任を持つが、広域的な観光振興は経済成長フォーラムの推薦に基づき広域圏の責任となる。
- 経済成長フォーラムは周縁部に注意を払わなければならない。周縁部への EU 構造基金の振り分けは、最低でも今日と同じレベルを保つようにしなければならない。
- 一般的に、国境をこえて設置される組織が、2007-2012 政府間プログラム EU 委員会のガイドラインに従って国境を越えた協力を組織する。これはオレサンド広域圏

(Oresund region) におけるデンマーク・ドイツ間、デンマーク・スウェーデン間の協力が適用される。デンマーク・ドイツ間協力事業とオレサンド広域圏に関する事業は、関連広域圏と政府に基盤を置く。

- 地域のビジネスサービスは市に基盤を置く。
- 国は、EU 構造基金の運営と支払いを含む全国のエconomic成長政策に責任を持つ。政府は毎年、広域圏に対し、特定の基準による各広域圏への EU 構造基金の分配に関する優先事項を示す。

第 1 1 章 集合的交通

合意当事者は、集合的交通の利用を容易で簡単なものにしたと考えている。よって、列車とバスサービスについて、責任配分を明確にすることにした。責任を持つ団体が、市民社会のために最善の交通を確立するための道具とインセンティブを持つよう、事務が配分される。

- 広域圏は、デンマーク全土に交通会社を設立する責任がある。この交通会社は、地域、広域のバスサービスと国に移管されない県鉄道に関して、料金を含む全般的な責任を持つ。
- 交通会社は複数の広域圏によって設立でき、また一つの広域圏が複数の交通会社を設立することもできる。交通会社は、広域圏の境界をまたぐ部分について協力する。
- 鉄道とバスサービスの連携を確かにし、政府と交通会社によって策定される長期計画とタイムスケジュールへの協調を通じ、この連携を拡大する。
- 共同交通会社がコペンハーゲン地域（ボーンホルムを除く）とシャランド広域圏を担当する。ジールランドの交通への市の貢献については、特別ルールが設定される。この市の貢献は、目的別配分基準を反映する。コペンハーゲン地域においては、様々な交通手段が連携されるよう協力体制が確立される。
- 交通会社の執行委員会は、広域圏と市の代表からなり、市の代表が多数を占める。広域圏の経済に影響を与える課題については、広域圏に拒否権を執行されることはない。各市は、著しい財政責任を負わないよう、市内のバスサービス供給に影響を与えることができる。
- 市と広域圏はともに交通会社に資金提供する。地域の事情によってはその他の資金供給モデルも考慮することができる。
- 広域圏による事業資金は、市の開発補助と国の包括補助金である。
- コペンハーゲン外の県鉄道は、広域圏との議論と分析後、国が交通会社に移管される。コペンハーゲン地域の交通会社は、その地域内の鉄道サービスの責任を引き継ぐ。
- 国は、大部分の列車サービスと鉄道ネットワークの責任を持ち、料金レベルを設定する（国に移管されない県鉄道を除く）。
- 全バスサービスは引き続き、民間バス会社との契約に基づく。現在のバスと鉄道のチケットシステムは、今日コペンハーゲン外で適用されている合意モデルに基づく新体系において維持される。これにより、バス、鉄道料金を固定する際、利益の適切なバランスを保つことができる。
- 長期的に、集合的交通においてより簡潔で容易な料金システム設立に努めるべきである。目標は、全国的全集合的交通において共同の料金システムを設置することである。このため、全国エレクトロニックトラベルカードを作る予定である。
- 将来、料金が物価、給与のインフレーションを上回らないよう、料金を設定すべきである。

- 交通会社に関する法規定により、料金システム設定の時期と料金レベルの設定について規定する。

第12章 道路

合意当事者は、公共道路行政をより簡潔で明確にしたいと考えている。密接な運営とともに、大都市間、交通接合点、国際交通の交通ネットワークが一貫性を持つような構造であるべきである。

- 目的別基準に基づき、現在約1万 km の県道を市と国に分配する。
- ほとんどの現県道は市に移管される。交通量が少なくアクセス道路の多い道路を含む全地域道路もこれに準じる。
- 総合道路網は政府の責任である。国の道路網は、港湾、空港、国境地点等最も重要な交通接合点との効率的な連携を提供すべきである。さらに、政府は以下の内容について責任を持つ。
 - ◆ 産業ロジスティックスと流通システムにおいて重要な道路
 - ◆ 特に増加する貿易及びデンマークを通過する交通を効率的に処理する必要性の観点から、国際的的道路網に関連する道路。
 - ◆ 増加する通勤交通等柔軟な労働市場を支援する道路。
- デンマーク道路幹事会(Denmark Road Directorate)の下の地域事務所により、国の道路網との地域におけるコンタクトを提供する。

過渡期プログラム

県道路網の市と国への移管に関連し、県道路網における現在の計画と契約を引き続き考慮する必要がある。

基本的に、維持管理に関する契約は期限切れまで存続し、契約規模は前契約額を参考に合意する。

建設プロジェクトについて、現在の計画と契約の評価を行う。基本的にこれらの契約は維持管理同様存続する。

第13章 自然と環境

合意当事者は、自然環境分野の事務において、地域の関わりと責任を増やし、国及び国際的な利益一般を保護する簡素化した事務分担を実現することを望んでいる。事務分担は多くの基本的原則によっている。

政府は、国及び国際的に重要な自然環境の利益を含み特別な知識が必要とされあまり頻繁に起こらない事務を実施する。

広域圏は、地域の開発において主な役割を果たし持続可能な開発を確保すべきである。広域圏開発計画は、地域の自然環境に関する利益を目的として含むべきである。

特別な権限や市民に関連する事務についてはできる限り市に集中する。これはまた環境についても同様である。

さらに、一般的なルールは、法的保護と画一性が最も重要な要素である場合その事務は国におかれ、地域での利便がより重要な場合市に置かれる。

これらの一般的原則から、以下のような事務分担となる。

国

政府は、権限を伴うこの分野の計画と特別な事務に関する全般的な責任を持つ。政府の役割は、デンマークの国際的に果たさなければならない義務、国益、技術的に複雑な課題等、多くの分野で強化される。

よって、政府の役割に以下のものを含むことで合意した。

- 沿岸部の行政、海岸保護、砂丘の保全。これらは全国的課題なので、将来国の事務となる。
- 全地域における污水口と汚染の危険性のあるゴミ処理施設の監督。政府はまた、給水法に基づき供給義務に関する責任も持つ。

市

自然環境を含むほとんどの現在の県事務は、現在の市の事務と関連づけあるいは新しく一貫性のある事務の一部として市に置かれる。よって、市の事務に以下のものを含むことで合意した。

- 環境保護法と給水法に関するほとんどの権限と施行
- 小川の維持と小川に関する行政事務。小川法に基づく民間及び市の小川に関する権限を既に所有する市に、事務を集中する。
- 自然の保護タイプ、建築物、沿岸保護と一般のアクセスに関する規定を除く保護ラインに関する、監督と施行を含む自然保護法における規定。

広域圏

- 広域圏には、ヒアリングの権利と、環境目標に関する法と給水法に基づく計画のための国の提案に関しコメントする可能性がある。これらの分野において広域圏は、政府に対する市の提案を調整する役割と特定の計画について調停する役割をもつ。さらに広域圏はその他の専門的に関連する事務を実施することができる。

多くの大変複雑な会社の承認と監督は政府が行う。環境保護法に基づく他の承認と監督は市が行う。政府と市のどちらが責任を持つか明らかにするため、環境省、デンマーク農業評議会、デンマーク産業、CO 産業、デンマーク自然保護協会、デンマーク地方自治体、デンマーク県議会協会、財務省、教育ビジネス省から委員が任命される委員会が設置される。

第14章 計画

合意当事者は、都市計画を簡素化し、計画のプロセスに市民、会社、利害関係者の団体を関与させることを望んでいる。

新しい大規模な市は、より大きな都市計画の責任を持つ。地域計画は、地域の土地利用に関する規則等の情報を市民と会社が得られる文書である。広域圏は、市が計画を作成することを確認しなければならない。広域圏も、地域のためにより全般的戦略的な開発計画を策定するのに必要な権限を与えられる。新開発計画は、開発推進者としての広域圏の新しい役割の中心となる。国の役割は、開発の過程において全般的に利益が考慮されるようにすることである。広域圏及び市の開発計画の必要条件は、法（計画とセクター法）によって定義される。

広域圏の開発計画について、市と広域圏の間での対話が必要である。この対話は、市と広域圏の間で設立される連携委員会に基盤を置くことができる。

市：より強力な地域計画過程

市は、地域計画が主要計画となる新計画改革においてまさに中心的役割を担う。

- 将来、地域計画は、市独自の判断と広域圏及び国の判断による制限に基づき、土地利用に関して制限を含んだ文書となる。
- 現在の広域計画は広域圏開発計画に取って代わられる。市は、現在の広域計画の詳細事項を改革する権限を持つようになる。
- 地域計画は、都市部、地方部の開発に関する目的とガイドラインを含む。
- 地域計画は、広域圏開発計画の枠組みの中で実施され、国及び国際的要請に応え、市民社会との密接な連携において計画の基礎を形づくる。
- 市の計画における法的な制限は、沿岸保護、小川保護、森林建築物等、来たる水計画と Natura 2000 セクション 3 に含まれる規定、保護地域、EU 住居と鳥保護地域、小川にかかる規制である。
- 市は、政府に都市計画の提案を提出する機会を持つ。
- 市は、隣接する市の計画提案が自らの市の開発に重要性がある場合、その計画に異議を唱えることができる。争いは広域圏に提出され、広域圏は最終決定を行う。

国：概観と全般的な利益

国は、より分権化された計画過程において全般的な利益を保護するより積極的役割を担うようになる。政府は、広域圏と市が自然保護とその他部門の法規制での要請に関する現在の法規制を守っていることと、計画と自然環境の分野でデンマークの国際的義務を果たしていることを調べ、市が広域圏開発計画の目標と条件を尊重していることを確保する義務がある。これにより、政府の計画の権限は強化されることになる。

- 全国計画と自然環境分野での計画は政府が行う。沿岸保護や資源利用等多くの利益は、計画法とセクター法によって統治される。政府はまた、危険物生産工場の環境への影響の分析と、政府が承認する権限を持つその他の会社の責任を持つ。
- 公共インフラストラクチャーと国及び広域圏に重要な建築に関する特定の計画事務は、市と広域圏からの計画提案に基づき、政府によって行われる。政府は、自然環境分野での国際的義務が果たされていることを引き続き確保する。
- 市の計画に関する条件は、開発の現在の目標を維持するという観点で、計画法及びセクター法を通じ国会によって規定される。ある分野においては、現在広域計画のガイドラインに含まれている利益を保護する規定により、法が拡大される。小売業については、現在のとおり変わらない。
- 政府は、一般的利益に一致しない地域計画や広域圏開発計画に異議を唱える権利と義務がある。
- コペンハーゲン地域は市の境界を越えた一貫性のある都市部であり、政府は地域計画のための提案において、都市開発とレクリエーション施設等のための一般的原則を規定しなければならない。
- 環境への影響を分析するルールに従い、家畜に関する市の判断は、開始後2年の過渡期の間、環境省により承認されなければならない。

広域圏：開発と調整

開発推進者としての新しい役割において、広域圏は中心として、新しい形の計画、広域圏開発計画を開発しなければならない。

- 広域圏は広域開発計画を策定する責任がある。同計画は、域内の開発に関して適切な課題の全側面を網羅する新しい戦略的な道具である。同計画は、広域圏における開発イニシアチブのためのインスピレーションの源であり、全体像である。
- 開発計画は、自然環境と、観光、雇用、教育、文化を含む商業と産業分野における広域圏開発の一般的展望及び、広域圏の周縁部とへき地の開発を含まなければならない。
- 広域圏開発計画は、例えば、将来の都市計画（開発の持続可能性を考慮して）、文化とレジャー活動、レクリエーションのための自然アメニティーの開発を含むことができる。また、開発計画は、経済成長フォーラムによって策定された広域圏ビジネス開発戦略に基づく。
- 開発計画は、広域圏の財政及び戦略的活動を実施する能力、広域圏の利益全般の保護を確保する特定の権限によって支えられる。
- 開発計画の一部として、広域圏議会は、例えば、住宅、ビジネス地区、特別レクリエーション施設、インフラストラクチャー等、だいたいの位置を示した都市開発を表す地図を作成しなければならない。
- 市は計画課程においてこれらの指示を守るが、広域圏議会は、広域圏開発計画に反

するとみなした場合、市の計画に異議を唱えることができる。

- 広域圏は、政府の計画イニシアチブに関してヒアリングの権利があり、国と域内の市に対し新しい計画イニシアチブを提案する機会がある。
- 広域圏は、全国計画に対する市の提案について、調整役の役割を持つ。広域圏は、計画に同意しない市同士を調停し、合意に至らなかった場合に最終判断を下さなければならない。
- 広域圏開発計画は、政府によって規定された枠組みと規則、つまり、全国計画指針とその他の計画に関する判断を勘案して策定されなければならない。

過渡期プログラム

過渡期プログラムが設立されることになっている。現在の県の計画と大コペンハーゲンオーソリティの『広域計画 2005』は、全国計画方針として法的に有効となり、維持される。

『広域計画 2005』は、新規則の下で市が独自の地域計画を策定するまでの過渡期において、市の計画活動の全般的ガイドラインとなる。新地域計画は、2009年までの最初の選挙期間に策定されることになっている。

第15章 市民サービスの向上

合意当事者は、市民が助言、ガイダンス、サービスを必要とする時に、公共団体を利用できるべきだと考えている。どの公共団体が最終的な責任を持つかに関わらず、ほとんどの場合一つの場所にアクセスするようにすべきである。

市は、自らのそして他の自治体のために、隣接する事務分野の事務を解決することができなければならない。

このような市民サービスを展開するための法的障害はできるだけ除去されるべきである。

合意当事者は、自治体は最も重要な市民サービスを処理するサービスセンターを一つかそれ以上設置すると考えている。

合意当事者は、実施に関する以下の原則について合意した。

- 市民に関連する事務分野全部で、コンピュータによる自己解決方法が可能になるようにする。
- 広域圏と国にとって最重要の市民サービスを市に集中し、市は、これらの事務を行うためにサービスセンターを設置する。
- 一貫性のある事務実施のための障害を取り除く。
- 個人情報のやり取りに関する規則等、他の公共団体の事務実施に関するサービスセンターの権限を規定する『サービスセンター法』を提案する。
- パスポートと運転免許証の申請について、市民は市に写真と申請書を提出し支払いをする。警察は作成し、権限を維持する。

第16章 税

合意当事者は、市民と会社とともに開放的で全般的な税行政を行いたいと考えている。質の高い助言、情報、管理を行い、情報とサービスは1日24時間利用できるようにすべきである。

合意当事者はよって、将来の事務配分について次の原則に合意した。

- 税の責任は政府に集中させる。
- 市民サービスは、地域サービスセンターと国の税センターにおいて実施。
- 地域市民サービスは、市のサービスセンターにおいて実施。市サービスセンターの職員は市が雇用する。
- 国の税センターは、新しい行政構造の基本的な軸となり、税、関税の分野において全般的な業務を実施する。
- できるだけ、税センターは、地理的位置、職員の技能、施設、高い専門性、評価能力を考慮し、現存の地域税評価センター・コミュニティと税・関税官庁に設立されるべきである。
- 広い範囲にわたる事務は全税センターで実施されるべきだが、その他のより専門的な事務はいくつかの税センターにおいて実施することができる。
- 総合評価に関する計画とマネジメント機能は、引き続き監督官庁である中央税・関税省(Central Customs and Tax Administration)において実施される。
- 市民や会社がますます税に関する問題をインターネットや電話センターにおいて解決できるようにデジタル化を進める。
- 税問題に関して、一貫性のある不服審査ができるような新しい不服審査システムを設立する。これは、現存の税に関する訴えの2つの組織（地域税法廷と国税法廷）を元にする。
- 税官庁、警察、その他官庁の犯罪や不正行為防止に関する協力関係は、引き続き存続する。

徴税

合意当事者は、社会的弱者は一つの官庁のみと連絡するようにし、法的保護と徴税の一貫性を強化したいと考えている。

よって、合意当事者は、法の規制によって画一的で公正なプロセスを保証する一層制の徴税システムを作りたいと考えている。

合意当事者はよって、将来の事務配分について次の原則に合意した。

- 全部の税の延滞を取り扱う、一つの徴税官庁を設立する。
- できるだけ少ない資源で、最適な方法で事務が実施されるべきである。
- 税の延滞金の徴収について、個人や会社は一つの官庁とのみ連絡する。

- 徴税は、請求する官庁が行う。各官庁はよって今日と同様に徴税を行う。
- 延滞金支払いを意識的に逃れようとしている個人、会社または、資金利用が収入見積もりに関連している場合に、徴税の重点を置く。
- 徴税における社会的考慮は、市においてなされる。よって、地域における延滞金の徴収は、選択肢が全て費やされるまで、引き続き市の責任となる。これは、延滞金を徴税官庁に引き継ぐべきかどうかの判断についても同様である。
- IT 技術の向上によって、徴税官庁が個人の財政状況によってその個人の財政能力を分析できるようにする。
- 徴税官庁への引継ぎ後、延滞者の状況が変化すれば、徴税官庁が請求を取り下げるか、徴税課程を強めることができる。

税と徴税業務は政府に集中される。事務移管は 2005 年中に実施される。正確な時期は法で規定される。

第17章 文化

合意当事者は、地域の関わりと文化政策への適切な考慮を基に、豊かで多様な文化的生活を推進することを望む。

文化活動の一貫性のある戦略を確保する視点から、政府は国においてまたは国際的に重要性のある文化機関のための責任をもっと持つべきである。

さらに合意当事者は、文化において地域の要請とニーズにより応えるようにしたいと考えている。よって、文化に関する事務は市においてできるだけ地域において実施されるべきである。

政府の提案に基づき、合意当事者は、文化の側面における事務配分について次の原則に合意した。

- 将来市は、この改革の実施により法により設置しなければならなくなる音楽学校等、ほぼ全市にある地域組織を財政的に支援する責任を持つべきである。
- 一般的なルールとして、市は、普通助成プログラムの美術館（セクション 15 美術館）等、地域に根ざし特別で全国的な目的や機能を持たない分野や機関へ助成する主責任を担う。
- 将来、国は原則として、リージョンの劇場とオデンスとアーハスの劇場付属の演劇学校等、特別で全国的な目的や機能を持つ分野や機関へ財政的支援をする責任を担う。

広域圏開発を促進する広域圏の役割に関連し、広域圏は他の団体によって常時行われる文化イベントの振興開発の機会を与えられる。これらの活動は、県が現在同じ目的に使用している財政的枠組みにより支援される。

第18章 その他の事務の配分

合意当事者は、事務実施における簡潔性、質、協力を向上するため、以下に記す関連する事務に集中することを望む。

民間機関への助成等県が現在実施するその他の小規模な事務は、基本的に市に移管される。4年間の過渡期の間、国が県の助成を引き継ぎ、当該機関に渡す。過渡期の終わりに、これらの助成金は市への包括補助として全部市に移管される。過渡期の間、機関の継続に関する地元の支援に関する合意を取り付けるよう努力する。

政府の広域圏行政

- 地方庁とその長に関する現在の規定は廃止される。
- 5つの新広域圏地方庁が監督と不服の訴えを担当するために設立される。事務は地方庁と全国社会保障庁から移管される。さらに国の広域圏地方庁は、家族法と無料法律相談等を含む事務を行う。
- 全地方庁は2006年末までに閉鎖される。新たに設置される広域圏地方庁に関して、内務保健大臣は、2007年までに様々な地方庁から全部あるいは一部の事務を移管し、新広域圏地方庁の長に運営させる権限を得る。
- 5つの国の新広域圏地方庁にそれぞれ長を置く。その長は、日々の運営と事務実施における必要な専門性確保に責任を持つ。新広域圏地方庁が市民から遠い場合には、支所が置かれる。
- この新広域圏地方庁の名前は、実施に関連して決められる。
- 広域圏地方庁の所管は、広域圏の境界と同じである。
- 広域圏地方庁は、県と地方庁の両方から事務を受け継ぐ。
- 広域圏地方庁は、農業委員会の事務を行う。
- 離婚に関する全事務は、新広域圏地方庁に集中する。
- 結婚に関する全事務は、市に集中する。

フェリー

- 現在国が責任を持つ全フェリー運航は、市に移管する。
- 市の間でのフェリー運航の責任は当該市同士の合意による。
- 現在国がフェリー運航の責任を持っている場合、地域に責任を移管する可能性について分析する必要がある。
- 地域のフェリーと島の居住者が現在受けている国と県からの補助金が、島の市への一般補助金に切り替えられるかどうか評価すべきである。これに関し、フェリー運航と小さな島への支援は現在の政府補償プログラムから一般補助へと変更され、県補助金はこの変更に含まれることになる。4年間の過渡期の間、政府は、県予算が通常の補助金の外にこの目的のために取っておいた財政支援を引き継ぐ。

港湾

- 現在県と市が運営を分担するいくつかの港湾の責任を、市のみ置くことにする。これは、ハンソルムとロモの商業港湾といくつかのマリーナにおける市の責任も伴う。4年間の過渡期の間、政府は、県予算がこの目的のために取っておいた財政支援を引き継ぐ。過渡期の間、この補助金は国から港湾へ渡される。

空港

- 現在県と市が共に所有する空港について、将来は市の責任とする。つまり、地域共同所有のビルンド、アーハス、カラップ、オデンス、ソルダーバグの各空港である。4年間の過渡期の間、政府は、県予算がこの目的のために取っておいた財政支援を引き継ぐ。過渡期の間、この補助金は国から空港へ渡される。

沿岸警備

- 沿岸警備に関する現在の広域事務を市に移管する。
- 沿岸警備に関する全体的な責任と権限は政府が維持する。4年間、政府は、県予算がこの目的のために取っておいた財政支援を引き継ぐ。過渡期の間、この補助金は国から特定の沿岸警備プロジェクトへ渡される。

教育支援センター

- 現在の県の教育支援センターは将来、政府の生涯学習センター(CVU)に置かれる。

広報

- 広報の活動と義務は将来市の責任となる。

農業委員会

- 農業委員会に関する事務は、新広域圏地方庁で行われる。農業委員会の数とその管轄は、広域圏地方庁のそれにあわせる。農業委員会の委員は、食料・農業・漁業大臣が任命する。委員の任命は、地域の農業団体及び、新農業法案 L113 に従いデンマークアウトドア協議会とデンマーク自然保護ソサエティからの推薦に基づく。

エコ農業方策

- 非常にデリケートな農業地域におけるエコ農業方策のための助成事務を政府に置く。
- 将来、市は、情報収集とエコ農業方策についての合意に関する調査を行うため、デリケートな農業地域と農業者との関係を指摘する。政府によって規定されるガイドラインによって、デリケートな農業地域を確認する。

行政構造委員会による勧告(概要版)

行政構造委員会
勧告 1,434 番
2004 年1月

1.1	行政構造委員会の任命と付託内容	63
1.2	行政構造委員会の構成	65
2.1	委員会の職務	65
2.2	委員会による勧告	66
2.3	新制度のモデルとそれに対する委員会の評価	77
2.4	その他の文書	92
2.5	主報告書の概要	98
2.6	勧告に関するその他の情報	110

1.1 行政構造委員会の任命と付託内容

2002年10月1日、デンマーク国会開会に伴い、政府は行政構造委員会を任命した。デンマーク首相は開会演説の中で次のように述べた。「デンマークの自治体構造は現在の形となってから既に30年以上経過しており、政府はその現況を見直す時期に来ていると考えている。よって、政府は現在の地方自治が現代の福祉国家の要請に応えるものであるかどうかを検討する行政構造委員会を今週任命する。同委員会は、市民の要請と解決すべき問題を基に、その職務にあたるものとする。」

行政構造委員会は、公共団体の業務見直しに関し、公共団体の技術的、専門的分析を行うため設立された。付託内容は、同委員会は「公共団体の代替モデルの長所及び短所を分析し、将来長期間に耐えうる新しい公共団体のあり方を勧告する」としている。付託内容の全文は以下のとおり。

「近代的民主的な知識を基にした社会を擁護するのは公共団体の職務である。公共団体は開放的で要請に応えるものであり、複雑でなく効果的でなければならない。市民は費用対効果を得、様々な選択肢から選択する権利がある。公共団体は、その職務が市民に近いところで、市民と政治家との話し合いを基に実施されるようにしなければならない。地方分権は、地域のニーズつまり多様性への対応を可能にし、公共団体の職務遂行に関し広範な民主的基盤を確立する。

デンマークの公共団体制度は、主に1970年の地方団体改革によって確立した。以来、地方団体を取り巻く環境は激変している。公共団体への市民の要望は、新たな知識や技術革新に伴い変化してきた。同時に、行政サービス実施の前提条件も変化している。

したがって、将来の行政への要請に適応できる分権化した公共団体構造と、効率的で質の高い事務を実施する公共団体を維持するため、そして市民と政治家との対話等地域における民主主義を発展させ支援するため、どう行政構造を調整するかを明らかにする必要がある。

公共団体による事務実施の枠組み見直しに関し、公共団体の技術的、専門的分析を提供するため、行政構造委員会を設立することとする。

行政構造委員会は、公共団体の様々なモデルの長所及び短所を分析し、将来長期間に耐えうる新しい公共団体のあり方を勧告する。

様々な公共団体の長所及び短所を分析するにあたり、同委員会が勘案すべき基準は、効率性と持続可能性、民主的コントロール、市民参加と市民と政治家間の対話、行政の質の確保、市民に近いこと、市民の権利と選択、責任の配分についての透明性、能力と財政責任である。

これらの基準を基に、同委員会は、公共団体の事務実施と公共団体の適切な規模に関するモデルを作成し、分析することとする。

これに関して委員会は以下のことを行わなければならない。

1. 将来の市域及び県域の基礎となる地理的、人口統計上の基準について評価。国、県、市間の現在の事務配分が、この評価の出発点となる。
2. 国、県、市間の事務配分見直しに関する様々なモデルの利点、欠点を評価。この出発点は、上記1の市と県の規模の変更についての勧告である。
3. 直接選出のリーダーシップを伴う行政層を3層から2層へと減らすことについての利点、欠点を評価。これに関し、委員会はどこが事務実施の責任を持つか代替案を提案することが求められている。委員会はまた、この事務配分の見直しが、1にある適切な自治体の規模の評価に影響を与えるかどうかについても意見を示す。

委員会は、例えば間接的に選出された広域団体、独立した団体や民間企業等とのパートナーシップによる公共事務の実施が、ある場合に有効かどうかについても考察する。委員会は、民主的コントロール、公民権、市民と議員との対話等の上記の基準に沿って評価を行う。

公共団体事務委員会（Opgavekommissionen）による検討結果や、行政構造委員会が検討する範囲の内容に関する、以前のその他の分析も考慮する。

政府が設置した保健部門に関する諮問委員会は、2002年末に病院部門の組織に関する提言を提出する予定である。同諮問委員会の検討結果は、行政構造委員会の検討に反映される。

行政構造委員会は、事務分担の見直しに伴う資金の見直しについても検討する。この検討にあたって、直接選挙によって選出された団体のみが課税権を有するということを基礎とする。

全国を通じて同じタイプの事務は同じ行政層に属することとする。

公共団体の地理的境界に関する判断は、委員会の権限を越えるものとする。

委員会は2003年末までにその業務を終えるものとする。

委員会は以下の者を委員とする。

- 内務保健大臣によって任命された議長
- 委員会に付託された内容に関し専門知識を有し、内務保健大臣（Minister for the Interior and Health）によって任命された3委員
- 市協議会(Local Government Denmark: LGDK)、全国県協議会（Association of County Councils in Denmark）、コペンハーゲン市、フレデリクスバーグ市から代表各1名
- 内務保健省、財務省、教育ビジネス省、法務省から代表各1名。

地方団体及び政府からの代表には副代表が置かれることがある。2つの地方団体協会の副代表は定期的に委員会の会議に出席することもできる。

委員会はその他専門家をその分科会に置くことができる。

内務保健省は、財務省、教育ビジネス省と協力し、委員会事務局を務める。」

1.2 行政構造委員会の構成

行政構造委員会委員は以下のとおり。

- Johannes Due マネージング・ディレクター（議長）
- Erik Bonnerup ディレクター
- Kurt E. Christoffersen 事務局長（フレデリクスバーグ市）
- Agnete Gersing 次長（財務省）
- Peter Gorm Hansen 事務局長（市協議会）
- Erik Jacobsen 事務局長（コペンハーゲン市）
- Thorkil Juul 次長（内務保健省）
- Otto Larsen 事務局長（全国県協議会）
- Poul Erik Mouritzen 教授
- Per Bremer Rasmussen（教育ビジネス省財政部長）
- Johan Reimann 次長（法務省）
- Jorgen Sondergaard ディレクター

2つの地方団体協議会の副代表は定期的に委員会の会議に出席することができる。

市協議会チーフ・エコノミスト Jan Olsen が Peter Gorm Hansen 同協議会事務局長の、Bo Johansen アーhus(Århus)県部長が Otto Larsen 全国県協議会事務局長の副代表となった。教育ビジネス省コンサルタントの Lone Neerhoj が同省財政部長の Per Bremer Rasmussen の副代表として多くの会議に出席した。コペンハーゲン市部長の Paul Sax Moller が副代表として一度、同市事務局長の代わりに会議に出席した。第20回会議以降、Thorkild Fodge 法務省次長が Johan Reimann 法務省次長に代わり委員となった。

内務保健省は財務省、教育ビジネス省と協力し、委員会事務局を務めている。委員会事務局長は、内務保健省第一財政室長 Soren H. Thomson である。

2.1 委員会の職務

2002年10月に任命された行政構造委員会は次の職務を付託された。

「公共団体による事務実施の枠組み変更に関する判断の基礎となる、技術的、専門的分析を提供する」。

委員会には、公共団体構造の代替モデルの利点、欠点を分析すること、より具体的には、以下のような、公共事務配分の様々なモデルと公共団体の適正規模を提示し分析することが求められた。

「将来の市域及び県域の基礎となる地理的、人口統計上の基準について評価。国、県、市間の現在の事務配分が、この評価の出発点となる。」

「国、県、市間の事務配分見直しに関する様々なモデルの利点、欠点を評価。この出発

点は、上記1の市と県の規模の変更についての勧告である。

「直接選出のリーダーシップを伴う行政層を3層から2層へと減らすことについての利点、欠点を評価。これに関し、委員会はどこが事務実施の責任を持つか代替案を提案することが求められている。委員会はまた、この事務配分の見直しは、1にある適切な自治体の規模の評価に影響を与えるかどうかについても意見を示す。」

様々な行政構造の利点、欠点を分析するにあたり、委員会への付託内容は以下の内容を規定している。

「同委員会が勘案すべき基準は、効率性と持続可能性、民主的コントロール、市民参加と市民と政治家間の対話、行政の質の確保、市民に近いこと、市民の権利と選択、責任の配分についての透明性、能力と財政責任である。」

また、委員会は行政制度の評価についてその他の基準2点「簡潔性」と「処理しやすさ」も含めることとした。

基準に関する委員会の見解は第4章で述べている。

2.2 委員会による勧告

2.2.1 提案モデル

委員会への付託内容は以下のように述べている。

「行政構造委員会は、公共団体の様々なモデルの長所及び短所を分析し、将来長期間に耐えうる新しい公共団体のあり方を勧告する。」

委員会は公共団体間の現在の役割分担と、将来、公共団体が直面するであろう課題を包括的に分析した。これにより委員会は、現在の県と市の規模、市、県、国の間での事務配分において多くの欠点を見つけた。現在の制度の欠点は、公共団体が将来直面する課題によってより強まると思われる。

委員会は、行政制度と公共団体間の事務配分に関する多くのモデルを作成し、その様々なモデルにおける市と広域圏団体の適切な規模を分析した。

委員会は、行政層の数に基づき公共団体構造のモデルを以下のとおり提案した。

- 直接選挙による3つの行政層のモデル
 - ◆ 事務配分はそのままだが、県と市の規模を変更
 - ◆ 国の事務を広域圏団体とある程度市に委譲する「広域県モデル」
 - ◆ 県の事務を減らす市は県と国から相当の事務委譲を受ける「広域市モデル」
- 直接選挙による2層と1つかそれ以上の間接選出による行政レベルをもつモデル
 - ◆ 市が新たな事務を受け、域内の市議会から間接的に選出される議会によって運営される広域レベルが限られた事務を担当する「市広域モデル」

- ◆ 市が新たな事務を受け、広域レベルは限られた事務を行う「党広域モデル」。この広域レベルは、域内の市の議会議員からなる間接的に選出された広域議会によって運営される。
- 直接選挙による2つの行政層のモデル
 - ◆ 国と市が全部の事務を行う「国モデル」

これらは「定型化」したモデルであることを指摘しておかなければならない。これらのモデルには、市と広域圏団体の規模等、それぞれに適切な条件がある。これらのモデルは、現在の行政制度と同じもの一委員会が勧告した自治体の最小規模を例外に一と国と市の2層制を両極に、段階的に設定されている。このような多くの定型化したモデルを提示したのは、事務配分に関するいくつかの最も重要な利点と欠点を示すためである。これによって、様々なモデルの要素を組み合わせることができる。

それぞれの公共団体構造モデルには利点と欠点がある。このことは、様々なモデルがどう、付託内容に従って様々なモデルを評価する基礎として委員会が採用した一般的な基準を満たすか、そして、これらモデルの、委員会が明らかにした現在の構造と事務配分、公共団体の将来の課題に関する問題解決能力についても同様である。

公共団体構造への特定モデルの採用は、その多くが政治的判断による。よって委員会は基本的に、様々なモデルの問題解決能力を含む、利点、欠点を明らかにすることに専念した。

このセクションは、委員会の全般的な審議内容及び勧告の両方を含む。

2.2.2 現制度の欠点：改革が必要か？

国際的には、デンマークの公共団体は、非常に高い程度で政治、財政の地方分権が進んでいるといえる。基本的に、公共団体の地方分権は、民主的コントロール、利用者のための簡素化、行政管理、調整、効果、質の確保への基礎を提供する。

委員会は、公共団体構造の基礎をなす地方分権の原理に重要な意義を見出した。地方分権により事務が市民にできるだけ近いところで実施されることで、地域の事情に事務実施を調節することができ、公共事務の実施において広く民主的な基礎を築く。委員会は、将来においても、事務配分を考える際には、地方分権の原理を尊重することが重要と考える。

よって、現在の公共団体構造は全般的に、事務実施に十分な枠組みを提供していると考えている。また、初等教育やデイケアを含む特定の事務の構造は、十分に規模の利益を利用していなかったり、市民に十分な選択の幅を確保していなかったりすることもあるが、かなり成功している。

しかし、委員会はまた、現在の公共団体構造と事務配分には多くの問題があり、このままでは将来直面する課題に適切に対処できないと考えている。

現在の構造の問題

現在の構造の問題について、その一部は市と県の規模に関するものであり、一部は国、

県、市間の事務配分に関するものである。また、権限や財政がかなり複雑な交通部門等、大コペンハーゲン地域の問題もある。

多くの部門において、現在の構造に関する重要な問題が明らかになった。この問題により、市民が受けるサービスレベルが低下したり、保健、雇用、特別なニーズ、特別（障害者）教育、税等、市民にとって重要な分野でコストが上がったりしている。

他の分野でも、サービスの低下やコスト増加にある程度つながる問題が明らかになったが、公共団体の構造を見直すほど重要なものではなかった。これらの分野とは、精神医学、若者教育、統合、都市計画、環境、大コペンハーゲン地域の交通計画と運営、その他運営にかかるものである。

委員会は、今日法律が求める事務量に関し、現在、*大多数の行政団体の規模が小さすぎる*ことを明らかにした。小規模な市では、多くの分野の事務実施において十分な専門性の持続性確保が難しく、住民一人あたりの支出が他の市よりも高くなっている。さらに、小規模な市は市民に広い選択肢を提供するのが困難なこともあるだろう。多くの比較的小規模な公共団体はまた、デジタル化の利益を十分に享受することができない。同様に、現在のほとんどの県は病院に関し最良の計画を実施するには規模が小さすぎる。最後に、大コペンハーゲン地域内の県が地理的に限られた規模であるため、保健、交通、計画の分野において調整に関する問題が起こっている。

委員会はまた、多くの地域内で*首尾一貫して調整することの困難さ*を示した。この問題は主に、ある事務に関する責任が、分権化された別々の行政レベルに分配されていることである。これにより、市民と実際に事務を実施する責任のある行政の双方にとって明確でない「灰色の分野」を生み出す危険性がある。責任が県と市で分配されているソーシャル・サービス、障害者教育、ある種の保健分野で、このような灰色の分野を生んでいる。この結果、市民は、満足のいかない時間のかかる手続きを踏まざるをえなかったり、公共団体から最適なサービスを受けられなかったりする。また、専門性、財政の持続可能性のために、いくつかの行政層間で公共事務が分配されることによって、財政管理や事務の優先づけが難しくなる。これは、関係する公共団体が互いに財政負担を押し付けるためである。この問題は、就業人口増加に時間がかかる、今後の限りある経済的柔軟性によってより強まることになる。

さらに、委員会は、ある分野において、*機能や事務がいくつかの行政層に平行して配分*されていることによる問題を明らかにした。例えば、雇用政策は市と国が並行して実施し、若者教育は国と県で事務が分配されている。このような事務配分は、それぞれが調整せずに事務を実施することになり、事務を担当する行政層間での調整や優先順位づけ、効率性向上、質の確保をより困難にする。さらに、事務実施が否定的な影響を及ぼしかねない。この問題も、将来の限りある経済的柔軟性によってより強まることになるだろう。

将来の課題

委員会はまた、現在の公共団体構造は将来の需要に対応するように設計されていないことを明らかにした。

よって、行政団体の規模に関する問題等上記の問題が、人口統計上の変化、移動性の増加、通勤距離の遠隔化、狭いマクロ経済の枠組みによって、今後より顕在化することを、多くの課題が示している。

伝統的に、狭いマクロ経済の枠組みは、公共支出の運営と優先順位に焦点を当てている。限りある経済的柔軟性に対応するには、効率的な事務実施と全般的な運営と優先順位に、より焦点をあてる必要がある。また、現在の構造は、デジタル化によって公共団体が市民に簡素で効率的なサービスを提供するという技術革新から得られる利益をフルに活用できない。また、狭いマクロ経済の枠組みは概して、労働力の著しい増加を必要とすることも明らかにした。

多くの分野で責任が分配されていることで、支出運営全般と横断的な優先順位決定を弱めている。

現在、雇用政策に関する責任が分配されていることも、様々な理由で労働市場に留まるのが難しい人々に対する政策等、効率的な雇用政策の可能性を阻むものである。

さらに委員会は、特に小規模な市にとって、公共サービスへの内容、確保すべきサービスレベルの法による規制の導入、そしてサービスの選択肢拡大への要請に対応するのが困難であると分析した。また、進む国際化や、水に関する指導 (Water Framework Directive) や入札規則等国際基準による課題もある。

改革は必要だが、十分な前提条件はない

委員会は、現状の市や県の規模や事務配分では、今ある問題や将来の課題の一部にしか対応できないと分析した。

専門性の持続可能性、事務実施の一貫性、規模の利益を利用できていないことに関する問題は、資金供給や財政均衡化システムの変更では解決できない。国からの補助金増加や、市間の資源再配分は、財政問題を抱える市の状況を改善するが、専門性の持続性の欠如、事務実施の一貫性の欠如、規模の利益利用欠如の問題は解決できない。

市がパートナーシップを活用しても、これらの問題を解決できないだろう。市や県の規模に関わらず、市の自主的なパートナーシップ活用は、特定の事務実施に有効な方法であるかもしれないし、構造変更後、ある事務に関してはパートナーシップが必要になるであろう。しかし、特に行政団体共同で設立する会社の形をとるパートナーシップは、責任の所在が不明確になりがちなので、主要事務においては活用されるべきでない。

よって、上記の問題と最近の傾向から、より規模の大きい団体のほうが事務実施で一貫性を確保することができるので、小規模な市や広域圏団体をより大規模にし、持続可能性を向上させる方向を目指すべきである。

しかし、公共団体構造変更のみで問題を解決できるわけではない。改革は枠組みを提供するが、それを十分に利用するのに政治的なイニシアチブと優先順位の決定が必要である (2.2.3 参照)。

民主主義と持続可能性

市の規模と地域における民主主義に関する包括的な新研究は、大規模な市でも同様に民主主義が機能しているため、小規模な市において地域における民主主義が機能しているということだけでは、その規模を維持する理由にならないことを示している。

この研究は、地域における民主主義に対する人々の見方を、多くの民主的な要素に基づいて示している。これらの要素は、市とのつながり、地域の政治に対する興味と知識、選挙等意思決定への参加、政治及び自分に対する自信、政治家への満足である。しかし、この研究は市の規模が人々の政治と民主主義に対する近親感に影響を与えているかどうかは明確にしていない。また、この研究は、今回の制度改革で新たに合併する市においても、市の地理的規模が人々の見方に影響を与えないと評価できないことも言及していない。

この研究の主な結論は、大規模な市は小規模な市と同様に民主的であるということである。地域における政治に対する関心、市とのつながり、市政についての知識、市民の意思決定への参加、よい自治体についての見方は、市の規模とは何ら関係がないということである。個人の意思決定への参加、投票、地域における公共サービスへの満足、政治に対する信頼に関してのみ、人口5万人を超える市において僅かに民主的でない傾向が見られる。

しかし、この傾向がいつ始まるのかははっきりとはわからない。人口2～3万からおそらく7～8万の幅で、個人の意思決定への参加、投票、政治への信頼、市のサービスへの満足度においてわずかな減少・悪化があるということのみである。反対に、この研究は、集合的な意思決定への参加はわずかに増加していることを示している。大規模な市においては、市職員や議員と個人的な接触の機会が多い小規模な市より、政党活動への参加がより活発である傾向がある。

市の能力と政治的判断を下す自治と、民主主義の間にはジレンマがあるとこれまで考えられていたが、これは真実ではないことがこれでわかった。

したがって、市民による政治的親近感についての見方が、地理的な規模を含む市の規模によって左右されるかどうか、委員会には分からない。

今日の人口の半分以上（56%）が人口2万5千以上の市に居住していることも重要である。人口1万5千以下の市は全市の3分の1を占めるが、人口は3分の1に満たない。

県における地域の民主主義について述べた文書は非常に限られている。県議会選挙への市民の投票率は、県の規模の増加とともにわずかに減少している。市選挙の分析と違い、人口統計上、社会的、財政的問題は考慮されておらず、よって、この相関関係を注意深く分析する必要がある。

委員会は、公共団体構造改革は必要と考えている。なぜなら、現在の行政制度には先に述べたような問題があり、将来の課題がこれらの問題を強めると考えられるからである。

2.2.3 改革実施のために必要な条件

構造改革の目的は、公共団体が将来の福祉国家において、最善の方法でその事務を遂行することができるようにすることである。

しかし、構造改革の実行は、不確実なことによるコストと、多くの公共団体がたどらな

なければならない改革のプロセスを伴う。

さらに改革には、政治的焦点が合併プロセスと事務移管に向けられるため、改革過程の間、分権化された政治システムにおいて多くの資源を必要とする。

また改革は、投資を含むコストを必要とする。この投資は、基本的には組織変更と IT の実施にかかるものである。しかしたとえ改革を行わなくても、コスト削減のため、新技術等への大規模投資が必要である。

構造改革のコストは、短期間、一度限りのものが主であるが、新たな制度がもたらすであろう質と効率性の向上による利益は長く続くものである。

委員会は、改革の規模や範囲にかかわらず、改革にはコストがかかると考えている。改革に直接かかるコストは、どの程度思い切った改革をするかによるが、改革による利益や利点はどの改革モデルを選択するかによる。公共団体の構造に関する様々なモデルはそれぞれ違う方法で基準を満たし、現在の問題や将来の課題を解決するからである。

よって委員会は、公共団体の構造と事務配分の改革実施のために、以下の内容が必要条件と考えている。

- 改革により、簡単には解決できない社会問題に取り組む。少なくとも、改革はこれらの問題に取り組む枠組みを向上するものであること。
- 改革の利益は何年にもわたるものであること。
- 改革は、勸告の 15 章にあるように公共団体の構造について考慮されるべき事項に沿うものであること。
- 改革は今後の要請に応える、あるいは「耐久性のある」ように設計されること。つまり、現在の問題を考慮するだけでなく、デンマーク社会が今後数十年に直面するであろう課題へ対応できるようにする。
- 改革後、中央でも地方でも意思決定をする明確な政治的意思と能力があること。

改革後の意思決定とは、例えば、持続可能な公共団体へと分割することを示している。さらに、公共団体が抱える現在の問題のうち、構造と事務配分の変更で自動的に解決できるものはごくわずかである。改革は、基本的には解決のための枠組みをつくるものでしかない。

したがって、より効率的な公共団体をフルに実現するには、新しい枠組みの利益を享受するため、政治的なイニシアチブや優先順位決定が必要である。

より効率的な公共団体の実現には、現在の組織、運営、組織文化等の著しい変化が含まれることも言うておかねばならない。改革によって、非効率な仕事の手順や管理の構造を止め、新しい行政制度において規模の利益を得始めるよい機会となるかもしれない。

改革はまた、国と地方自治体間の関係に焦点を当てる。より規模が大きく持続可能性のある市は、政府が地方の細かなことにとらわれず一貫した目的に基づいた行政を行うことによって、公共団体全体において、分権を支えるよりよい基礎を作り出す。またここでも、政治的イニシアチブが改革をフォローする必要がある。

2.2.4 境界と事務の分担に関する改革に関する勧告

委員会は、将来の課題に対応する必要性等の現構造の問題は、小規模な市と県の規模を変えるだけの改革によっては完全に取り除くことができないという結論に至った。これらの問題の解決には境界変更と事務再配分を含む改革が必要である。

委員会はまた、改革により得られる利益や利点は、コストよりむしろ選択するモデルによると考えている。

これらの問題を解決し、将来の課題に公共団体が対応できるよう準備し、費用対効果をあげようとする、県と市の境界変更と事務配分を含む公共団体改革を実施すべきという方向に至る。

境界変更と事務再配分は密接に関連している。現在の市と県の規模を変更することにより、より多くの事務を分権化された行政体に置くことで、ひとつの行政体がより多くの事務を受け持つことができる。現在の最小規模のものより大規模な市と広域行政体は、事務の質と効率性を向上させ、市民により広い選択肢を与えることができるだろう。

勧告の 18 章にあるように、委員会は現在の事務配分のままでも、より専門的な事務実施において十分な専門性を保つため、市と県の規模を大きくする必要があると結論づけた。またこれにより、長期的に規模の利益を得られる可能性が増えるだろう。委員会はさらに、市民の参加と民主的な持続可能性なしでこれを実現できないと考える。規模の利益に最適な市の規模は、過去 10 年で拡大している。最近の研究は、住民一人あたりの平均事務コストが最小の市の規模は、1993 年の人口 2 万 8 千から 2002 年に 3 万 4 千へと拡大したとしている。

言い換えると、第一に、規模変更と事務配分を含む改革は、分権化された公共団体の維持と発展に役立つ。上記のように、このことは更なる地方分権とより多くの公共事務を地域民主主義に根付かせることを促進する。

第二に、市と十分に大規模な広域圏は、現在、様々な団体によって実施されている事務を一つの公共団体に置く基礎を提供する。ソーシャル・サービス、雇用、若者教育等多くの事務が一つの団体に集中することで、事務実施の一貫性を図ることができる。関連し平行する機能を一つの団体に集中させることにより、マネジメントと優先順位決定が向上する。

第三に、事務再配分により、市により多くの市民向けの事務や機能が集中し、公共団体へのアクセスが簡素化される。しかし、このことは現在の事務配分のままでもサービスセンターの設置によってある程度は実現できる（28 章デジタル行政参照）。

第四に、委員会は、より持続可能な公共団体の設置による包括的な改革は、事務実施の質を向上させる基礎を強化し、市民に関心の高いサービスの分野において、市民により幅広い選択肢を提供すると結論づけた。

最後に、委員会は、市と広域圏団体の最小規模の著しい拡大と切り切った事務再配分を含む改革は、長期的には資源を節約し、効率性の向上につながると考えている。公共団体の構造改革は、狭い社会経済の枠組みのなかで、将来の課題に対応することを容易にするだろう。

現在の市と県の境界変更は必要と考えられるが、上記の問題解決及び将来の課題への対

応においてはそれだけでは充分ではない。改革による利益を実現するには、事務の再配分が必要である。

委員会は、広域レベルでは、開発のためにより大規模な広域圏が必要であるという結論に至った。

委員会の全般的な意見は、ヘルスケアとその計画事務実施のために全国を多くとも7～8の広域圏（region）に分けるべきということである。また、広域圏の数は3つ以下ではない。専門的な病院治療について考慮すると、県の数は少ないほうがいいことになるが、地域における知識、マネジメント、ある広域事務の処理を考えると、県はあまり大きすぎないほうがいいということになる。広域圏団体数の特定には、その団体の事務の特性と、マネジメントが直接あるいは間接選挙で任命されるかどうかを考慮すべきである。

委員会は、大コペンハーゲンの問題の解決には、コペンハーゲン病院公社（Copenhagen Hospital Corporation: H:S）と大コペンハーゲン・オーソリティ（Greater Copenhagen Authority: HUR）の現在の事務を適切に配分できる広域圏か県の設立が必要との結論に至った。

現在国と県で分かれている事務―（現在の県の規模でも担当することができるかもしれない）国の若者教育、労働市場教育、短期生涯学習、幹線道路網を除く国道―を、広域レベルに集中させることができる。また、県の商業振興活動も強化できる。

市の規模の評価にはまだ不確かな要素もあるが、委員会は、市レベルの境界設定について、現在の知識と相談機能が維持されれば、住民3万以上で市がソーシャルワーク及び社会精神医学分野の事務を一手に受けられると判断した。この規模の市はまた環境と計画分野でより多くの責任を受けられる。結果、委員会が現在の事務配分の主な問題と明らかにした「灰色の分野」と平行する機能を最小限にすることができるだろう。また委員会は、人口約3万の市は、統一した雇用政策システム設立のために十分な財政力があると考ええる。

また、現在の事務配分では市の最小規模の評価には不確実な点がある。委員会は、人口2万以上で、最重要事務実施に十分な専門性が確保できると考えている。しかし、この規模の市は人口3万の市が提供するソーシャルワーク及び社会精神医学の分野の事務を提供しないだろう。また、人口2万の市が統一した雇用政策システムを維持する十分な財政力があるかどうか計りかねる。

しかし、人口2万の市にソーシャルワークのための基本率を上げて、ソーシャルワーク及び社会精神医学分野のより多くの事務をさせることはできる。また、人口2万の市に障害者教育に関する事務を集中させることは可能と思われる。

人口2万と3万の市が市民参加を妨げ民主的持続性を阻害するものではない。市がどの規模で、住民の政治的親近感に影響を与えるかを判断する根拠がない。

委員会は、境界変更及び国、県、市の間での事務委譲を含む包括的な公共団体の改革実施を勧告する。よって、委員会は、市及び広域レベルでの行政体の最小規模を現行より著しく拡大し、関連する事務が一つの行政体で行われるよう現在の事務配分を変更することを勧告する。

最小規模の市を著しく拡大する改革により、市の目的別マネジメント実施を可能にする

枠組みを作ることも期待されている。

2.2.5 市の規模と事務配分の変更についての一般的な政治的判断に関する勧告

上記のように委員会は、境界変更と事務再配分を含む公共団体改革の実施を勧告する。

委員会は、公共団体間の事務再配分を含む公共団体の再編に関する決定は関連しており、同時になされることが重要だと考える。政治的判断を統合することで、将来の事務配分を明確にし、比較的短期間で改革を実現できる。判断の際、基本的に次の2つの要素を考慮することが必要である。

第一に、特に市の最小規模に関する改革は、事務配分を決定するものである。

よって、さらなる地方分権とある行政体への事務の集中は、持続可能な事務実施の枠組みを用意する市と広域圏の人口規模に依っている。必要な境界変更が行われなければ、事務遂行上の問題、特に専門性及び財政力不足が多く発生すると予測される。これは、市民にサービスと質を確保する点及びある行政分野での支出の逸脱が他の分野や課税に大きく影響する点で問題である。

第二に、規模についてのみ判断されるなら、市と県の規模変更だけでは委員会が明らかにした現在の事務実施に関する問題を解決できないので、改革の展望が縮小してしまう。

さらに、新構造の導入に関して将来の事務配分を地元知らせることが重要である。市の合併は、将来の事務や組織を計画することを必要とし、ITや庁舎へ投資をするにも将来の姿を知っておく必要がある。

委員会は、市の規模の変更と行政層間の事務再配分に関する全般的な決定は同時に検討、意思決定されるべきものと考ええる。

2.2.6 改革実施に関する勧告

改革実施にあたっては、現存の市と県の合併に十分な時間があり、事務を受ける準備があることを念頭に計画されるべきである。

委員会は、必要な準備には十分な時間を与えるが、改革過程はできるだけ短くすべきだと考える。

事務移管の順序について、委員会は、十分に大規模な市と広域圏は、特定の事務に関して、事務移管の前に設立されることが重要と考える。

さらに、委員会は、政治的に不確かな期間が短縮されるよう、市と広域レベルでの投資に関する意思決定過程が比較的短いことが重要と考える。

職員、事務実施による生産性、特に新しいサービスに関する市民への説明を考慮すると、新しい境界設定と事務配分を速やかに実施することが重要である。財政に関する判断ミスも比較的速やかな実施で縮小することができる。

改革実施つまり実際の計画と合併に関し、合併プロセスと新規事務受け入れのために十分な時間を確保することが重要である。

よって、適切な合併プロセスと新規事務の受け入れを確実にするため、職員の異動、組織変更、外部業者との契約決定やIT及び給与システムの統合等の事務的な準備を行う必要

がある。政治的レベルでも、選挙の準備等十分な時間の確保が重要である。

委員会は、これら事務的準備について、これもできるだけ短期間の改革過程を目指すべきだが、全体の過程と関連づけられるべきだと考えている。地元で事務準備実施過程を組織する幅を与えることが重要であるだろう。

委員会は、改革に伴う現実的な事柄を考慮し、市の境界変更と事務再配分はできるだけ速やかに実施することを勧告する。

2.2.7 地理的基準に関する勧告

委員会は、市と県の規模を含むどのような地理的、人口統計的基準が今後適用されるべきかを検討する役割を担っている。

委員会は、市と広域圏団体の最小規模は、それらの事務分担によって決まると考える。

先述のように、委員会は、最小規模の人口2万の市は、現在の最重要事務に関し、十分に専門性の持続性を維持する枠組みを用意し、その他の事務にも対応できると考えている。人口3万の市は、市の主な事務に対応できるだろう。

しかし、委員会は、個々のケースでは、人口密度が低い地域や市の地理的規模に伴う市民の政治的親近感のため等、上記の最小規模に例外が発生することがあると考える。

委員会は、最大規模の市が合併によってさらに規模を拡大すべきだという議論を支持する証拠を見つけられなかった。これに反し、人口5万以上の市では規模の利益に関してかえって不利になる兆候がある。しかし、地理的な要素によっては、このような市の拡大が好ましいこともある。委員会はまた、現在すでに人口が多い市は、「一つの都市コミュニティには一つの市」という現在の市域の原則を維持し、分割されるべきでないと考える。しかし、委員会は、大都市の周縁地域を隣接の市に統合することによる利点がある場合があることを否定できない。

市と県の適正規模は、公共団体の構造と事務配分によって決まる。このことは他の地理的、人口統計的な基準にもあてはまる。

委員会は、公共団体の境界設定は、新しい行政団体との相互依存や関連を考慮して実行するよう勧告する。

これに関し委員会は、地元の連携と団結を守り、インフラや商業区域への投資が、財政、自然保護、その他のバランスに基づいてなされるよう、例えば商業圏、公共団体共同設立会社、インフラストラクチャー、自然、景観等を、市の境界変更を考慮する基準に含むことができると指摘した。地域の通勤パターンも、雇用政策に影響を与えるものの一つである。

これらを考慮にいれると、市や県が完全に合併するのではなく、市のある機能に関してのみ境界変更が行われ、あるいは県が様々な方法によって合併するといったこともある。現在、ある公共団体においては相互依存がまったくないということもあるかもしれない。

十分な財政力確保のため、委員会は、地理的範囲が大きいほど、その公共団体においてより同質性が確保できることを勧告する。

委員会は、公共団体内の同質性を確保するために、都市部と地方部の両方を含む市を制

定するよう、できるだけのことをしなければならないと指摘した。さらに、商業圏と学校の位置は地理的境界を考慮する際に含むこともできる。これらは地域の連帯のためにも重要である。

最後に、委員会は新公共団体の区域内に中心部一つが含まれるべきだと指摘した。しかし、これには、国内には大規模な地域をカバーする市もあるため、地理的要素も考慮することが必要かもしれない。また、大都市内部や周辺には都市部独特の問題がある。

広域圏の境界について、委員会は、交通計画、商業の促進、自然環境保護を扱う上で通勤圏が重要となり、このことが広域圏の境界変更を考える上で考慮されるべきだと考える。さらに、持続可能な広域圏を設立するため、人口統計上の発展や地域の連携を考慮することが必要である。

2.2.8 その他の勧告

委員会は、現制度の変更に関する勧告に照らし、付託内容にはないがある分野の更なる変更について分析することが適当と考える。

委員会は、行政における IT 化促進の可能性を含む、予想される将来の傾向の検討から、行政における情報交換の障害を取り除くよう、特別法と地方自治体法の両方の見直しが必要と結論づけた。守秘などを考慮して、これに反する意見もあるかもしれない。

委員会は、IT 行政の必要条件は、法等、公共団体間の情報交換や団体間を超えたサービス提供を阻害する障害を、可能であれば取り除くことだと考える。

このような障害がなくなることで、団体を超えた市民サービスを提供するサービスセンターの設立を可能にする。市のサービスセンター、いわゆるクイックサービスカウンターは、いくつかの公共団体を代表して市民にサービス提供を行う「最前線の」市民サービスである。

委員会は、新しい行政構造に関連し、例えば地域サービスセンターの設立など、「最前線の」市民サービスの可能性を考慮することを勧告する。

委員会は、公共団体の構造にとって重要な事務の検討に焦点を当ててきた。しかし、現在の境界と事務配分の変化に関連し、その他多くの事務の配分についても意思決定をする必要がある。事務の配分は、詳細な構造についての決定に依っているが、委員会は、市民に近いサービスと一貫性を重視すべきだと考える。委員会はまた、警察の顧客サービスと免許に関する課題、県の市民サービス、救助・救急の準備状態、文化事務、沿岸警備、森に関する法の施行、教育と農業委員会の特定の事務について、簡単に検討した。委員会は、行政構造の決定に基づいて、これらの事務のいくつかはより適切に配分することができると思う。

委員会は、公共団体の再編に関連し、市民の近くで事務が行われているか、サービス提供の一貫性が実現できているかの点から、多くのその他の公共事務の見直しを行うよう勧告する。

2.3 新制度のモデルとそれに対する委員会の評価

付託内容に基づき、委員会は、市と県の規模変更の必要性と国、県、市の事務再配分の可能性について検討した。さらに委員会は、直接選挙で選ばれる行政レベルが現在の3層から2層に削減された場合、どのように公共事務を配分するかについても検討した。委員会は、行政レベルの削減は直接選挙で選ばれる行政レベルの県が解体することを含むと考えるが、県の解体により広域圏の行政レベルが存続できないということではない。県に代わり、間接的に選出された議員により運営される、一つかそれ以上の行政レベルを設立することができる。

提案するモデルは、

1. 事務分担はそのままだが、県と市の規模を拡大したモデル
2. 特に県、ある程度市が新事務を受ける、直接選挙による3層制モデル。このモデルを「広域県モデル」という。
3. 特に市が新事務を受け、県は地理的領域や多い人口に関する事務のみ担当し全般的に事務が減るモデル。広域圏の選挙の種類により、3種類のモデルがある。
 - a. 広域レベルで直接選挙を行う「広範市モデル」
 - b. 事務配分は上記 a.と同じだが、域内の地方議会から選出される広域議会によって運営される「市広域モデル」
 - c. 事務配分は上記 a.と同じだが、域内の地方議員の党員からあるいは党員によって選出される議員がメンバーである広域議会によって運営される「党広域モデル」。

広域モデル(上記 b.と c.)は、広域圏の事務を、地理的、人口統計的要素に適応し、いくつかの法制の団体に分けることを含む。

4. 全事務を直接選出される2層の行政レベル—国と市—で行うモデル。これを「国モデル」という。

委員会は公共事務の適切な配分を考慮し、モデルを検討した。市と広域圏の規模は、よって、各モデルの事務配分に基づいて検討した。広域レベルの選出形態も、広域圏の適切な規模から勘案した。

広域レベルについて委員会は、開発のためには十分に大規模な広域圏団体が必要と判断した。

委員会は、特にヘルスケアとその計画の事務実施のため、将来は多くとも全国を7～8の広域圏に分けるべきだと考える。また、広域圏団体の数は3以下であるべきでない。特別な病院治療について考慮すると比較的少ない県のほうがいいということになるが、地域における知識、中心的な運営、いくつかの広域圏事務を考慮すると、県は大きすぎるべきでないということになる。広域圏団体の数の特定は、事務分担と直接あるいは間接選挙に

よって運営体を選ばれるかどうかによって決まるだろう。

最後に、委員会は、コペンハーゲン病院公社（H:S）と大コペンハーゲンオーソリティ（HUR）の現在の事務を吸収できる規模の広域団体か県の設立により、大コペンハーゲンの問題解決ができると考える。

委員会は、様々なモデルにおける広域団体数が基にしている基準のみ示すこととした。

市の規模は、特定のモデルの事務配分にもよる。委員会は、広範市モデルの最小規模は人口2万、それ以外のモデルでは人口3万と判断した。委員会のこの市の規模に関する判断は基本的に、新事務を受けた時、現事務と新事務を行うために、市の財政力を維持できる専門性維持と規模の利益を実現できるかどうかに基づいている。

雇用政策と税の事務は他の改革によって影響されないと考える。

委員会は、現在の分断されたシステムが一箇所に統合されることで、雇用に関する成果があがると考えている。統合されたシステムには、ターゲットとするグループのためのサービスや雇用関連のサービスも含む。被保険者、非被保険者両方の失業者、失業者への現金給付、職業再訓練者、疾病給付受給者、短期や単純な仕事についている人等にかかる事務の集中を意味する。このような事務の集中により、全ターゲットグループにおける就業可能者が集約され、適切な時期にソーシャル・サービスや他のサービスを提供することができるようになる。自治体の事務の効率性と質のレベルが向上することが重要である。訪問事業とその目的、成果との間に著しい違いがある。よって、向上の余地がある（17章参照）。

統一システムでの公共団体による雇用政策は、他事務特にソーシャル・サービスと関連が深いので、市が担うべきである。この改革によって、市は被保険者に財政責任を負うようになる。統一システムの導入によって、効率的で均一、全国的な就業施策を実現するため、かなりの中枢部による運営と参加が必要となる。委員会はまた、様々な救済システムの調和がとれていることが重要と考える。

委員会は、統一雇用システム設立のための必要条件は、労働市場の参加者が雇用のための努力をすることと考える。

委員会は、統一システムの設立の必要条件は、専門性、財政力が得られるよう現在の市の最小規模を拡大することと考える。統一雇用システムの設立のために、どのくらい規模が必要か概算する明らかな材料はない。しかし、人口2万の市が統一雇用システムのための十分な財政力を持つかどうか確かでないが、人口約3万の市はおそらく十分な財政力を持つだろう。

今日、税事務は市と国との間で行われている。委員会は、税評価における規模の利益を通じた組織の向上、税務全体及びITシステム開発の優先順位決定を確立することにより、効率性、質の向上が図れると考えている。地域の市民サービス機能が維持されることも重要である。

実際の税評価に地域の政治的影響はあるべきではないため、国が全体の税務を担当するのは市の自治に否定的な結果とはならないだろう。よって委員会が提案した一つの解決法は、市が地域の市民サービスを担当し、税務を国に集中することである。

委員会が提案するもう一つの解決法は、市が税務を引き続き担うことである。この場合、

市の地域市民サービスと合同の地方税評価センターなど、税評価活動を集中させる。しかし、委員会は、この方法では税務全体での相互管理や優先順位決定を確保できないことを指摘した。

表 2.1 は上記のモデルにおける事務配分を示す。より詳細なモデルの説明が 2.3.1 から 2.3.4 のセクション、第 18 から 20 章にある。またこれは、定型化したモデルであり、様々なモデルの要素が結合することもできる。

表 2.1 委員会の主なモデルにおける事務配分

事務	広域県モデル	広範市、市広域、 党広域モデル	国モデル
保健	変更なし。	広域圏で現在の県の権限。病院と健康保険、国民健康保険(SFU)の保険料を市が負担。	国が病院の運営と計画。薬と健康保険、市による GP と専門医を除く。プライベート医療での病院サービスと専門医に対する市の部分補助。
社会精神医学	県が最も専門的な事務。市の事務が増加。	市に集中。広域圏がある専門的な事務。	市に集中。国がある専門的な事務。
身体障害者と特別なニーズのあるグループ	県が最も専門的な事務。市の事務が増加。	市に集中。広域圏がある専門的な事務。	市に集中。国がある専門的な事務。
高齢者ケア	変更なし。	変更なし。	変更なし。
子供と青少年 (障害、実親から離れて暮らす等)	県が最も専門的な事務。市の事務が増加。	市に集中。広域圏がある専門的な事務。	市に集中。国がある専門的な事務。
初等教育	変更なし。	変更なし。	変更なし。
広範囲な特別教育	市に集中。	市に集中。	市に集中。
若者教育、 AMU(労働市場教育)、KVU(短期生涯学習)	県に集中。	国に集中。市の上級高等学校の可能性。	国に集中。市の上級高等学校の可能性。
環境監視	変更なし。	市に集中。広域圏がある専門的な事務。	市に集中。国がある専門的な事務。
その他環境事務 (保全、地下水、自然保護等)	変更なし。	広域圏が現在の県の事務。	現在の広域の事務は国に集中。
都市計画	変更なし。	広域圏が総合広域圏計画。自治体の計画により権限。	国が総合広域圏計画。自治体の計画により権限。

商業サービス・促進	広域圏の商業開発について県の責任を強化。	変更なし。	現在の広域圏の事務を国に集中。
集合的交通	広域支線と通勤鉄道は県に委譲。	変更なし。	国に集中。
道路	国が総合道路網。残りの道路は県へ。市の事務は変更なし。	変更なし。	県道は国と市で分配。
統合	変更なし。	変更なし。	変更なし。

2.3.1 から 2.3.4 において、事務配分、規模、広域レベルでの選挙の形態について、各モデルの詳細を説明する。雇用と税は他の事務からは独立しているので、このモデルでは言及しない。

2.3.5 はこれらのモデルの利点、欠点を総合的に評価している。

2.3.1 現在の事務配分、変更後の県と市の規模

委員会は、市も県も現在の最小規模よりも大きいほうが低コストでよりよい公共サービスを提供できるという意見である。これは小規模な市と現在のほとんどの県は最善の方法で現在の事務を扱うには小さすぎることを示す多くの情報を基にしている。さらにセクション 2.2 にある多くの将来傾向によって、これらの欠点がより顕在化すると考える。

現在の事務配分について委員会は、最少人口規模 2 万の市は、最も重要な現在の事務及び規模の利益を有効活用する十分な専門性の持続可能な枠組みを用意できると考えている。

たとえ特別な病院治療の計画から、県の数は比較的少数のほうがいいとしても、広範囲の事務、課税権、直接選挙による選出を考慮すると、事務配分がそのままであれば適切な広域圏の数は 3～8 のうち多い方、つまり 7 か 8 ということになる。このくらいの県の数だと、事務実施の持続性を確保し、規模の利益の有効利用を可能にする。

2.3.2 広範な事務を有する広域圏（広域県モデル）

付託内容は、市と県が現在の事務配分が将来の課題にも対応できる最小規模となった時、さらなる地方分権が可能かどうか、委員会が検討するとしている。

委員会は、2.3.1 セクションにある広域圏の数について、つまり、3～8 のうちの多い方、例えば 7～8 広域圏と人口 2 万の市によって、さらなる事務の分権ができると考えている。委員会は、広域レベルが課税できるよう 3 層の直接選出制の時のみ、広域レベルへより多くの事務を置くことができるという意見である。

これらの前提条件のもとで提案するモデル（広域県モデル）では、国から県への多くの事務移管がなされる。これらの事務は、国の若者教育、労働市場教育、短期・中期生涯学習、国道の一部（総合道路網を除く）、広域支線とローカル鉄道である。このモデルによって、地域の商業促進も強化するだろう。基本率の増額によって、市はソーシャル・サービ

スと社会精神医学サービスの大部分を引き継げるようになるだろう。しかし、障害者教育の権限は市に完全に集めることができるが、このモデルにおける市の最小規模では、これらの事務を市へ完全に移管するのは難しいようだ。ヘルスケアサービスを財政的に支える独立した県税を設置しても、病院と健康保険に係る市の国への支払いを導入しない理由にはならない。なぜなら、市から国への支払いは、市による予防と入院の代替策にかかるインセンティブを強化する目的であるから。

2.3.3 狭い範囲の事務を有する広域圏

委員会が明らかにした現在の構造における事務配分に関する問題が十分に配慮されるとしたら、多くの事務が同じ一つの団体に集中されなければならない。付託内容は事務が市民の近くで行われるよう要請しており、委員会は、独立する分野や互いに関連するあるいは平行する事務が、できれば市レベルで行われるべきだと考える。

よって委員会は、市の規模が地域における民主主義や親近性等の要請を満たしていればできるだけ市に多くの事務を委譲し、いくつかの現在県にある事務を国に移すという主原則に基づいて、事務が国、県、市の間で配分されることを提案した。このモデルはまた、広域レベルのみが広域にわたる調整や財政を必要とし、地理的規模や人口規模に高い要請がある事務を実施することを規定している。

このモデルは、ソーシャル・サービスと社会精神医学及び障害者教育と環境問題の事務を市に集中させた。さらに、市は病院と健康保険サービスの一部を負担し、国民健康保険サービスの交渉委員会のメンバーシップを得る。

市への事務の分権に基づいて、委員会は、市は人口3万以上であるべきだと考える。広域レベルでの事務が減り、広域圏モデルよりも少数の広域圏ですむ。広域レベルの選出形態によって、県一特別病院治療の計画を行う一の数は3～6の間に削減できる。

委員会は、このモデルでは若者教育の事務を国に置いた。しかし、このモデルに属する3つのモデルのうち一つでは、後期中等教育の事務を市に移し、他の若者教育を国に置くことを提案した。

広域圏は、ヘルスケアサービス、環境と自然に関する事務の一部、総合広域圏計画と集合的交通、道路、商業促進の事務のみ行うべきである。

広域レベルが狭い範囲の事務を行うモデルで、広域圏の選出は直接間接の両方で行われ得ると考える。

間接的に選出される広域圏団体のモデルでは、ヘルスケアサービス、集合的交通、若者教育は法定の広域レベルのパートナーシップによってなされることを提案した。

広域市モデル

広域市モデルでは、広域レベルでの直接選挙を維持している。これにより、市の全事務に関する責任は直接選出された議員におかれる。市民の公共団体の民主的コントロールに最善の枠組みが用意されたことになる。しかし、公共事務間における相互的優先順位決定による改善は、十分に考慮されていない。

県がより少ない事務を行い、広域県モデルよりも少数の広域圏団体を管理することで、中枢部での管理が容易になる。このモデルでの県の数、考えられる数（3～8）の幅の中ごろ、4～6くらいになると推測される。この4～6の広域圏が特別病院治療の計画を行い、大コペンハーゲン交通計画は一つの大規模な広域圏に置くことができる。

県が狭い範囲の事務を行うこのモデルでは、県支出の大部分は病院のコストとなる。課税権とあわせ、これがコスト管理で不利な点となるかもしれない。しかし、独立した資金供給の責任がなく、広域圏が直接選挙で選出されるとすれば、このこともコスト管理に不利に働くだらう。

このモデルの一つのバージョンとして、委員会は、市が、GP と薬を含む健康保険（専門医を除く）の事務を受ける可能性を考慮した。このバージョンは特に、県に課税権がない場合に適切である。

もう一つのバージョンとして、委員会は、後期中等教育の事務を市に置く可能性を検討した。

自治体選挙を伴う広域圏モデル（市広域圏モデル）

広域レベルでの直接選挙の代替案として、委員会は、広域圏団体が区域内のそれぞれの市によって任命された自治体議会のメンバーからなる広域議会によって運営されるモデルを提案した。それぞれのメンバーは、各々の市議会の権限下にある。その他いくつかの市議会選挙のあり方が考えられるが、委員会は、市長は広域議会において市議会を代表する真の委任を受けており、市長が一貫して広域議会のメンバーであるモデルが、最も正当性と意思決定能力を発揮できると考えている。

広域議会が間接選挙で選ばれる場合、狭い範囲の事務を受け持ち課税するという権利はなく、3層とも直接選挙で選出される場合よりも少数の広域圏団体に済ませることができる。このモデルでの広域圏団体の数は、3～8の範囲の少ない方、つまり3～5という結論に至った。3～5の広域圏団体では、特別病院治療の計画が特に重要となり、大コペンハーゲンの交通計画は、一つの大きな広域圏団体が担当することができる。

保健サービスとソーシャル・サービスの関連と調整が市に根ざした広域圏団体によって考慮されるので、市に健康保険が移管されるこのモデルでは、他のバージョンを提案しなかった。

広域圏団体の事務のための資金は全て市によってまかなわれる。個々の市が広域圏団体に補助金と、市民が使用する広域圏団体のサービスに対して定率を支払う。広域議会のメンバーを通じ広域圏内の市議会は支出を決定するので、このモデルの意思決定能力と財政責任の間にはある程度の一貫性がある。ヘルスケアの全資金は市によってまかなわれるので、このモデルの地方税は他のモデルより著しく高くなる。

党選挙を伴う広域モデル(党広域モデル)

広域レベルで直接選挙を伴うもう一つの代替案として、委員会は、広域圏での比例代表選挙結果に基づき、広域議会のメンバーが党によって任命されるモデルを提案した。広域

議会のメンバーが、広域圏内の市議会の党員（党が共同している場合はそれらの党）によってあるいは党員から選ばれるということが必要条件である。このモデルでは、党が広域議会のメンバーを任命するので、市議会には何の権限もない。党による任命のため、全市が広域議会に議席を得られるとは限らない。広域議会の議員数は、地理的な状況や様々な党が適切な代表数を得られるよう調整することができる。地理的多様性を勘案するため、地理的基準に基づいて、割当て制を導入することもできる。

市議会選挙を伴う広域モデルのように、このモデルは、広域圏内の市がヘルスケアとソーシャル・サービス間の連携と調整を向上させるよう考慮することによって、広域レベルでの健康保険の事務を維持することを目的にしている。委員会は、このモデルでの広域圏団体の数は3～8の範囲の少ない方、3～5が適していると分析した。3～5の広域圏団体では、例えば特別病院治療が適切に考慮される。さらに、大コペンハーゲンの交通計画は、一つの大広域圏で行われることができる。

この党モデルは、広域圏の事務にかかる財政負担の点で主に市モデルと違いがある。

党モデルでは、市議会と広域議会の決定の間には直接的な関連はない。また、市議会は広域議会のメンバーに何の権限もない。よって、広域議会が広域団体のサービスに対し市にどの支出を課すか決めるのは、得策ではない。

したがって、広域事務の財政的裏付けは、国からの助成金つまり、広域圏団体への一般補助金によるべきである。ヘルスケアサービスに対する市への財政的インセンティブは、国が規制するヘルスケアサービスに対する市の実績に応じたわずかな支払いを通じてである。

柔軟性のある広域圏の境界設定

間接的選出による広域議会モデルの一つのバージョンとして、委員会は、より事務に関連し、法制的で、パートナーシップを持つモデルを考案した。主モデルと同様、財政は市と国（選出形態によって）によってまかなわれる。広域団体は課税権を有さない。

主モデルとは違い、広域の事務は次の分野を行う様々な市パートナーシップに分散される。

- ヘルスケア
- 集合的交通
- 若者教育

このバージョンは、人口統計的、地理的要素による地域的な違いを調整できる。大コペンハーゲン内及び周辺の集合的交通の合同計画を、特別に考慮することもできる。

2.3.4 2層の行政レベル

最後に、委員会は、国と市2層の行政レベルのモデルを提案する（国モデル）。このモデルでは、市はできるだけ多くの事務を引き受け、国は地理的規模や人口規模における要求

の非常に高い県の事務を行う。

事務配分は、広域レベルが狭い範囲の事務を有するモデルの際の市規模（人口3万）のものと同様である。広域モデルと同じように、市は全ソーシャル・サービス及び社会精神医学サービス、障害者教育、環境監視を行う。また、健康保険に関する事務（プライベート診療による専門医を除く）と一部の県道の事務を市に移管する。

国は、病院サービス、プライベート診療による専門医、若者教育、集会的交通、環境・自然関連の一部の事務、総合地域計画、県道の一部の事務を行う。

このモデルの一つのバージョンとして、委員会は、後期中等教育を市に移管するモデルを提案した。

2.3.5 モデルの利点と欠点の全般的評価

全モデルにおいて、市及び県・広域圏の最小規模が著しく拡大することが必要であり、これにより、専門性の持続性、質の確保、効率性、市民権と今日の市と県の事務に関する市民の選択のための枠組みが向上する。

3万の市の規模により、市にソーシャル・サービスを集めることができ、統合雇用システム確立のための比較的確実な基礎を作ることができる。統合雇用システムは、この重要な分野において効率性と質を向上させることが期待されている。

同様に、特別病院の計画にとっては広域圏団体数が7～8より少ない方がよく、そうであれば、現在のコペンハーゲン病院公社（H:S）と大コペンハーゲンオーソリティ（HUR）の現在の事務を適切に配分することができる。

個々のモデルで委員会が提案した事務の移管はまた、市と広域圏団体が適切な規模となることで、専門的財政的持続性を確実にする。

委員会は、市民への近さと市民参加は提案した市の規模により適切に考慮されると考えている。

広域圏団体の規模の変化については、委員会は、市民への近さと市民参加がどのようになるか、結論を出せなかった。

事務が分権化されるこれらのモデルにおいて、委員会は以下の2点をさらに考慮すべきだと考える。

委員会は、提案した市の規模は、市レベルにおいて民主的持続性や民主的コントロールに著しく影響を与えるものではないという意見である。

現存する経験的データでは、大規模な市や広域圏団体が市民と議員の対話にどのような影響を与えるか、結論をだせない。

モデルでは、以下の基準について考慮した。

- 広域レベルでの民主的コントロール
- 広域レベルでの市民と議員の対話
- 意思決定能力と財政的持続性の関連性
- 広域レベルの事務の処理可能性
- 簡潔性

能力と財政責任の関係について、これらのモデルは公共団体に、違うレベルで財政の枠組みに影響を与えるが、ある事務に対して決定権限のある団体が、予算と事務の優先順位決定の責任を持つということは全モデルに共通する。全モデルにおいて、決定権限と財政責任に相関関係があるわけではない。財政責任とは、公共団体が自身の財源で赤字を埋めることができることを示唆している。よってその団体が財政責任を持っていれば、権限と責任の相関関係はより大きくなる。

さらに、これらのモデルは、現在の構造における事務配分に関する問題を解決する方法及び、特に相互的に優先順位を決定する必要性等、最重要な開発トレンドを扱う方法において違いがある。

これらモデルの以下の点に関する利点と欠点を、以下において述べる。

- 現在の構造における問題解決
- 様々なモデルにおいてそれぞれ考慮された基準
- 最重要の開発トレンドの処理

事務配分はそのままで県と市の規模を変更したモデル

上記のとおり、市の最少人口が2万、県の数3～8のうち多い方つまり7か8の場合、事務実施を長期にわたって向上することができる。しかし、広範な事務、直接選挙、課税権を考慮し県数を比較的多くすると、特別病院計画、大コペンハーゲンの問題解決、県の数が少ないことによって得られるその他の利益獲得は実現できない。

委員会は、県での直接選出により、広域圏の民主的コントロールが促進されると考える。委員会はまた、県が7か8より少数の場合、県の直接選出が行われても、政治的親近感、市民と議員との対話、広域レベルでの民主的持続性には貢献しないと考えている。

しかし、事務配分の変更なく県と市の規模を変更しても、現在の主な問題—若者教育、雇用、ソーシャル・サービス、障害者教育、ヘルスケアサービスの一部等多くの分野で事務が分断されていること—を解決することはできない。より簡潔、完全で一貫性のある公共団体は実現できず、効率性や同じ行政レベルに関連する事務が集中することから得られる質も得られないであろう。

このモデルでは、ごくわずかに公共事務間での、特にヘルスケアサービスと社会経済的課題において問題と見られている地域事務間での、相互的優先順位の決定が向上するにすぎない。よって、事務配分を変更しなければ、国会と政府が市と県の事務の優先順位決定に深く関与することを余儀なくされるだろう。

県の数が3～8の多い方であれば、大コペンハーゲンにおける広域計画と交通計画の責任を集中させることにより、大コペンハーゲン内の県とその他の地域における県の人口規模に大きな違いが生じるだろう。また、事務配分を変更しないということは、大コペンハーゲンの集合的交通の事務を集中することもできない。

最後に、このモデルでは、国から県と市へのそして県から市へのさらなる地方分権は行われない。

委員会は、事務配分を変更せず市と県の規模変更に賛成の意見は、事務実施における持続可能性と効率性のための枠組みを向上させ、市民により多くの選択肢を与える機会という考えに基づいていると考える。これに反対の意見は、事務配分にもっと一貫性を持たせることができない、相互的優先順位の設定が改善されない、県の数が特別病院機能の計画を妨げるということである。大コペンハーゲンにおける広域計画と交通計画の責任を集中させることは、大コペンハーゲンとその他の地域における人口規模を著しく異なったものにする。このモデルには利点はあるが、委員会は、より大規模な市と県と事務の再配分によって得られる利益のほうがより大きいと考える。

広域県モデル

広域県モデルは、事務配分変更なしのモデルと同様、長期間、事務実績を向上する可能性がある。

さらにこのモデルは、責任の分断により発生する問題の解決に特に有効である。障害者教育を市に、他の若者教育と広域圏商業開発の事務を県に集中させる。ソーシャル・サービスと社会精神医学のサービスへの基本率を増加することで、市が県の事務の大部分を引き継ぐことができる。これにより、事務の一貫性の欠如という現在の問題を解決できる。基本率が高くなることで、市は予防事業と事務を住民に近い効率的なレベルの専門性をもって実施しようとし、市財政のインセンティブ向上に貢献することができる。市が予防と入院への代替措置に関する地域におけるインセンティブを強化するために、ヘルスケアサービスに関し県による課税の導入は、今後市による病院と健康保険に関する国への支払いを導入しない理由にならない。

県への国の事務を分権により、県が広域圏の商業開発を強化するための中心的な役割も担う。

県での直接選出により、委員会は、広域圏の民主的コントロールが促進されると考える。委員会はまた、広域レベルでの民主的コントロールは促進され、現在の構造において県の数が7か8より少数の場合、広域レベルでの政治的親近感、市民と議員との対話、民主的持続性には影響しないと考えている。このモデルにより、国から県、県から市への事務の分権化も行われることも、これらの考察をサポートする。

このモデルの欠点は、ソーシャル・サービス等の責任の分断に関する問題を完全に解決しないことである。人口2万の市に統一雇用システムを設立することが適切かどうかも疑問である。この場合、似た事務でありながら、サービスや個人の保険のステータスによって2つの別々のシステムが必要となる。よって、このモデルは、市民にとって事務配分が不明瞭で、簡潔性にも欠ける。

このモデルは、ヘルスケアとソーシャル・サービス間の調整等が著しく向上するための基礎とならない。委員会は、県と市による公共事務の相互的優先順位決定の向上に貢献しないこともこのモデルの欠点だと考えている。これにより、国会と政府が優先順位決定に深く関わる必要が生じる。

このモデルでの県の数は比較的多いので、いくつかの県は特別病院機能を持つ病院を持

たないことになる。よって、多すぎる県がより専門的な機能においても自給できるようにしようとし、結果、ヘルスケアサービスの質が低下し、患者数が減るという危険性がある。

このモデルの県の数が3～8のうちの多い方なので、もし、大コペンハーゲンの広域計画と交通計画の責任が集中すれば、大コペンハーゲン県とその他の地域の県で人口規模に大きな違いができる。

大規模な市と県による利点に加え、委員会は、このモデルの利点は、基本的に、県への事務移管、広域圏レベルにおける直接的な民主的コントロール、ソーシャル・サービスと障害者教育のよりよい相関関係だと考える。このモデルの欠点は、少しはましになるが現在から続くソーシャル・サービスの事務の分断、市が統一雇用システムを管理する専門性、財政力を持てるかどうか不確かなこと、相互的優先順位決定に向上が見られないこと、特別病院機能の患者が減る危険性である。大コペンハーゲンの広域圏及び交通計画の事務が集中することで、大コペンハーゲン県の人口規模が他の圏のそれより著しく大きくなる。

広域市モデルと間接的に代表が選出される広域圏モデル

広域市モデルと代表が間接的に選出される2つの広域圏モデルの事務配分は同じで、市と県の規模に対する要請も同じである。広域レベルの選挙に関する利点と欠点を後で説明するので、これら3つのモデルの利点を共に説明する。

事務配分の利点と欠点及び市と県・広域圏の規模

より規模の大きい市と広域圏は、広域県モデルや事務配分に変更のないモデルより、専門性の持続性と効率性等の公共団体の規模を基にした問題を解決するのに適している。

関連のある事務が同じ公共団体に集中するように事務配分を変更することで、現在の事務分断の問題を解決できる。関連事務を同じ団体へ集中し、明確な事務配分を備えた簡潔な事務団体を実現できる。さらに市への事務集中は、より住民に近い、効率的レベルでの専門性をもつ事務実施の基礎を提供する。

市レベルへの包括的な事務委譲により、より多くの公共事務が市民により近いところで行われ、これにより政治的親近感が強まる。さらに、市での相互的優先順位決定が向上する。これは、狭い社会経済枠組みで見られる利点である。

委員会は、広域レベルで狭い幅の事務を行うことで、広域県モデルより少数の広域圏団体数で済むと考えている。広域圏の数によるが、これにより、コペンハーゲンに非常に大きな広域圏団体を設立し、よって、他地域とバランスを欠くことなく、大コペンハーゲン地域の計画のためによりよい枠組みを作ることができる。

しかし、事務の再配分には欠点もある。県と国から市へソーシャル・サービス等特定の分野における権限移管は、それが大規模市であっても、今よりずっと小規模の団体によってこれらの事務が実施されることになる。これには、その分野の専門性の持続性を減少する危険性もある。現在と同様、多くの最も専門的な分野の事務実施やITサービスセンターには、コンサルタント業務を提供するパートナーシップが必要だろう。

若者教育の国への集中は、後期中等教育の事務が集中することになる。よって委員会は、

市が後期中等教育の事務を行うこのモデルの別バージョンを提案する。委員会は、市が若者教育の全事務を市が行うことは不可能であり、得策でないと考えている。市が後期中等教育のみを行うことでより分権化されたことになるが、若者教育は一つの公共団体レベルに集中しないことになる。

現在ある情報から、政治的親近感と市民と議員との対話が大規模市の設立により影響をうけるかどうかは不明である。

より大規模の市と広域圏による利点に加え、広域市モデルと広域モデルでの事務配分について、委員会は、利点は市レベルへの事務（ソーシャル・サービス、統一雇用システム設立、公共事務の多くの相互的優先順位決定の向上、他地域との人口規模の差がなく、大コペンハーゲンの事務実施のためのよりよい枠組み等）の集中だと考えている。このモデルの欠点は、後期中等教育の事務等の国への事務集中と、県から市へ最も専門的な事務が移管された時に、専門性の持続性を減少する危険性である。

広域市モデル特有の利点と欠点

上記の規模と事務配分に関する利点と欠点に加えて、広域市モデルには、県で直接選挙を行うことから生じる特有の利点と欠点がある。

県の直接選挙により広域レベルでの民主的コントロールが促進される。委員会はまた、県数が7か8でなければ、少数であるため、政治的親近感、市民と議員との対話、広域レベルでの民主的持続性に貢献しないと考える。

しかし、県が狭い幅の事務を行うことと直接選挙による選出から、広域レベルにおける民主主義への市民の興味と参加が今日に比べ減少する危険性もある。反対に、病院サービスに関する事務は非常に広範囲に渡るので、有権者はこれを重要だと考えるかもしれない。

このモデルの主な問題は、県は幅の狭い事務しか行わないので、その事務について相互的に優先順位を決定する機会が非常に少ないことである。県の政治的自治も病院サービスのマネジメントと優先順位決定に関する国の大幅な関与によって減少する。これには、病院サービスコストの上昇が少なからず予想され、より高い支出と税金の可能性がある。

よって、委員会は県の課税権を剥奪することによる結果を分析した。これにより、既に述べた問題に関して利点があるかもしれないが、財政責任がないことで、県が優先順位決定への興味を失うことによる他の問題が生じる。

最後に、財政責任に関わらず、このモデルは、特にヘルスケアと市の事務に関して、県と市の事務の間で相互的優先順位決定を行う可能性を十分に活用しない。市と県の事務の間で相互的優先順位決定を行うには、国会と政府の深い関与が必要になるだろう。

委員会は、このモデルの利点は、広域レベルでの直接的民主的コントロールと、間接的選挙による広域モデルと比べた場合、課税権を維持することによる決定権限と財政責任の相関関係であると考えている。このモデルの欠点は、広域レベルでの相互的優先順位決定が行われる可能性が低いことによる相互的コストマネジメントの問題と、市と県の事務の間で相互的優先順位決定がなされないとと思われることである。

市選挙を伴う広域圏モデル特有の利点と欠点

市の代表が参加し間接的に選出される広域圏では、病院サービスにおいて、市のヘルスケアとソーシャル・サービス、そして広域レベルのヘルスケアとの間の連携を向上させる。広域の事務を市が財政負担することで、市が予防措置と入院の代替策を強化するインセンティブを与えることになる。

市が病院サービス等に直接の財政責任を負うので、このモデルでは、広域の事務が市の事務と統合され、優先順位決定がされる。これにより、相互的な優先順位決定とマネジメントを促進することになるかもしれない。

最後に、このモデルは、広域圏が柔軟に分割される可能性を支持する。広域圏の境界設定は、人口統計上、地理的要素によって必要とされる事務によって決まる（サブバージョンの提案参照）。

このモデルの最も重要な欠点は、広域レベルでの間接的な選出である。これにより、投票者がヘルスケアを含む広域の事務への民主的コントロールを及ぼす機会を弱めることになる。

もし広域圏議会のメンバーが各市議会によって任命されたら、あるいは、もし市長が自動的に広域圏議会メンバーになったら、投票者の構成から最大党が広域圏議会で不当に多く代表者を送り、広域圏議会は各党からの代表割合が不均衡になるだろう。しかし、この欠点は、市議会が広域圏議会議員に対して権限があり、小さい政党は自治体議会を通じて影響を及ぼせることから、ある程度はやわらげられるだろう。

しかし、ある市議会が広域圏議会の判断や広域圏の事務の運営を阻害する場合もある。

最後に、決定権限と財政責任の一貫性は、課税権を持つ直接選出の県よりも弱くなるだろう。これには、大多数の市が少数の市の支出を増やそうとし、コストマネジメントが弱くなるリスクを含む。各市議会は広域事務に直接の責任も決定能力もないので、市が十分に広域事務の優先順位を決めないこともリスクである。

委員会は、このモデルの利点は、市と広域の事務の間で調整、一貫性、相互的な優先順位決定が向上する可能性があることと考える。党モデルと比較し、決定権限と財政責任のある程度の関連性は保証されるが、これは広域圏団体が課税権を持つ時ほど高くない。さらに、党モデルとは違って、広域圏議会は市議会を基にしている。最後に、違う地理的規模にあわせ特有の事務を広域圏団体に置くことができることがこのモデルの利点である。このモデルの欠点は、広域レベルでの投票者の民主的コントロールが弱くなること、広域圏議会において代表政党のバランスが悪いこと、多数の市が少数の市に支出を押し付けることができることである。

党選挙を伴う広域モデルの利点と欠点

市モデルと同様、党モデルは、市からの代表者による間接的に選出される広域圏における病院サービス等を焦点にしている。このモデルは、市の事務の調整と一貫性を向上させることができる。しかし、市議会と広域圏議会の決定が関連するとは限らず、その効果は市モデルに比べ少し弱くなる。さらに、市が病院と健康保険を一部負担することによって、

市が、予防を強化し、市によるヘルスケアとソーシャル・サービスと広域圏によるヘルスケアの間の一貫性と調整をよりよくしようとするインセンティブとなる。しかし、その効果は市広域モデルにおけるそれより小さい。

市モデルと比較し、党モデルの利点は広域圏議会においても党の代表があるということである。

広域モデルと同じく、このモデルでは広域圏の境界を柔軟に決めることができる。境界の決定は、必要とされる事務、特有の人口統計上、地理的要素を勘案して調整される（サブバージョンの提案参照）。

このモデルの主な欠点は、広域圏議会が間接的に選出されることにより、ヘルスケアを含む広域圏の事務を投票者が民主的にコントロールする力が弱くなることである。

広域圏議会は事務の資金供給を行わないため、同議会の財政責任は限られたものである。広域圏議会に財政責任はあるが、決定権限と財政責任の間の関連性はない。資金供給の責任がないので、広域圏議会は（ある政策について）擁護できる政治的能力によって優先順位を決定しようとし、国からより多くの補助金を得ようとするかもしれない。

市モデルと違って、党が広域圏議会メンバーを指名する。よって、投票者は市議会ではなく党に広域圏議会による決定の責任を求めることになる。

委員会は、このモデルの利点は、ヘルスケアサービスに市が支出する他モデルと同様、市と広域圏団体によるヘルスケアサービス等の調整と関連性が向上することと考える。さらに、様々な地理的規模によって、広域圏団体が違う事務を行うことができるのも利点である。市モデルと比べ、このモデルでは広域圏議会において党による代表を確立できる。このモデルの欠点は、広域レベルでの投票者による民主的コントロールが弱まる、国からの助成金を多く得ようとすることによる決定権限と財政責任の関連性の欠如、そして、広域圏議会が市議会にしっかりと根をおろしていないことである。

国モデル

国モデルにおける事務配分は、広域市モデル及び間接選出の広域モデルとほぼ同じである。望まれる市の規模も人口3万である。市レベルへの事務配分と規模に関する利点もよって同じである。大規模市は、専門性の持続性と規模の利益等、規模に関する問題を解決するだろう。同様に、市に事務が集中することで責任の所在が明らかになり、事務が増えるので市が相互的に優先順位を決定することも可能になる。

国モデル特有の利点は、政府・国会と病院サービスの計画・実施に関する責任の所在が明らかになることである。さらに、このモデルでは、よりの確で専門的な計画を含む病院サービスの全国にわたる政治的目標を実施することができる。病院サービスに関し国が事務を行うことで、公共団体の全事務における相互的優先順位決定等、調整とマネジメントを向上させることもできる。

国モデルでは、健康保険の事務は市に移管される。これにより、一般診療と市事務の間の水平的調整が向上できる。しかし、この移管は一般診療と病院との垂直的調整を弱くするリスクも含んでいる。これが、ヘルスケア全体の一貫性と均一性を阻害することになり

かねない。

病院サービスを市が一部財政負担することと健康保険の市への移管により、市が予防措置を行い、病院に代わるサービスを設置することを促進するだろう。この市によるインセンティブは市広域モデルほど強くないかもしれないが、他モデルと違って、一般診療医（GP）によるサービスが市によって全て支払われる。

現在の公共団体の構造と事務配分と比べ、広域市モデル及び広域圏モデルと同様、国モデルでは、県と国から市へ移される特別な分野の事務を処理する上で、専門的及び財政的持続力が縮小するおそれがある。

委員会は、病院サービスの責任を集中させることは、病院サービス実施に対する市民の影響を減少させることだと考える。病院サービスについて広域圏が意思決定を行わないので、このモデルでは様々な地元の意向や市民の要請に応えるよう病院サービスを調節することに限りがある。

さらに、広域圏が関与しないので政治的責任は大臣・政府にあり、病院に関する変更の意思決定をするのがより難しくなるかもしれない。しかし、一つの国によるマネジメントの型として、大臣が運営には直接責任を負わない方法を考えることもできる。

国を基にすることはまた、特に病院サービスでのコストマネジメントと一般的な優先順位決定が弱くなり、マネジメントの型によっては病院サービスがばらばらになり、全国的に政治化するリスクがある。

大規模な市による利点に加え、委員会は、このモデルの利点は、市レベルに事務が集中すること、一般診療と市事務の間の水平的調整が向上する可能性があること、公共団体の相互的優先順位決定の可能性が向上すること、国への病院サービスの責任所在が明らかになることであると考えている。欠点は、病院サービスの集中、ヘルスケア全体の垂直的一貫性が削減されること、病院サービスのコストマネジメント及び優先順位決定が悪化するリスクがあること、県と国から市へ専門的事務が移された場合、専門性の持続性が損なわれる恐れがあることである。

2.4 その他の文書

2.4.1 全国県協議会単独の文書

全国県協議会代表のオットー・ラーセンは、子供と若者に関する特別なソーシャル・サービス、または身体・精神障害者に関する全事務を市に置くことは不可能だと考える。

特別で個人的な支援、ケア、教育を必要とする人の数は、人口3万の市であっても限られたものとなるはずである。

よって、特別なソーシャル・サービスは現在の16団体から100～150団体へと分散させられるべきでない。十分な専門性と財政力を持つ公共団体が確実なサービス供給の保証人となるべきである。市場も、適切な価格で最善のサービスを提供しないだろう。

また、特定の機関の利益に左右されない能力・資格のあるコンサルタントによるサービスシステムを維持する必要がある。このようなコンサルタントシステムは広域圏レベルに

最も適する。

特別なソーシャル・サービスにかかる全事務を引き受けることで、人口3～4万の市にとっては非常な財政負担となる。よって、そのための保険プログラムが必要になるかもしれない。このようなプログラムは地方財政均衡化システムの透明性を悪化させることになる。

よって、専門性及び財政の観点から、ソーシャル・サービスの事務を市と県の両方が分けて持つことを維持する必要がある。

基本率モデルの導入により、先に明らかにされた事務の分断によるいくつかの欠点を和らげる。基本率モデルはまだ完全には実施されていない。残りの欠点は、明確な法制化、基本率の増加、あるサービスの率の統合によって補える。

特に精神病について、精神病治療と社会精神医学の関連から、できるだけ多くの事務が広域レベルに集中されるべきである。

身体及び精神にハンディキャップのある子供や若者のための広範囲にわたる障害者教育やソーシャル・サービスはソーシャル・サービスと教育に係る法の条項全体を見る必要がある。このような子供や若者のための基本率は調整されるべきである。

この勧告は、一貫性のあるヘルスケアサービスを設立するという目的と比べ、特別病院サービスの計画を重視しすぎている。全国県協議会代表は、行政構造委員会の活動は、今後の広域圏団体に要請される人口規模について等、内務保健大臣の諮問委員会¹による勧告内容を変更する基となった資料を公表していないと考える。

今後の広域圏団体は、広域圏団体自らの資金を供給する権利を持ち、公共事務の相互的優先順位決定ができるほど広範囲な事務を持つ、直接選出された議会によって運営されるべきである。

2.4.2 ヨーゲン・ソンダーガード、ポール・エリック・モーリツェン、エリック・ボナーアップによる文書

この勧告は、付託内容にある基準と委員会が加えた2つの基準に関する利点・欠点を含む、将来の行政構造に関する多くのモデルを示している。各モデルの利点・欠点の互いの重要性が測られていない。よって、新しい構造や事務配分について特定の判断はなされていない。

委員会の全般的な勧告に続いて、委員会委員であるエリック・ボナーアップ、ポール・エリック・モーリツェン、ヨーゲン・ソンダーガードは、利点と欠点の分析に基づき、公共団体が直面する課題の対応に最適と思われる構造と事務配分に関して提案する。

私たちは以下の内容を薦める。

1. 県や広域圏団体はその数に関わらず、独立した課税権のある選出された組織によって運営される。私たちは選出方法に関わらず、間接的に選出される組

¹ 内務保健省諮問委員会『ヘルスケアサービスの組織、病院、インセンティブ、県、そして代替案』内務保健省、2003年。

織は推薦できない。

2. もし広域レベルでの直接選出が廃止されれば、国が病院と広域交通の事務を引き継ぐ。
3. 新しい広域圏団体は、病院サービス、交通、計画、インフラストラクチャーに係る大コペンハーゲンの問題を解決する枠組みを作る。エリック・ボナーアップとヨーゲン・ソンダーガードは3広域圏団体を、ポール・エリック・モーリツェンは7広域圏団体を推薦する。
4. 若者教育に係る事務は広域レベルに集中すべきである。県の現在の環境事務は広域レベルに残すべきである。代替案として、両方の事務を国に移すこともできる。
5. 17章にあるとおり、新制度の市は地域の雇用促進のための機会提供を行う。市はまた、全失業者に対する支出の共同財政責任を負うべきである。全国及び地域の変動への地域経済の脆弱性を縮小するため、事務移管と同時に、資金供給と均衡化プログラムを変更すべきである。
6. 雇用分野での財政力の必要性から、現在の市の事務を維持できるよう、最小規模の市は人口2万以上とすべきである。持続可能な自治体構造が長期的に維持できる場合にのみ、この人口規模を下回るケースを認めるべきである。最小人口要件を満たさない市については、政治的親近感と人口密度が低く地理的に広大な市を作らないという理由で正当化できる。
7. 市の規模が雇用分野の財政力にどのように影響を与えるか、資金供給、均衡化プログラムの改革を考慮することで、分析できる。
8. ソーシャル・サービス及び広範囲の障害者教育の事務を移管することで、社会最弱者に対し高度に専門化されたサービスへのアクセスを提供できる。よって、私たちは、最も専門的なサービスや専門知識センター、市及び市民のためのコンサルタントサービスは広域レベルに引き続き置くか、あるいは国に移すことを推薦する。私たちはまた、現在県が実施しているソーシャル・サービス及び社会精神医学サービスに関する権限と財政責任の移管により起こりえる結果について詳細に分析した場合、市が広範な障害者教育の権限と財政責任を受けることを推薦する。
9. 課税は国に移管する。また、規模の利益を追求できる可能性のある場合、サービスが地域レベルの評価を伴わない場合、その他事務を集中することについて考慮する。

3人による推薦事項についての一般的なコメント

多くの事項を考慮し、私たちは、新構造は近さと直接選出されたマネジメントの原則の上になつことが重要だと認識している。また、高い確実性を持つ新構造が、以下の内容をもたらすことも重要と認識している。

- 公共団体を通じ、長期的な専門性及び財政力維持のための基礎を作る。
- 病院、交通、計画、インフラストラクチャーに関する首都における問題解決のための適切な枠組みを作る。
- 限られた財政の中で、長期的な雇用問題の解決を含む公共団体における事務の優先順位決定のための最善の基礎を確立する。

事務配分に関し、私たちは、多くの市民に影響を与える事務は様々な地域のニーズや好みに応えるために市レベルに置き、これらの事務の責任が将来の市の規模を決める要素となることが重要だと考える。さらにこれらの事務は市民にできるだけ近いところで行われるべきである。よって、将来の市の規模を決める時に、人口密度の低い市が地理的に大きすぎないようにすることが重要である。私たちは、比較的小規模の市が持つ弱点のいくらかは、新技術の導入で最小化することができると思う。

各推薦事項に関するコメント

1 について

私たちは、代表制民主主義の基礎の一つ、つまり直接選出された議員が市民の権利と福祉の重要な分野で市民に直接責任を持つことを維持することは大変重要だと考えている。よって、選出方法に関わらず、間接選出される団体は推薦できない。

2 について

もし広域レベルで直接選出が廃止されれば、私たちは間接的に選出される団体を設立するより、国が病院サービスと集合的交通を行うことがより適切だという意見である。国は、運営を行う分権化された組織—例えば、地域に関する知識とマネジメントスキルを備えた市が広域圏における運営主体者となる—を選択することができる。これにより、組織と実施主体に関して選択の余地ができる。このような組織と実施主体は、少なくとも間接的に選出された議員によって運営される場合と同様の考慮を満たすだろう。

2層制のモデルの利点は、長期的に、節約と簡素化が実現できる可能性があることである。いくつかのレベルに事務を配分することは、調整の問題を生み、課税の例のように効率性向上を阻む（41章参照）。

もう一つの例は、病院において多くの違った患者日誌システムをつくることは、かかるコストに加えて、組織再編と職員の異動を妨げ、技術の利用を遅らせ、ヘルスケアサービスの全関係者間の効率的なコミュニケーションを阻害することである。

しかし、一つの行政レベルを取り除くことで効率性向上の利益を得るためには、当然これらの利益を意識した政治的、行政的な意思が必要である。同じことが市の合併の利益にも言える。

3 について

新たな広域団体の境界設定に関する最大の課題は、これまで特別な間接的に選出された

団体が病院サービス、集合的交通、広域計画を担ってきた大コペンハーゲンにある。私たちは、県と広域圏団体が間接的に選出された組織によって運営されるべきではないと考えている。また、付託内容にあるように、将来の構造は、大コペンハーゲン広域圏のために特別プログラムを基にすべきでない。

大コペンハーゲンは相当な交通基盤とかなりの長距離通勤交通量のある非常に大きな大都市圏を抱え、その他の地域と違うので、先の二つ目の内容を達成するのは難しいかもしれない。病院、交通、環境問題の最善の解決策は、ジールランド(Zealand) (ロランド・ファルスター(Lolland-Falster)とボーンホルム(Bornholm)を含む) 全域を含む非常に大きな広域圏団体を置くことである。なぜなら、この地域はある程度、将来にわたってはもっと、病院での治療、商業、交通、環境の面で一体となっているからである。

コペンハーゲン病院公社(H:S)の病院は新制度の広域団体に移管されると思われる。広域交通でも同様に集合的交通に関わる様々な会社の責任の集中が必要である。集合的交通の料金を決める組織はまた、集合的交通を提供する最も重要な公社の財政責任を負わなければならない。運営会社を広域レベルに移動することへの問いが指摘されるだろう。私たちの分析では、大規模の広域圏団体はこのような業務を行うことができる。

私たちは付託内容の範囲で大コペンハーゲンの広域的な業務を扱う最善策は、直接選出され、ジールランドに課税権のある一つの広域圏団体か大きな県を設立することだと考える。

しかし、大コペンハーゲンの問題を解決するこの方法は、全国の他の地域に不利をもたらす。広域圏団体が大体同じ規模で全国どこでも同じ事務を行う場合、3つか多くても4広域圏団体が全国に設立されることになる。つまり、大コペンハーゲン外の地域は2つか3つの地理的に非常に広い地域に分けられ、歴史的区分やアイデンティティが壊れることになる。特に、財政力の弱い団体は、中央の利益との関係で、優先順位が低くなるというリスクを負うことになるだろう。あるいは、以下の解決策を考慮することもできる。

1. 県の規模は様々なものとする。よって、ジールランド (ロランド・ファルスターとボーンホルムを含む) に県を一つ、その他全国を5か6の県に分ける。
2. ジールランド (ロランド・ファルスターとボーンホルムを含む) を2つの県に分け、うち一つは少なくとも現在の大コペンハーゲンオーソリティ(HUR)の地域を担当する。これにより、大コペンハーゲンの現在抱える問題解決は少し弱くなる。全国の残りの地域は、5か6の県に分ける。ジールランドに県2つ、全国のその他の地域を5つに分けると、最大の県と最少の県の差は1970年の地方団体改革以来より小さくなる。ボーンホルム県が含まれない場合、その差はわずかに大きくなる。

エリック・ボナーアップとヨーゲン・ソンダーガードは最善の広域圏構造は3つの大広域圏団体を置くことと考える。これは現在の問題を解決する最善策であり、3つの広域圏団体がそれぞれ医科大学を持つことは、長期的に見て最適な病院体制である。

ポール・エリック・モーリツェンは、ストアバルト(Storebaelt)東に2つの県・広域圏、

全国残りの地域に5つの県が最善策だと考える。これだと、地域のアイデンティティを保ち、財政的に脆弱な地域が最善の方法で発展する可能性がある。さらに、大規模な首都県とその他の県の規模との差は大きくないので、首都における問題も受け入れられる程度で解決される。

4について

私たちは、環境認可と環境汚染を引き起こす企業の監督に関する県の現在の役割を市に移すことは推薦できない。これらの問題は市において環境と雇用との間で摩擦を引き起こす可能性があるからである。よって、これについては安全な距離をおく現在の原則を維持すべきである。広域レベルにこの事務を置くことの代替策は、国に事務を移管することである。

5について

今後10年に公共団体が直面する最大の課題は、歴史的にとっても狭い社会経済の枠組みの中で、公共事務の優先順位を決定することだろう。

将来における最善の社会経済状況にとって最も重要な必要条件の一つは、国際的に雇用率が高いことである。よって、私たちは、将来の構造は、効率的な雇用政策のために最善の準備を提供すべきだと考える。

全失業者のための共通システム(17章参照)は、この問題の解決に貢献する。付託内容を基にすると、このようなシステムは市においてのみ設立できる。しかし、共通システムを設立し、社会経済上の利益を得るために、法等、非常に広範囲にわたる変更が必要となる。

日ごとの失業給付の資金供給と失業保険のある失業者への支出の一部が市に移管されると、市予算は市場の変動によってより左右されるようになる。将来の市は、支出をまかなえる範囲で、今日より狭い範囲の中心業務を持つようになる。

25章で述べたように、デンマーク周縁部の市は、今後10年に広域圏の財政改革に伴う公的給付金の支給増加により圧迫される恐れがある。市が雇用事務を引き受ければ、この圧力はさらに強まるだろう。デンマーク周縁部の市が不況により深刻な影響を受ければ、失業給付、再雇用事業、税収の減少により、3重の影響を受ける。資金供給と均衡化システムの思い切った改革がなされなければ、地方議員は自分たちが関与していない問題に関して有権者との関係において困難な結論を迫られ、不当な状況に置かれることになる。

よって、市の税率の変動と循環が現在よりも大きくならないように、統一雇用システムには、資金供給と均衡化システムの改革が伴われるべきである。

6と7について

勧告に述べられているように、統一雇用プログラム実施に関して、必要な財政力を得るために、市の規模がどのくらいであるべきかについては多くが不明瞭である。委員会は、人口2万の市は、現在の事務を行うのに十分な大きさとの意見である。私たち3人は、人

口 2～3 万の市が雇用の事務を行うのに十分な財政力を持つよう、資金供給と均衡化システムを確立すべきだと考える。しかし委員会には、必要な最小規模について分析する詳細な方法がない。よって私たちは、市の最小規模を決めるまえに、新しい均衡化システムを考慮しつつ、市の規模が市予算の循環にどのくらい影響を与えるかについてできるだけ早く分析することを推薦する。私たちは、市は、企業閉鎖で影響を受けるかもしれないが、財政的に立ち行くように国から特別な支援を受けることを避けるべきだと考える。

8 について

市に最低 2 万の人口があれば、障害者教育の権限と資金供給の両方を行うことができる。身体障害者とソーシャル・サービス及び社会精神医学に関するサービスに関する他の事務について、私たちは、現在県が保っている専門性が市に移管される際に失われないようにすることが重要だと考える。さもなくば、事務再配分により、新制度により利益を与えようとしている弱者にしわ寄せが来る危険がある。

9 について

地方の政治的な判断を必要としない事務は、他の行政レベルに置くことを正当化する特別な財政的、専門的な理由がなければ、原則的に国におくべきである。私たちは、これは課税評価にはあたらないと考える。反対に、これらの事務を国に集めた場合、規模の利益を得る可能性がある。技術によって規模の利益を得られる事務、そして地方の政治的判断を必要としない事務もまた、国に置くべきである。市における市民サービスに関する委員会の提案について、このような事務再配分は市民サービスを直接何も変えないだろう。

2.5 主報告書の概要

このセクションでは、主報告書各章の簡単な概要を紹介する。

第 3 章は公共団体の役割と構造について述べ、地方分権と中央集権それぞれに賛成と反対の議論も含んでいる。

第 4 章は公共団体の構造に関する様々なモデルを分析するための基準について説明している。

第 5 章から 12 章では、公共団体の規模と考慮した基準の相関関係について述べている。考慮した基準とは、民主主義の持続性、市民の関与と政治的親近感、民主的コントロールと政治的マネジメント、市民の意見、質の維持と専門性の持続性、財政の持続性、効率性、実施の可能性である。特定の事務配分に特によっている基準は、個々に述べられていないものもある。

第 13 章は公共事務の実施タイプについて述べている：自身による事務実施、パートナーシップによるもの、民間企業の関与によるものについて述べられ、民主主義と効率性の基準の観点から分析されている。

第 14 章は地方団体に特に焦点を当てた、公共団体の資金供給について述べている。現

在の制度、原則についても述べている。これについての分析は、公共団体の事務配分と関連しており、意味のあるものである。

第 15 章は改革実施の際の多くの考慮すべき点について述べている。

第 16 章は公共団体の最も重要な課題と欠点について明らかにし、第 17 章は考えられる事務再配分のモデルを紹介している。

第 18、19、20 章は公共団体の構造に関する多くの定型モデルとこれらの様々なモデルの利点と欠点を含む。第 18 章は 3 層の直接選出される行政レベルのモデルについて、第 19 章は直接選出される 2 層の行政レベルと 1 つかそれ以上の間接的に選出される行政レベルについて述べている。第 20 章は 2 層の直接選出レベルのみのモデルについて述べている。

第 21 章は現在の境界を変更する際に参考とされるべき地理的、人口統計上の基準についての委員会の検討についてである。第 22 章は構造変更のプロセスについての委員会の検討についてである。

以下は第 3 章から 15 章の概要である。第 16 章から 22 章の内容は、この文書のセクション 2.2 と 2.3 にある。

2.5.1 公共団体の役割と構造

20 世紀の間に、公共団体は社会においてより多くの役割を果たすようになり、今日、公共団体は法と秩序の遵守から教育や病気の治療まで幅広い事務を行っている。

公共団体が責任を持つ事務の性質と範囲は政治的判断の結果である。よって、公共団体の発展は、何世代にもわたる政治的優先順位決定の成果と見ることができる。

公共団体の必要性は、多くの福祉経済の議論を基にしている。

- ある分野では、公的な関与なしに有効な資金配分を得ることが不可能。
- 社会において政治的に望まれる利益の配分を確保するのは公的な仕事。
- 公共団体は国家経済の安定化に貢献することができる。

さらに、民主主義を考慮し、社会福祉の配分について一般市民から同意を得る必要から、公共団体には政府が必要である。

公共団体の役割と構造については第 3 章で述べられている。同章はまた、地方分権と中央集権の問いについても扱っている。

2.5.2 付託内容・委員会の基準

行政構造委員会への付託内容は、公共団体の新構造の利点と欠点の分析にあたり、多くの違う基準が含まれるべきだと述べている。基準は、効率性と持続可能性、民主的コントロール、市民の関与と市民と議員間の対話、質の確保、市民に近いこと、市民権と選択肢、明確な責任の所在、権能と財政責任である。

付託内容にある基準に加え、委員会は現在の構造と今後の構造のモデルの分析にあたり、2つの基準を加えることが適切だと判断した。2つの基準は、簡潔性と事務処理の可能性である。よって、市民が公共団体を簡潔で明瞭、つまり市民が誰に助けを求め、問題処理に一貫性があると見ることが目標である。また、国も内容と経済の面で、分権化された事務を適切に管理することが重要だと指摘された。

委員会は基準を4つのグループに分けた。

1. *市民による影響と民主的コントロール*は、政治的プロセスと民主的コントロールに関する影響の違う側面に関連する。これは広い意味で、権限の問題、サービスの質、例えば建築申請や都市計画など一般的な政治的判断に係る民主的プロセスにおける参加等、事務実施への民主的影響とコントロールを含む。これには以下の基準を含む：市民と議員との対話、市民に近いこと、民主的持続可能性とコントロール及び事務分担の明確さ。
2. *サービスの利用者としての市民の位置*は、公共サービスの「利用者」市民と公共団体の関係についてである。これは以下の基準を含む：実質的な近さ、市民権と市民にとっての選択肢、市民参加と簡潔性。
3. *効率性と専門性の持続性*は行政と事務実施における効率性と専門性の持続を確保することと関連している。これは以下の基準を含む：財政の効率性、質の確保と専門性の持続性。
4. 最後に、*調整とマネジメント*は、事務配分の明確さ、質の確保、専門性の持続を含む。

第4章は、委員会が公共団体の違った構造を分析する際の基礎となるべきだと考えた個々の基準の定義を含む。

2.5.3 民主的持続可能性

デンマークの市と県における民主主義は、一般的に成功していると考えられている。人々は代表制民主主義の基礎をなす基本的規範を支持しており、代表制民主主義と公的機関に自信を持っている。

国際的にみて、市と県議会選挙への投票率は比較的高く、過去30年間70%程度で安定している。民主的システムが正当に機能しているとしていだろう。

投票率は市の規模が大きくなると少し減少するが、連続的な減少ではない。調査結果によると、人口3万になると、投票率が人口1万の市より2.5%ポイント減少し、人口5万では、3万の市よりさらに1.1%ポイント減少すると予測されている。県議会選挙への投票率も規模の増加にともなわずかに減少する。

一般的に、政党を通じて政治的影響を及ぼそうとする人はほとんどない。これは、市民は他の意思決定への参加の方法をますます利用する傾向にあるので、地域における民主主義への支持が欠如しているということではないと言える。地方政治活動の種類も範囲にお

いても、団体や政党はより大きな市において最も活発に活動している。

政党からの候補者は、県や大規模な市においてはより広範な政党の政治声明をカバーする。これは、県や大規模市はより多様性があることによる。

人々は市議員や、市議会の構成や役割、事務に対しどの政治的レベルに責任があるかについてかなりよく知っている。県議会議員や県議会の政治的役割については、市ほど知識はない。

市の規模と地域における民主主義の相関関係について、市の規模が人口5万を超えなければ地域の民主主義とその機能に対し、重要な影響はないようである。市民の地域の民主主義への関心や知識、市への帰属意識、議員への信頼の度合いについて見ると、市の規模は直接的な影響がない。しかし投票率は少し減少し、市が大きいほど、政党の代表が増える。

民主的持続可能性に関する第5章では、地域の代表制民主主義の枠組みについて説明し、市の規模が地域民主主義にどう影響するか等、市と県の地域民主主義に関し分析している。この章では、代表制民主主義の中心は選挙と投票者に代わり意思決定をする政治的代表者によるコントロールであるということを前提にしている。

2.5.4 市民の関与と政治的な近さ

市民の関与とは、市民が政治的意思決定及び実行過程に参加することである。政治的過程に市民が活発に関与することが民主的理想とする参加型民主主義が基にある。

市民の関与は、地域の政治における参加の種類と公共サービスの計画に対する受益者の影響に関して述べられている。

政治的近さは、事務に責任を持つ政治家は市民に近く、事務を地域の要望に沿って行うことができるということを前提としている。大規模及び小規模の行政体に対する市民の政治的近さに関する見方についての分析は、行われていない。政治的プロセスにおける市民の関与と参加、地方政治と政治家についての市民の知識について何か述べることができるだけである。

市民は、地域の問題に関するミーティング、署名活動、公共団体職員へのコンタクト等を高い度合いで行っているとしている。人口2万5千以上の市における個人的な意思決定への参加が人口7千5百から1万の市よりも低いことだけが、個人的な意思決定への参加と市の規模との相関関係において意味がある。

また、市のアクセスしやすさは、開庁時間によって評価した。訪問、電話とも市にコンタクトできる時間は大規模市のほうが長い。

一般的に、サービス使用者（ユーザー）は地域の問題について公共団体に影響を与える力があると感じている。ユーザーは、サービスユーザー委員会を肯定的に見ているが、その選挙への投票率は低く、ユーザー委員会についてあまり知らない。しかし、非公式にはユーザーはよく参加している。他のユーザーだけでなく公共団体のマネジャーや職員にもコンタクトすることもしばしばである。ユーザー委員会への投票とそれに関する知識及びユーザーの要望がよく反映されているという感覚は、市の規模が大きくなると少し減少す

る。

最大規模の市においては市民参加と市民の直接的なコンタクトは少し少なくなるが、一般的に、市の規模、市民の関与と政治的近さの間の相関関係は、ごくわずかなようである。現存する経験的な資料を基に、市の規模と政治的近さとの相関関係について何か結論付けるのは不可能である。

第6章は市民の関与と政治的近さについて扱い、市の規模がこのような要素の同影響をあたえるかについて述べている。

2.5.5 民主的コントロールと政治的マネジメント

選出された議員が行政をつかさどり、コントロールすることはデンマーク公共団体の基本原則であり、民主的コントロールの重要な要素である。

第7章は、選出された議員が行政運営する、民主的コントロールと政府について扱っている。この章は民主的コントロールにおける投票者の役割について述べた第5章と6章を補足している。

主な結論は、その規模に関わらず市において民主的コントロールと統治を実施することができるということである。しかし、コントロールと統治のタイプには違いがあるかもしれない。大規模あるいは小規模な市だからコントロールと統治がよりよい、悪いと結論付ける証拠は何もない。

市と県は事務局と共に機能し、事務部門の配分に関して公式の要請はない（分割された行政マネジメントがある小規模な市を除く）。よって、個々の市と県には、相互的マネジメントと調整を促進する十分な基礎がある。大臣が民主的な政府とコントロールをセクターに分割する法的権限のある、国のコントロールと統治はこれとは違う。

行政部門の規模と民主的コントロール統治の間の相関関係を明らかにする経験的研究はほとんどない。これまでの研究では、民主的コントロールと統治の専門性を高めるには市の規模が大きくなる必要があることから、市の規模は民主的コントロールと統治実施に影響するとされている。

また、多くの国や市で伝統的に行われている委員会行政にならう、民主的コントロールと統治のセクターへの分割は、現存の委員会の数を減らし、財政委員会を強化することによって向上するという徴候がある。伝統的セクターでないその他の分割は、様々な国や市でより頻繁に行われている。しかし、大規模市では小規模市よりもより多くの委員会を持っており、よりセクター分割が進んでいると考えられる。また、大規模市は小規模市よりも行政への委任が進んでいる。しかし、行政マネジメントが分割された市では、行政もまたセクターに分割されているので、行政への委任によってセクター間の分割を避けられるものではない。

個々のケースや統治全体への地方議員の関与についての地方議員自身の見方は、大規模市でも小規模市でも違いはない。市事務総長は、地方議員は期待されるより多くの個別ケースに関与していると見ている。この点について、市の規模との関連はほとんどない。

最後にこの章は、最近の傾向では、政治的なコントロールと統治における専門性向上が求

められているとしている。

2.5.6 市民の選択肢

1990年代の半ば以降、公共サービスに関して市民の選択肢が著しく増加した。新しい選択肢は、サービス分野によってその内容や範囲は様々であるが、基本的にはサービス提供者の選択に関連している。21世紀初頭から、多くの分野におけるプログラムには、自治体自身がサービス提供者となるだけでなく、外部からサービス提供者を得る選択の自由が含まれている。高いレベルで選択の自由があることは、全行政が関わっていかなければならない今後の基本的な条件であり課題であると予想される。

選択の自由は様々な形で、保育、小学校、高齢者ケア、病院等あらゆる主なサービス分野で導入されている。

選択の自由のある成功するプログラムは、ユーザーにとって充分で使える情報、様々なサービス提供者間の真の競争、そして市場の失敗がないことを必要とする。より専門的なサービス分野では、そのプログラムの対象となるグループの大きさやそのサービスの専門性の度合いによって提供者が限られてくるので、真の競争のための条件づくりが困難であろう。

選択の自由が増えることによるマネジメントの課題の一つは、そのことが議員のサービス分野をコントロールする能力を制限することである。一方、選択の自由によって、他の市・県だけでなく、民間企業からのサービス提供も可能となり、能力の柔軟性が増す。市や県の境界を越えた選択の自由は、地域の好みに基づいたサービスや税レベルについての市議会の選択を制限する。

市民の選択は第8章に記述されている。市の規模と主なサービス分野における選択肢の数との関係も含む。

これまでの研究は、市の規模が大きいほど、選択肢の幅が広がることを示している。さらに、大規模な市はマネジメント上の課題を処理するのによりよい備えがあり、大規模市は、公共サービスへの民間サービス提供者参入の市場をより簡単に形成できると分析された。

2.5.7 事務実施の質と専門性の持続性

公共団体は市民個人にとってそして社会全体にとって財政的、社会的、文化的に重要な事務を行う。よって、公共団体が全国的、地域的に示された政治的目標をできるだけ達成することが重要である。

公共機関が高い度合いで目標達成する重要な必要条件は、公共機関が適格な職員、技術、組織そしてマネジメント、つまり専門性の持続性を持っていることである。

第9章では市と県の現在の事務配分での事務実施における専門性の持続性について分析を行った。市と県では目標達成率についてわずかしか認識していない。よって、この分析は少数の分野と法定の全国目標の実現に関するものだけを基にしている。市と県における専門性の持続性が地域の政治的目標を実現する能力に反映されているかどうかの方法論の

分析は、ごく限られた程度でのみ可能である。

分析結果は、一般的に、より小規模な市は十分な専門性の持続性をより専門的な分野において確保することに問題があるということである。

市事務総長に関する調査では、その比較的多数がより大規模な市、特に事務局において専門性の持続性が強化されるだろうという意見だった。これは、専門的になる可能性がほとんどないこと、専門性のレベル保持には職員数が少なすぎることに、珍しいケースを解決できるような十分な専門性確保が難しいことによるかもしれない。また、市事務局は事務の成果に責任がある職員がほとんどいないことから脆弱である。

さらに、小規模市は、自治体における事務実施の大量な法的そして政府の規則を処理するのに必要な行政能力がないと分析された。また小規模市の行政能力は選択の自由と入札等を処理するのに不十分だという示唆もある。しかし、小規模市全体がマネジメントを行うのが難しいと感じているという文書も存在していない。

ある分野の権限において、解決に特別な専門的技術を必要とし複雑であまりないケースの際に、専門性の持続性が不十分であると分析された。これに当たるのは、雇用、税、またわずかながら、実親から青少年を保護する場合の手続き、法による要請に市が応えることである。

環境マネジメントの分野におけるより複雑な事務はこのような専門性を必要とし、小規模市は自身で処理するのが困難と感じている。この分野における市の十分なパートナーシップ活用が、専門性の持続性を強化する方法として考えられる。

多くが使用し、比較的多くの似たケースや事務を処理する地域事務について、専門性の持続性は総じて問題ではない。

病院における専門性の持続性について、患者数と治療の質に相関関係があることが分析された。

2003年初めに内務保健省が発行した諮問委員会のレポートは、基本的な機能には増加傾向にある40万から70万の人口が必要だとしている。さらに委員会は、基本的なレベルが病院サービスを組織する出発点であるべきだとしている。

委員会は、現存のほとんどの県は病院計画の責任を行うのには小さすぎると分析している。

特別な病院機能といくつかの専門的なソーシャル・サービス等の病院計画を別にすれば、県は専門的に持続可能であると考えられる。県の地理的規模から、計画、環境、交通を調整する必要が生じる。

ある分野においては、市や県の不十分な持続可能性は、他市とのパートナーシップ合意や事務のアウトソーシングによって改善できる。しかし、これらの解決方法はどこでも可能で適当ではない。基本的に、権限を含む事務は法で委任し、入札者も専門性の持続性を保持しない限り委任できない。

2.5.8 財政の持続性

持続可能性のもう一つの側面は財政の持続性である。財政の持続性は、市と県が地域の事務と地元経済の発展に資金提供する能力と定義できる。財政の持続性の欠如は、資金供給システムによって十分にカバーできない大規模で多岐にわたる支出によることもあるだろう。多岐にわたる支出は、市の各部門の間での違いによるものであったり、同じ部門でもある年と翌年との違いであったりすることがある。

市均衡化プログラムは財政の持続性確保に貢献する。このプログラムは、比較的定型化し安定した市や県の収入確保に適している。プログラムの算定基準となる人口統計や社会構造の基準によってカバーされない市や県のランダムな支出の確保には不向きである。

ほとんどの場合、ランダムな支出は互いを相殺してしまうと考えられる。しかし特に小規模市では、ある分野での支出の多様性は市の財政に非常な圧力をかけ、資金供給の仕方によっては、他の分野で支出をしないで貯金が増えたり、増税につながったりする。

市における支出の多様性を分析すると、財政の持続性にとって最大の課題である「その他ソーシャル・サービス」が目立っている。この課題はソーシャル・サービスにおける、少数だが高額な個々のケースにおいて顕著である。

第 10 章は財政の持続性と地方の支出のコンセプト、均衡化、自治体の規模と財政の持続性の相関関係について明らかにした。

2.5.9 効率性

財政の効率性は結果とコストとの関係と定義できる。

事務局の規模は、いわゆる規模の利益の利益と欠点を通じ、財政の効率性に影響を与える。

事務実施における財政の効率性は、行政の違うレベル間での事務配分によっても影響を受ける。基本的に、行政のいくつかのレベルが関与すると全体の効率は下がる傾向にあるが、規模の利益を得る機会を提供することもある。しかし、これを立証する研究はない。

様々な活動の結果や影響に関するデータはごくわずかしかない。効率性のコンセプトについて扱う第 11 章はよって、住民一人あたりの支出（市の支出と財政能力の違いについて調整）についての分析に基づいている。この分析はその瞬間のものであり、例えば技術の発展に伴い変わるかもしれない。

市に関する分析によると、規模の経済による利益は市の人口が少なくとも 1 万 8 千から 2 万 5 千、おそらくそれより多い時にあるようである。最近の研究によると、規模の経済による利益は過去 10 年に増加しており、したがって、住民一人あたりの平均支出が最低の市の規模は、2 万 8 千から 3 万 4 千に増加している。いくつかの研究はまた、人口 5 万以上の市では規模の経済における不利が見られるとしている。人口 2 万から 5 万の市において、人口一人あたりの支出はほぼ同じである。

規模の経済の利益は主に行政機能と関連している。また、デイケアサービスについて、人口 1 万 8 千から 2 万 5 千の市においては利益が、人口 2 万 5 千以上の市では不利が見られる。小学校については、人口 5 万から 7 万の市は規模の経済から利益を得ている。いく

つかの研究は、それより大きな人口で規模の経済の不利があるとしている。一般的に、税事務において規模の経済の利益がある。人口2万までの市で効率性が最も向上する可能性がある。

人口1万8千以下の市における効率性向上の可能性は、不確実な要素は多いが、市の全支出の1.5%と計算できる。人口1万8千以下の市において、効率性向上の可能性が10%であれば、特にその行政への影響は大きい。人口5万以上の市において、規模の不利と効率性向上の可能性は、不確実要素を含め、市の全支出の0.8%と予測されている。この予測は、現存の小規模市が合併し大規模になれば、同様の規模の経済から利益が得られるかどうかについての分析の基礎とはならない。

県について、病院における生産性の分析についてのみ含まれる。生産性と県規模の間の相関関係について決定的な結論を下すことはできない。

2.5.10 処理能力：国、県、市間のマネジメント関係

憲法によると、デンマーク国会は全国においてどの分野においても政策を立案することができる。よって、市と広域圏構造は、国会及び政府が策定する市と県による新しいタイプのマネジメントとその実行を支えることが重要である。

地方自治体改革以来、国と市との関係は国から市と県に適切な業務を分権するという目標によって特徴づけられる。分権の進展とともに、必要となるコミュニケーションと市と県によるマネジメントを確保するため、多くの様々な方法が開発された。その目的は、経済政策そして様々な地域の状況や好みを含む事務を行う県と市の政治的能力等、国家的な目標を達成することである。分権化された経済と業務の内容、レベル、業績のために、現在広範囲のマネジメント技術が使われている。

1980年代と1990年代以来、中枢のマネジメント手段を制定する年間経済合意は、ますます詳細なセクター別活動を展開するようになった。これは、分権化されたサービス分野における全国的な政治的利益がますます増加しているため、または市が全般的な目標と合意での注目分野をともに共存させようとしているためといえる。実施事務等、広範囲の内容について合意を得る傾向は、病院サービスにおいて最も顕著である。しかし近年、合意はより財政志向に戻ってきている。

市への国の規則は増加してきている。1980年と1998年に実施された国の規則に関する研究によると、規則によって行政法の展望を保持するのが困難になっていると市事務総長は感じている。さらに、市の事務プロセスへの国の規制が増えていることも経験している。しかし、1970年代、1980年代、1990年代に導入された多くの計画システムは、今徐々に廃止されつつあるか、融通がきくようになってきている。

マネジャビリティのコンセプトと国、県、市間のマネジメント関係を扱う第12章では、全国の政治的目標を実施する分権化された事務局の機会が改善されるので、マネジャビリティは市と広域圏団体の専門性と財政の持続性とともに増加すると結論づけた。また、市と広域圏の行政能力と財政力が一定であるほど、マネジャビリティが向上すると指摘されている。マネジャビリティは、市と広域圏団体が全国的利益を引き受けることに関し、

国会の協力を受けた政府が政治的に十分な強さがあることを要請する。

委員会は、マネジャビリティは一般的によいと考える。これは対話を元にしたマネジメントに帰する。しかし、特に市における多様性があることで、中枢部によるマネジメントが難しくなる。同意され予算化された税率の増加とサービスへの支出を比べると、合意システムに基づいた市と広域圏の構造は、扱いやすいものであることがわかる。

したがって、より大規模で持続可能性のある市は、国の詳細な規則に基づくマネジメントより目的に沿ったマネジメントを行うことで、国によりよい基礎を提供すると考えられる。

2.5.11 公共事務の実績

公共事務の実施は、自治体が自身で行うものから他市とのパートナーシップや民間企業の参入によるものまで幅がある。公共事務の主な部分は、自身で行うことである。

公共団体自身による事務実施は、例えば効率的な市場が存在しないことで正当化される。公共団体による実施は、法の支配と市・県議会による内部監督は市民権とその影響、民主的コントロールを尊重するので、民主的考慮を考えにいれることになる。公共団体が監督と事務実施の両方の役割を担うと、市民権を限定する危険がある。しかしこのような場合、監督権限者は、法律を無視し、その危険が起こりうる不服の訴えに釣り合うかどうか決めることができる。

基本的に公共団体自身による事務実施は、サービス提供が、変化する希望、要望または財政に柔軟に対応できるという実施における政治的自由を考慮している。しかし本当の事務実施の自由はすでに確立した資産と合意による。さらに、市と県議会は事務実施に影響も洞察も与える。自身による事務実施はあらゆる側面において効率性を達成するとは限らないが、価格と質に着目したマネジメントと競争にさらされることで問題を解決するかもしれない。

別の型の事務実施は、サービスの提携から法によって設立される公共団体が共同で設立する公社や団体など、市のパートナーシップによるものである。最も重要な違いは、技能が市・県議会からその独立した組織に受け継がれるかどうかである。このことは、法によって設立される公共団体が共同で設立する公社や団体にあてはまる。近年、市のパートナーシップを利用するケースが著しく増加しているが、市共同で設立する会社の数はほとんど増加していない。市共同で設立する会社は、市パートナーシップ総数の10分の1以下である。

市パートナーシップと市共同会社の設立の背景は、専門性の持続性を強化し、個々の市や県が自身では十分に事務実施できない分野において、規模の利益を得ようとすることである。

市共同会社は、責任の所在や少数派の保護等民主主義の点で弱点を生むことになるかもしれない。パートナーシップは効率性を減少するかもしれないが、これはまた、価格と質に着目し、競争にさらされることによって効率的な実績をあげるマネジメント方法を導入するものである。

大きな市も小さな市も同じ平均パートナーシップ数を持っている。しかし、大きな市と小さな市では、パートナーシップでの仕事の割り振りに顕著な違いがある。

最後に、公共団体は公共事務の提供のために民間企業を使うことができる。1980年から2000年にアウトソーシングの利用は増加し、市で63%増、県で92%増であった。2000年、市のアウトソーシング要素は11.6%であり、県のそれは7.4%であった。

民間企業利用の際、指示と実行機能が分離することから、サービスレベルを明確にする必要が増す。民間企業の関与は、競争が導入されることから効率性を上げる。民間企業による事務実施は、競争と規模の利益の利用により価格と質にますます焦点を当てる。しかしこれには、その民間企業と仕事を受ける資格のある一つ以上の他企業との真の競争を必要とする。全国的に、ある専門的なサービスについてはこの条件を満たすのは困難なことがあるかもしれない。

第13章では、民主主義と効率性について、公共団体自身による事務実施、市パートナーシップ、民間企業の利用についての記述と分析とともに、公共事務実施の枠組みについて説明した。

2.5.12 財政に関する考察

地方自治体は税等により、自己資金供給率は比較的高い。その他の収入は国からの補填金や補助金等である。

デンマークでは、国、教会、県、市が所得税を課しており、これはいわゆる垂直的税競争により税負担に上向きに影響する。しかし、同時に起こるある分野での支出の増加は、この反対に影響することがある。市の間での水平的税競争は税負担に下向きに影響する。税負担の総合的な影響はこれら様々な要素間のバランスによる。

地方自治体の資金供給に関する重要な原則は、資金供給の責任は支出に関する決定権限に伴うということである(ここでいう資金供給の責任とは、税によって資金調達すること)。地方事務の最適な資金供給の責任の所在は、地方自治体が事務実施に影響があるかどうかを基に決めるべきである。

もし、ある課税レベルが廃止されれば、課税団体と、国と市の税源と税基準の違いは、個々の事務と適切な資金提供を考慮すべきである。さらに、市の事務と支出を基に、自身の資金提供の程度を考慮すべきである。

課税団体の変更には、責任と権限との関係等、様々なことを考慮する必要がある。さらに、補助金と均衡化システムを含む他の資金供給システムの影響も考慮すべきである。課税を市に移行すると、税における市ごとの変化が増え、均衡化システムに相反することがある。国へ移行すると、地域ごとの変化が減少するが、資金供給の責任と権限の相関関係が減少することになるかもしれない。

第14章は、公共団体、特に市の資金供給について述べた。公共団体間での事務再配分を考える際に必要となるので、現在の資金供給のシステムと原則等についても述べている。

2.5.13 構造改革に関する重要な考慮

構造改革を行う必要があるかどうか、そして改革はどのモデルを基にすべきかについての分析は、多くの重要な考慮すべき点にどのように重点を置くかによって異なる。

重要な考慮すべき点は、付託内容にある基準と補足された基準、*簡潔性とマネジャビリティ*、に基づいている。

国と分権化された行政レベル間での事務配分について、分権化された事務実施は特に、地方の優先順位決定と調整が最も重視されるサービス提供について有効であると結論づけられた。これにより、国会による枠組みの中で、市民の希望と要請に基づいてサービスを調整することが可能になる。しかし、個々の事務の性格から、そのサービスは国や広域圏団体で実施された方がふさわしいこともある。さらに、各省が分離しており、省を越え相互的に行われるべき事務実施には国は不利ということが指摘された。地方議会には全行政の政治的責任が集中しており、この分権化された団体の方がこのような事務実施に向いている。

構造と最重要の考慮事項との関係についての結論は以下のとおり。

*市民の影響と民主的コントロール*は、個々の行政レベルは明確な事務配分がある直接選出されたマネジメントが管理する場合に、最も有効である。市民の影響と政治的な近さは、事務が市にある時に、最も強力である。

*サービス使用者としての市民の立場*について、事務の責任は、ユーザーのニーズにサービスを調整できるように、市民にできるだけ近いところに置くべきである。この点は、行政団体の規模が事務実施の際の高い専門性の持続性を確保することを擁護する。もし関連する事務の責任が一つの団体に集中していれば、サービス使用者としての市民の立場は強化される。選出形態や直接選出される行政レベルの数と、サービス使用者としての市民についての考慮との間に相関関係があるとは限らない。しかし、似た事務を複数の行政レベルが持つことは、一貫性と事務間の調整をより困難にする。また、広範囲な公共サービスを提供することは、小規模な市よりも大規模な市のほうが安易である。大規模な市は一般的に、訪問や電話に対してより長時間開庁している。

*効率性と専門性の持続性*は、資金供給と決定権限が相互に関連し、事務実績が最適な事務計画を容易にする行政レベルに事務が置かれている最少人口規模の時に最もよく実現される。このようにして、規模の利益を得、不利を避けることができる。効率性の考慮から、関連する業務が一つの行政レベルに集中することが擁護される。

*調整とマネジメント*とは、十分な専門的、財政的持続性と、明確な事務配分、財政責任と判断権限の明確な相関関係を示唆する。この相関関係は、財政責任があるときに最も強くなる。調整とマネジメント実現も、一つの行政レベルに関連する事務が集中することが有効である。いくつかの行政レベルへ公共事務の配分をすることは、特にマクロ経済の柔軟性が欠けている時、国会と政府の行政レベルを越えた事務の優先順位に反するかもしれない。さらに、事務局の規模はマネジャビリティにとって重要である。幅の広い事務を持つ非常に大規模な公共団体は、特に直接選出される場合、国とこれら分権化された団体のパワーバランスを動かすかもしれない。非常に小規模な団体は、法律で決められた事項を

実行するのが難しく感じるかもしれない。また、公共団体の規模がかけ離れていることは、中央による監督をより複雑にする。決定権限と財政責任に完全な相関関係を確立することは不可能なので、広範囲の事務を持ち間接的に選出される意思決定機関を持つ行政レベルはマネジャビリティを削減することがある。

第 15 章は、公共団体の構造と事務配分の確立にあたり、どのように多くの重要な考慮事項が最もよく実現されるかについて分析した。

2.6 勧告に関するその他の情報

勧告の第2部は、人口規模、地域、収入と支出等、市と県の実態について(第 23 章)、1970 年の地方改革とそれに続いて考慮する点(第 24 章)を含む。

さらに、第2部は人口統計上の発展(第 25 章)、マクロ経済の枠組み(第 26 章)、市民の移動性(第 27 章)、デジタル行政(第 28 章)、市の収入(第 29 章)についての記載も含む。最後に、第2部は、国際的コンテキストにおける市と県についても記載している(第 30 章)。

勧告の第3部は、公共団体の最も重要な分野における事務配分についての記載と現在の市と県の規模と事務配分に関する利点と欠点についての分析を含む。言及した分野は、ヘルスケア(第 31 章)、精神医学(第 32 章)、特別なニーズのある人々(第 33 章)、青少年(第 34 章)、高齢者ケア(第 35 章)、雇用(第 36 章)、自然と環境(第 37 章)、都市計画(第 38 章)、小学校(第 39 章)、若者教育(第 40 章)、税等の行政(第 41 章)、交通(第 42 章)、商業促進(第 43 章)、統合(第 44 章)である。

さらに、第 45 章では、様々な程度で市民や会社とコンタクトのある、多くのその他基本的に中央が実施する事務について述べた。これらは、県の事務、司法、刑務所、デンマーク労働環境サービス(Danish Working Environment Service)、食料管理、農業委員会、レスキュー・救急、交通省の管轄の沿岸警備、自然、文化、短期・中期生涯学習、労働市場教育(AMU)を含む成人教育等である。

地方政治構造改革
その要約

内務保健省

前置き	115
第1章 地方政治構造改革の創立	116
第2章 デンマークの新地図	122
第3章 公共セクターでは、誰が何をようになるか？	131
第4章 地方政治改革後の公共財政	141
第5章 地方民主主義	145
付録1 セクターによる業務課題の配分	149
付録2 法律	153
付録3 5地方と98自治体の外郭	157

前置き

今新しいデンマークの形が出来つつある。98の強力な自治体と5新地方が市民により良いサービスを提供し、又公共セクターは、今までに増して市民の必要性に応じるようになるであろう。

言葉を言い換えれば、地方政治構造改革の目的は、強力で前進的なセクターが種々の課題を能率的に、同時に市民に可能な限り近い所で解決する、新しいデンマークを創造する事にある。以前より更に改善され一貫した公共サービスを、デンマーク国民は受けるようになるであろう。

これは野心的な目標である。しかし当改革そのものが野心的であると言えよう。この改革は、網羅的な準備作業の結果であり、自治体、地方、国の政治家、職員達の多大な努力を必要とするものになる。

私は、当改革が実現するよう期待して止まない。当地方政治改革は我々の世代での公共セクターの最大の改革であり、我々は、5地方と98自治体を載せた新デンマーク地図を入手するようになる。より規模が大きく、より維持可能な自治体が、福祉課題の殆どの件に責任を持ち、公共セクターに対する市民の主要な窓口となるであろう。また新たに強力となった地方は、医療サービスを世界的水準に到達させようとする目標の堅実な基礎を築くであろう。

この小冊子は、読者に地方政治改革の概要を提供する有益な小冊子である。医療ケア、税率算定、環境に関する認証事項や他の何であろうと、我々が公共の支援やサービスを必要とする時、地方民主主義に参加する時、この改革は、我々全員に影響を及ぼすものである。

この小冊子を楽しんで読んで欲しい。

ラーズ・リュッケ・ラスムッセン

(訳者注：内務省及び保健省大臣)

2005年12月

第1章 地方政治構造改革の創立

デンマークが地方政治改革を実践したのは、1970年であった。それに続く数年間で、公共セクターは徐々に中央から独立し始めた。2002年10月に設立された運営構造委員会の指名は、3点の重要な要素を含む新地方政治改革のスタートであった。その3点とは、即ち新自治体を提示する新デンマーク地図の作成、各業務課題の新しい配置先決定、新財政及び均等調節制度の確立である。

1970年の地方自治体改革とそれに続く年

デンマーク地方政治（2007年まで）の基礎は、1970年の地方議会の改革と共に定着した。1970年までデンマークは、25の県議会区の中が86の市町村と約1,300の教（会）区に区切られていた。（参照：Box 1.1）

Box.1.1 1970年の地方政治構造改革：何故？

約1,300の教区と86の市町村に区切られた時代は、都会と田舎の区別が明快に差をつけられていた。1970年代の改革の重要な理由の一つは、市町村の多くの土地にあった建物が、境界線を越えて散在し、隣界の自治体にまで越境した事であった。

改革の他の決定的要素は、教（会）区の殆どが近辺の市民の要求課題を解決する事ができない程小規模で、他の自治体に助けを求めなければならなかった事であった。この良い例が学校教育で、多くの小教区では通常の運営事務を務める職員に欠き、この実務は選挙で選ばれた代表者によってされていた。このような状態は、ローカルの自治権を限定する事、と同時に国の支払い率と決定権を増加していく原因となった。

1970年の地方政治改革により県は14に、自治体は275にそれぞれ縮小した。この事により業務課題の割り当て先と経費負担が、国から県及び自治体へと移る再構造の基盤が築かれた。

まず、自治体と県は、社会福祉と医療保健ケアの管轄となり、より強い影響力を持ち、業務課題も増加した。1970年以降この課題移行は継続し、1973年、県は市立普通高等学校教育の責任を持たされるようになり、続いて国立高等専門学校と学生試験専門学校は、1986年に県に移行された。1999年自治体が国から合併の責任を引き受けた。1970年以降の期間は、公共セクターの円滑な地方分権に特徴づけられる。

各課題の県と自治体への絶え間ない移行は、国、県、自治体間の財務制度の並行した再構造実施と関連して見られるべきものであった。それ以前は、主として国は、地方政治の経費を返済を通して資金調達をした。しかし、1970年の地方政治改革以降、大部分の返済事業計画は、いわゆる交付金と呼ばれる一般的国家補助金に取って替わり、豊かな自治体と貧しい自治体間の財政均一調整計画が拡大された。

市議会や県議会が決定した全てのサービスの資金となる基金の責任を、県や自治体が任

されるというこの変化は、県および自治体の決裁力と財務責任により良い相互関係を与えた。1970年以降の、福祉社会の発展と地方分権の強化の結果、新しい要求と起こってきた問題対処の為に、公共セクターの編成を適応させる為の前進的審議と活動がなされ、デンマークの諸自治体が合併の可能性を現実的に準備し始めた。ボーンホルム島、ランゲランド島、エーロー島では、国民投票の結果に基づいて、各島に一つの自治体を形成させる決定をみた（ボーンホルム島では2003年1月1日から、エーロー島では2006年1月1日から、ランゲランド島では2007年1月1日から実施）。

地方政治改革が形態を成す

公共セクター編成に関する討議が増すにつれて、政府は2002年10月「運営構造委員会」を設立した。当運営的構造に関する委員会は、地方政治の代表者、各省、関連問題の専門家達から形成された。当委員会は、「公共セクター編成の代替モデルの長所短所を見出し、更にこの基盤に立って数年間は維持可能である変更点の推奨」を評価する課題を与えられた（委員会の基準条件）。

2004年1月運営構造委員会は、Box 1.2に参照されるように、公共セクターの構造改革が必要である、との結論を出した。この結論は、県及び自治体の規模が適格な課題実施に不十分である部分的事実と、公共セクターの諸分野における課題の配分が不適格という部分的事実に基づいて提出されたものである。

Box 1.2 運営構造に関する委員会の審議と推薦項目

「公共セクターのリフォームが必要とされている事実がある事は、当委員会の全体的な評価である。

現存の構造の弱点は、部分的には自治体と県の規模であり、部分的には国、県、自治体に託される業務課題の配分の仕方にある。

- 今日の立法に要求される義務の遂行に関する限り、主要な現在の運営ユニットはあまりにも小規模すぎる。
- 数箇所の分野では、一貫して連携した努力が確かに実施出来る保証が難しい。この問題の大きな原因は、ある課題に対する責任が、数箇所の分権機関ユニットに分担されている事にある。その結果が「灰色地帯」と呼ばれる危険性の発生である。
- 又他の分野では、数箇所の運営ユニットの平行機能、業務課題に起因する問題がある。これは、各運営ユニットが、連携し、課題実施を優先し、能率性とクオリティを改善する事をより困難にしている。

当委員会は、国、県、自治体間の境界線と課題の移行の変更を含む、公共セクターの完全なる改革を推奨する。」（運営構造委員会の推奨事項から抜粋）

運営構造委員会は、公共セクター構造の6モデルをその長所短所を挙げながら紹介したが、具体的にどのモデルを推薦するかは避けた。

この報告書作成後、政府は、運営構造委員会の推奨項目を公聴会に提示して国民の誰もが意見を述べる機会を得させた。

この機会は、約 500 の組織、県、自治体、連合会、個人によって利用された。

2004 年 4 月政府（自由党と保守党の連立）は、運営構造委員会と推奨項目に関する公聴会の分析に基づいて、「デンマーク市民に接近した新しく分かり易い公共セクター」と謳った公共セクター構造改革の提案を発表した。

この提案は、その後政府と国会の他の政党との交渉基盤を築くことになり、2004 年 6 月この交渉は政府とデンマーク人民党間との改革合意に至った（構造改革）。（Box 1.3 参照）

構造改革は、新しい自治体と地方の部門基準、さらに自治体、地方、国の新しい業務課題配置に触れている。最終的に当合意は、財政融資と均等調節に関する決裁をも含んでいる。

Box 1.3 地方政治改革の目的

この改革の目的は、デンマーク社会福祉社会の止む事のない発展を揺るぎのない基盤として、民主主義的に政治が行われる公共セクターの維持と発展にある。

であるから、デンマークの確固たる特色である地方分権化した公共セクターが、デンマーク国民に質の高い福祉サービスを与えるという明快な責任を持った維持可能なユニットを創造する事によって、未来の要求に応える事が出来るように形成される事が必要になる。

規模のより増大した自治体は、より多くの福祉課題が市民に近い所で解決される改善された課題実施の基盤となり、より多くの政治的決裁が地元で取られる事により民主主義が増強する結果となる。

構造改革合意書に基づいて 2004 年秋に 50 の法案が準備作成された（注：付録 2）当法案は、2004 年 12 月 1 日公聴会に提示されて、2,300 の答申を得た。

2005 年 2 月 24 日国会にこの法案が提示され、2005 年春の討議では、この 50 の法案に対しての種々委員会の 1,739 の質問に種々省が答えた。

決議投票では、法案の半分が、政府（自由党と保守党）、デンマーク人民党、他の国会参会の政党によって議決された。

法案の現実化

法案の採択から 2007 年 1 月 1 日の地方政治改革の開始まで、新しい地理的分割と課題の配分先の実施に、国、県、自治体の準備がされる予定である。業務課題は新公共事業機関で組織付けられ、建物、設備など課題の実施に必要な物の移動がなされ、数千人の公務

員は、新しい雇い主を持つ事になる。全般的な推察では、当地方政治改革の結果、約 17 万人のフルタイムの公務員が新しい使用者につくようになるであろうと言われる。ただし、実際に職場の住所が変わる職員は、少数である。

基本的には、建物、設備、公務員が業務課題に従って移動する、という原理に従う。言葉を換えて言えば、他の公共機関に転送された唯一の新課題あるいは主として一つの新課題だけにかかりきりになる職員は、その課題をこなす新公共機関に移る。同様に、一つの課題だけに関連する建物、設備なども、2007 年 1 月からその対象となる課題の責任者となる公共機関に転送される。

同じ原理が、公共歳出にも利用される。改革は、歳出に関する限り中立であり、数種の基金が課題に従うという原理に基づいて、業務課題の配分が、変更された。(参照：Box 1.4) この事は、現在のサービスレベルを維持しながら、業務課題が移動された事を意味する。また改革に関して、県の課題を引き受ける事になる自治体、地方、国の公共機関間に、2006 年約 DKK1,000 億が経費として下りる予定にある。

Box 1.4 課題に従う基金

「各政党は、当改革が結果として税率や公共手数料の上昇になってはならない事に同意した。業務課題の配分移動は、経費に関する限り改革は中立でなければならないし、基金がその業務課題に利用される事という原理に基づいている。この原理は、新しい課題を受け渡される公共機関は、その課題を引き渡す旧公共機関によって賠償される事を保証する。」

(政府とデンマーク人民党の構造改革合意書より抜粋)

政府、全国自治体連合会、全国県連合会は、県の経費として DKK125 億を国へ、約 DKK590 億を地方へ、約 DKK290 億を自治体へと配分する事に合意した。

合併は高価につくが、相乗作用の効果がある

一般的に地方政治改革が経費面で中立である事の実態は、自治体の合併と新しい地方を起こす事が無料で実施される事にはならない。しかし、この問題はそれぞれの自治体と地方の合併過程のやり方に大いに影響される。

合併経費を負うのは、自治体となるが、その相乗作用の効果から利益を得るのも自治体となる。この方法で、地方政治改革は、自治体が経費を抑えると同時に相乗作用から可能な限り利益を得ることを奨励する事になる。(参照 Box 1.5)

Box 1.5 何が相乗作用の特典であるか

相乗作用の特典は、二つのユニットを合併させる事から得られる経済節約である。

この経費節約は、一つの課題が2箇所で解決される代わりに、例えば給料課と税務課のように、一箇所で解決されたり、その為多量に物を購入する必要性のない事からの節約をいう。これは、非常に簡単な例で言えば、あるカップルが共同生活を始めて、新聞の購入や、電話の導入、保険を共同で掛けるなど、経費を一つにまとめて節約する事につながる。

地方政治家達の人数が減少される事自体が、2007年から年間約DKK3億6,500万の報酬の低減につながる。この節約は、5年間ローンの利息と支払に、約DKK17億が与えられる可能性につながる（利息率3%）。

勿論、自治体政治改革の実施に必要とされる経費の厳密な経費の見積もりは、難解である。国会の立法過程に関係して、内務保健省は、自治体の為に経費を推算した。約DKK7億5千万がIT調節に、約DKK1億7千5百万が場所の移動に、約DKK7千5百万が職員の再編成に、約DKK1億7千5百万が2006年の合併委員会の報酬を含む数字である。当推算は、ボーンホルム島の自治体合併の際の経験から算定された。

相乗作用の効果を蒙る事が可能になる前に、非周期的な経費支払いが満期になる為、DKK10億とDKK5億が挙げられた順序通りに、地方政治改革に関連して自治体、地方/県のある非周期的経費の為に支給された。このローン便宜は、構造基金として扱われ、既に自治体、県が地方政治改革を遂行する為に必要な経費という前提の下に自由にされた額である。

2006年の合併及び準備委員会

自治体合併の準備が滞りなく遂行される事を保障する為に、2005年11月15日の地方選挙で当選した合併自治体の市議会は、2006年に合併委員会としての役目を担い、合併自治体の運営、サービスのレベルの決裁などを担う。

2005年11月の地方選挙に先んじて、自治体は合併の準備に非常な準備をしたが、最終的な決裁は、2005年11月の選挙で選ばれた合併委員会がする。

合併を含む自治体諸業務の継続性を保つ為に、これらの自治体の議員の在職期間は、2006年末まで1年間延長される。ある程度の限度を超える財務的決裁は、どのようなものであろうと、合併委員会の承認を得なければいけない。

合併に含まれない自治体の新しく選ばれた市議会の在職期間は、2006年の1月1日から始める。

同原理が新しい地方にもあてられる。ここでは新しく選ばれた地方議員が新地方の確立準備の責任を担って、2006年に準備委員会の役目を務める。県の継続実務を保障する為に、現存の県議員の在職期間は2006年末まで1年の延長がある。自治体のケースと同様に、現存の県議員によって決裁された財務実務がある限界を超える場合は、準備委員会か国の承認が必要となる。

地方政治改革－立案から実施まで－は、Box 1.6に表示される。

Box 1.6 地方政治改革の年表

2002年10月	運営構造委員会の任命
2004年1月	委員会の推奨案提示
2004年1月-4月	推奨案が公聴会へ提示される
2004年4月下旬	政府の法案の公表
2004年5月-6月下旬	政治的交渉
2004年6月下旬	政治的合意の成立
2005年6月中旬	国会で法案の議決
2005年- 2006年	地方での準備 －地方選挙11月15日
2007年1月1日	改革の実施

第2章 デンマークの新地図

地方政治改革は、デンマークの地図を書き換える結果になった。271自治体が98の自治体に替わり、県が消滅して5地方が形成される。土地の境界線と管轄内に入る課題に関する主たる境界は、構造改造合意書内に記述されている。当合意書は、また新しい自治体の規模に関する要求事項を定めている。その後、更に広く、課題の維持が可能な自治体に合併するか否かは、各自治体に任される。

新自治体の規模に関する要求事項

構造改革合意書を作成した政党は、新自治体の規模は人口3万人であるべきと推奨した。

新自治体の最小人口規模は、2万人と定められた。2万人以下の人口を抱える自治体は、従って最低2万人の人口がいる大きい自治体に合併しなければいけない。他の解決案として、(強制されることなく)隣の自治体と拘束力をもつパートナーシップを結ぶ事ができる。(いわゆる上げ蓋解決と呼ばれる)このパートナーシップは、最低3万人の人口を基盤とされなければならない。

新しいデンマーク地図を描くに際して、島の自治体に対しては、規模に関する要求を満足させる為に、本土の一自治体と義務づけられたパートナーシップを結ぶ選択が出来る特別な処置が取られた。

自由意志と地元根ざす過程

2004年の夏、全自治体は、維持能力(規模)に関して、将来自治体はどのように要求に応じる計画を確保しているか、2005年1月までに情報を提供するようにと要請された。

2004年の秋には全国で、自治体合併の具体的な交渉が行われた。ある自治体は、規模が合併する必要のない大きさであったが、数箇所の自治体は、あえて隣接の一、あるいは二自治体との合併を選んだ。

他の小さい自治体は、合併か、一あるいは数箇所の隣接自治体とのパートナーシップを結ばざるを得なかった。

2005年1月デンマークの全自治体は、内務保健省にそれまでの合併結果を提示した。構造改革合意書の要求に従わなかったのは、4自治体のみで、それはファールム(Farum)、ヴェアローセ(Værløse)、ホルムスランド(Holmsland)、ヴォースレウ(Hvorslev)であった。

自治体の地図に関する合意

自治体からの調査結果に基づいて、2005年2月末、内務保健省は与党（自由党、保守党、デンマーク人民党）や社会民主党、急進自由党と新しいデンマーク地図に関する交渉に入った。

2005年3月3日、この新しいデンマーク地図に関する交渉は、広範囲な政治的同意を得て、全政党は、新自治体に関する提示された要求を、殆ど承認した。しかし強い市民の要求で、計画された自治体合併承認の前に、合併条件に関して、12の「旧」自治体の地方国民投票（主として県の）が実施された。

加えて、ファールム、ヴェヤローゼ、ホルムスランドの規模条件を満たさない3自治体と内務保健大臣が論議に入る事が同意された。この議論の目的は、3自治体が含まれる合併受付の為に特別条件を決定する事であった。

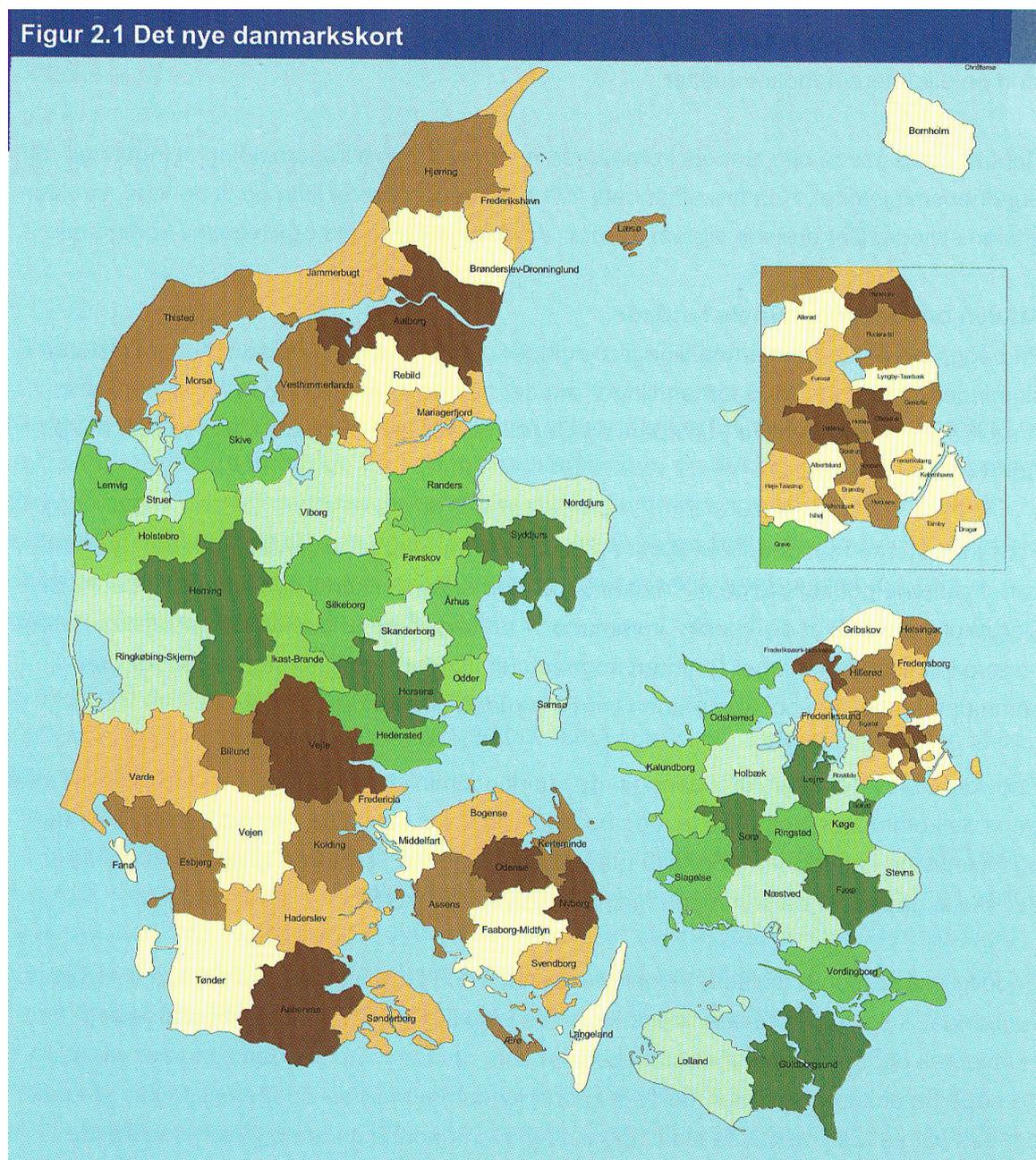
最終的に政党は、前内務大臣トーキルド・シーモンセン（Thorikild Simonsen）にヴォースレウ/ランドゴー(Hvorslev/Landgå)、オーレストルupp(Aalestrup)、クリスチャンスフェルド(Christiansfeld)、イカスト/ブランデ/ノースネーデ(Ikaast/Brande/Nr.-Sned)、ノーアエ(Nørager)、フレデンスボーーフムレバック(Frendesbrog-Humlebæk)、ギーヴェ(Give)、ローランド(Lolland)の合併調停者の役割を頼んだ。調停者の役目は、自治体の報告が基盤となった状況、その中でも選ばれた解決法が市民の支援を得ているか、を調査する事であった。

地方の国民投票と調停者の自治体訪問と時を同じにして、国会は自治体改革立法案の一部として、2005年6月に地図の法律的基盤を採択した（参照付録1）。

同時に、新自治体は、自治体の新しい名前と市議会議員数を提出した（参照付録3）。

2005年6月23日、構造改革合意書が正式に作成された1年後、98自治体から成る新デンマーク地図が完成した。（参照、図 2.1 と Box 2.1）

図 2.1 デンマークの新地図



備考：地方国民投票による境界線調節が地図に記述されている。新境界線についてのより詳細な情報は、2005年6月29日の告知656、自治体及び県の分割と義務的自治体協力の改正を参照の事。

人口数は2005年1月1日のもの。

自治体人口に関しては、付録3を参照。

Box 2.1 デンマークの新しい地図

分割に関する政治的議論は次の項目に関するものであった。

- 新自治体に関する大多数のローカルの提案は、無条件で承認すること。
- この承認の前に、24の「旧」自治体で国民投票を行う事。
- 8自治体・地域の調停者は、承認を基盤とした追加決定を提出する事。
- 合併条件に関して、内務保健大臣は、3つの「旧」自治体と論議に入る事。

98自治体のデンマークの新しい地図は、次の項目より成り立っている。

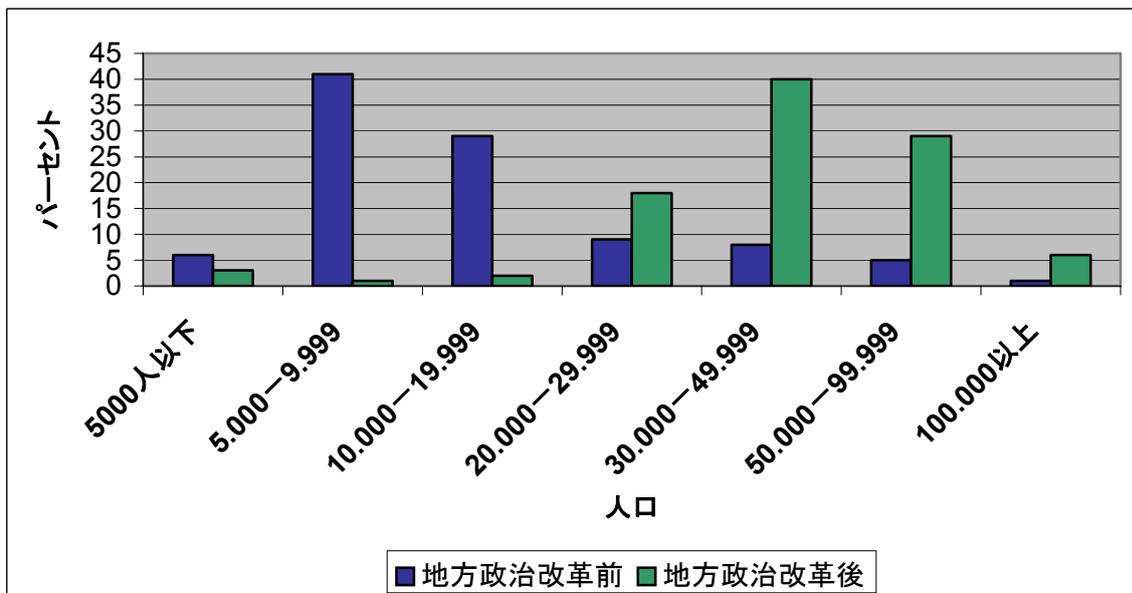
- 65の合併自治体
- 33の以前と変化のない自治体。この内7自治体は、人口2万人以下の自治体の為、全て義務的パートナーシップを持つ。この7自治体の内5つが島である。
- 11の自治体がローカル国民投票の結果、分割された。

地方政治改革前と後の自治体

地方政治改革後の自治体は、それ以前と比較すると著しく大きくなっている。地方政治改革以前は、(271自治体の内) 206自治体が2万人以下の人口であったが、改革後(98自治体の内) 7自治体が2万人以下の人口である。改革前の自治体平均人口2万人以下から地方政治改革後の約5万5千人に増加している。

図 2.2 は地方政治改革の前と後の自治体の人口グループを示す。

図 2.2 自治体の人口配布

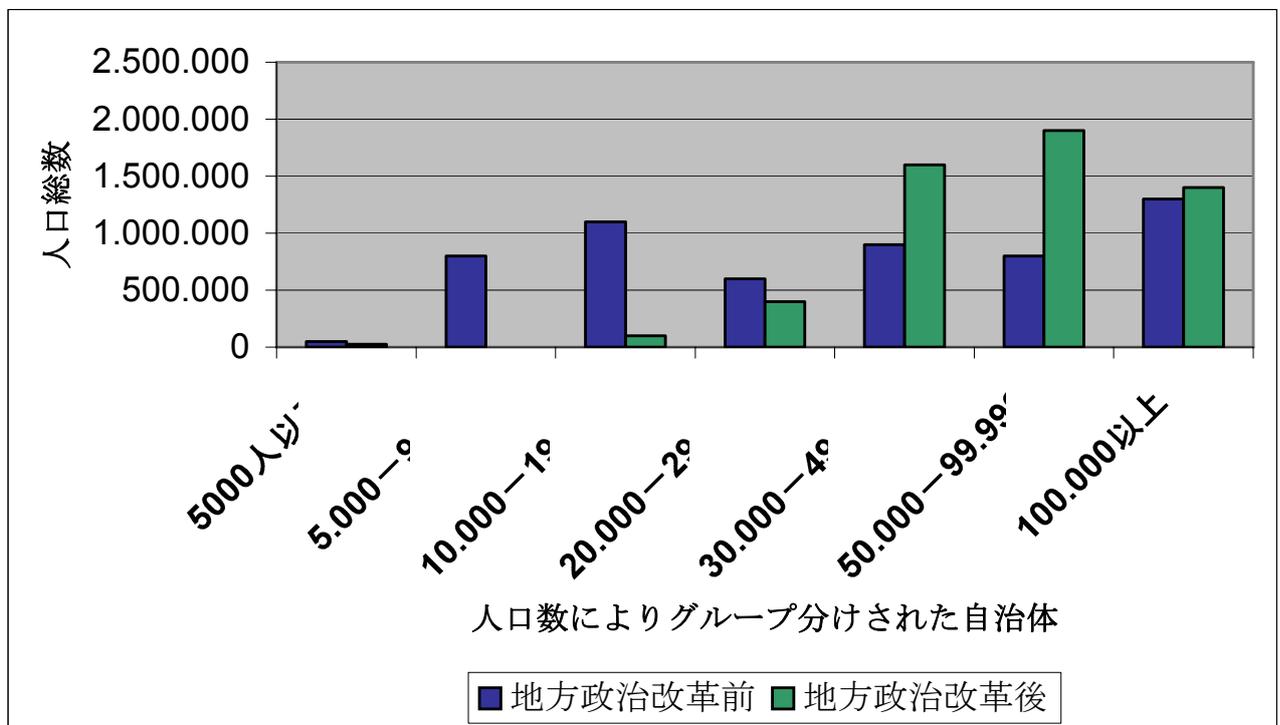


情報源：デンマーク統計局、2005年1月1日の情報

図 2.2 に見られるように、地方政治改革前の殆どの自治体の人口は、5,000 人から 9,999 人（42%）で、その次に人口 1 万人から 1 万 9,999 人（28%）が続いた。地方政治改革後は、殆どの自治体の人口は、3 万から 4 万 9,999 人（40%）で、次に 5 万から 9 万 9,999 人（29%）になった。

2007 年までの期間に、総人口の 3 分の 1 以上が（190 万人）2 万人以下の人口を持つ自治体に住む。地方政治改革後は、1%以下（約 5 万 5 千人）が 2 万人以下の人口が住む自治体に住む事になる。図 2.3 は、自治体グループの総人口を示す。

図 2.3 自治体グループの総人口

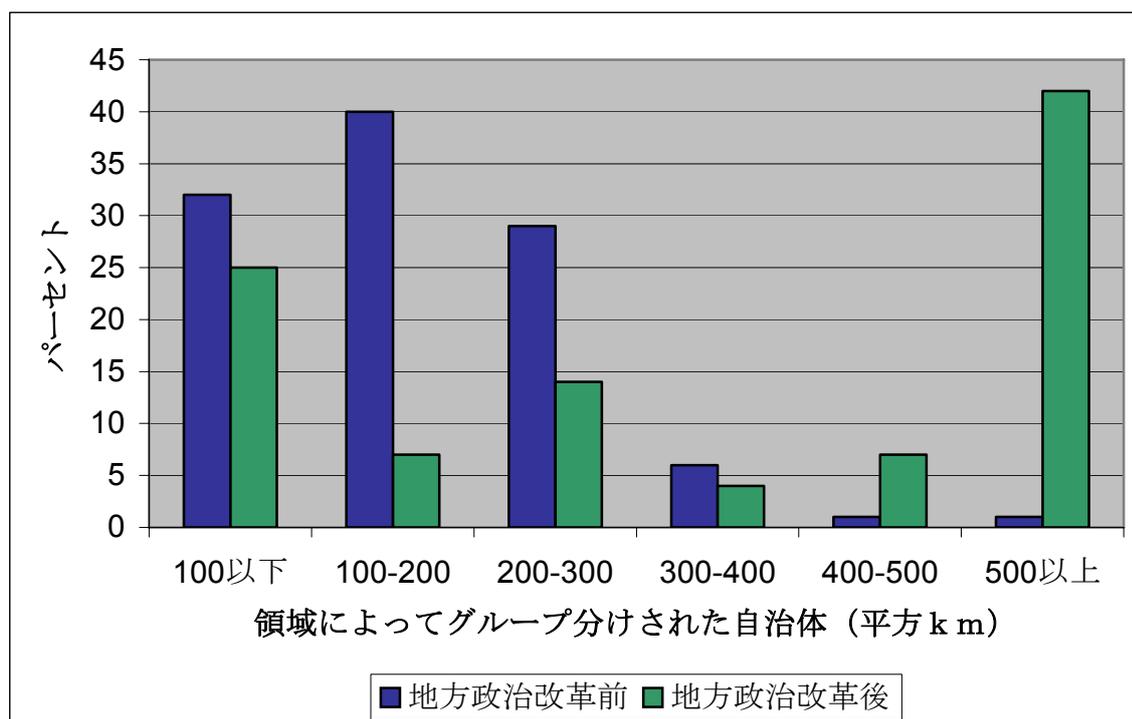


情報源：デンマーク統計局、2005 年 1 月 1 日の情報

図 2.3 は、地方政治改革後、約 330 万人が 5 万人以上の人口を持つ自治体に住み、約 490 万人が人口 3 万人以上の人口を持つ自治体に住む事を示す。

国土に関して言えば、地方政治改革は、改革前の平均 159 km²（旧ホルベック自治体のサイズ）から、改革後の平均 440 km²（新スベンボー自治体のサイズ）に変化した事を示す。図 2.4 は、改革前と後の自治体表面面積を示す。

図 2.4 改革前と後の自治体の行政地域



情報源：2004年の地方主要数。境界線調節は考慮されていない。

数字から見られるように、改革前は、71%の自治体が 200 km²以下をカバーしていた。改革後は、このグループは、32%の半減より高い数字となった。改革前と改革後両方で最小自治体は、わずか9 km²をカバーするフレデリクスベヤ市である。改革前の最大自治体はボーンホルム（島）自治体で、588 km²を覆う。改革後は、リングキョービンゲースケエーン Ringkøbing - Skern が 1,489 km²で最大の自治体となった。

ヨーロッパの自治体の規模

表 2.1 に他のヨーロッパ主要国の自治体人口を比較したが、大きな差がある。スウェーデンと同様に、デンマークには千人以下の自治体はない。反して、スペインの半分以上の自治体及びフランスの 75%以上の自治体が、千人以下の人口を抱えている。

表 2.1 選択されたヨーロッパ国の自治体人口数

	1000以下	1000- 5.000	5001- 10.000	10.001- 50.000	50.001- 100.000	10万以上	合計	平均サイズ
	パーセント							
デンマーク 2005	0	5.9	41.7	46.1	4.8	1.5	271	19.900
デンマーク 2007 1)	0	3.1	1	61.2	28.6	6.1	98	55.200
フィンランド	5.1	46.3	25	20.4	1.8	1.4	432	12.100
フランス	76	19	27	2.1	0.2	0.1	36.565	1.600
オランダ	0.2	2.1	12.6	71.3	8.4	5.6	467	34.900
イタリア	24.2	47.1	14.6	12.4	1.2	0.0	8.101	7.200
ノルウェー	5.3	50.3	21	20.6	1.6	1.2	433	10.500
スペイン	60.7	24.3	6.6	6.8	0.9	0.7	8.109	5.300
スウェーデン	0	4.5	21	59.7	10.7	4.1	290	31.100

備考： 1) 1-5.000から5-10.000の人口を抱える自治体は、島自治体で拘束パートナーシップを結ぶ自治体である。

【情報源】

デンマーク：統計局2005年1月1日の人口、フィンランド：統計局2004年のデータ、
フランス：DGCL 内務省「2004年の地方人口」1999年のデータ、オランダ：2005年のデータ、
イタリア：2004年のデータ、ノルウェー：2005年のデータ、スペイン：2004年の国立統計局データ、
スウェーデン：2004年のデータ

殆どの国の自治体は、50%以上が1万人の人口をもつ。スウェーデンでは、1万人以下の人口の自治体が、やや低く（約25%）、オランダでは約15%の自治体が1万人以下の人口をもつ。2007年以降、デンマークは、約4%の自治体のみが1万人以下の人口をもち、この点で他の国との差を示すようになる。

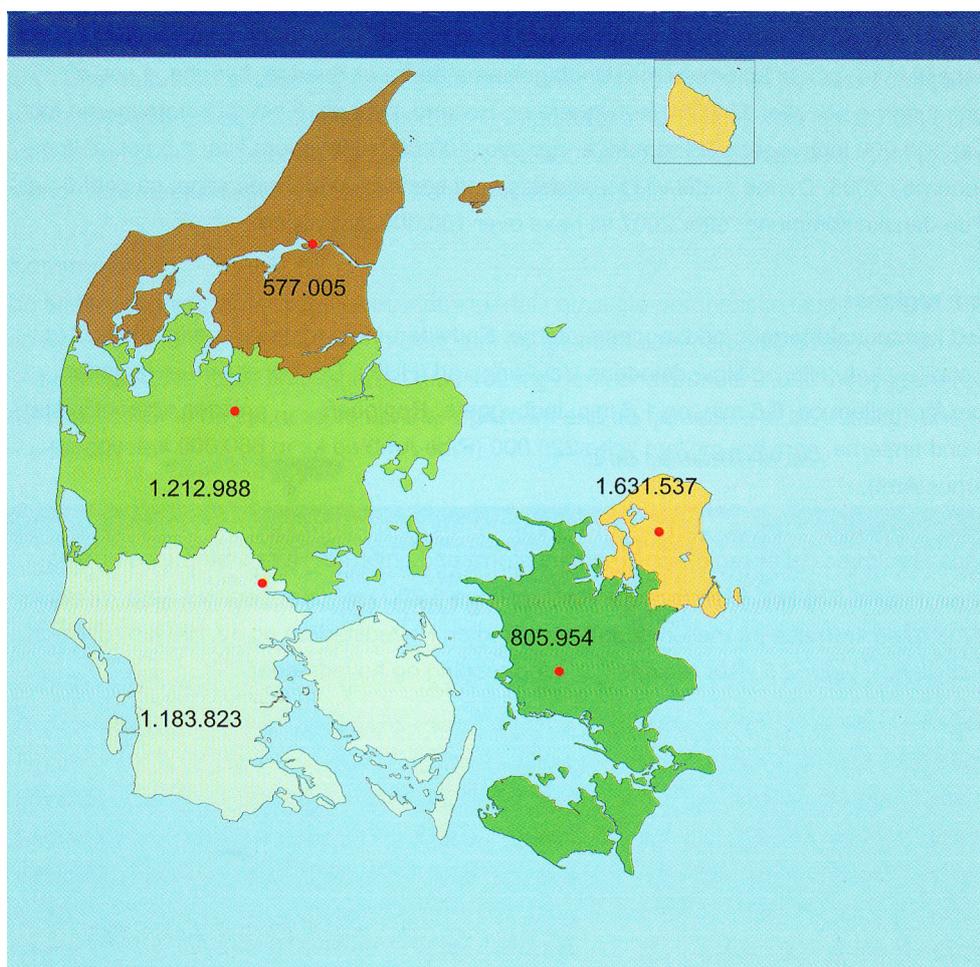
殆どの選択された国では、1万人以上の人口が住む大自治体は、その1-2%を占める。約4%以上の自治体が1万人以上の人口をもつスウェーデンと、約5%の自治体が1万人以上の人口をもつオランダは例外である。デンマークでは2005年に約1.5%の自治体に1万人以上が住んでいたが、地方政治改革によってこの数字は、2007年には6%以上になる予定である。

5 地方

地方政治改革で県は消滅する。コペンハーゲン病院法人（HS）と大コペンハーゲン機関（HUR）も同じ運命を辿る事になる。5の新しい地方は、60万から100万人の人口を抱える事になる。

土地に関して言えば、地方の規模は県であった時より更に広がる。県の時は528 km²（コペンハーゲン市）から6,200 km²に近い（北ユットランド県）広さであったが、地方になると、2,560 km²（首都圏地方）から1万3,190 km²（中部ユットランド地方）間の広さになる。図 2.5 は、地方の境界線と地方主都の所在を示す。

図 2.5 地方の境界線と地方主都



備考：人口数は2005年1月1日の情報

首都圏地方：主都 ヒレロー	1,631,537
シェイランド地方：主都 ソーロー	805,954
北部ユットランド地方：主都 オールボー	577,005
中部ユットランド地方：主都 ヴィーボー	1,212,988
南部ユットランド地方：主都 ヴァイレ	1,183,823

殆どの県は、分割されない地方に入る事になる。例外は、ヴィーボー（Viborg）とヴァイレ（Vejele）である。更にオーフス（Aarhus）県のマリアーガー（Mariager）自治体は、将来北ユットランド地方の一部になる予定である（付録3を参照）。加えて、ローカルの国民投票結果によって、地方の境界線は何らかの調節が起こるであろうと見られる。

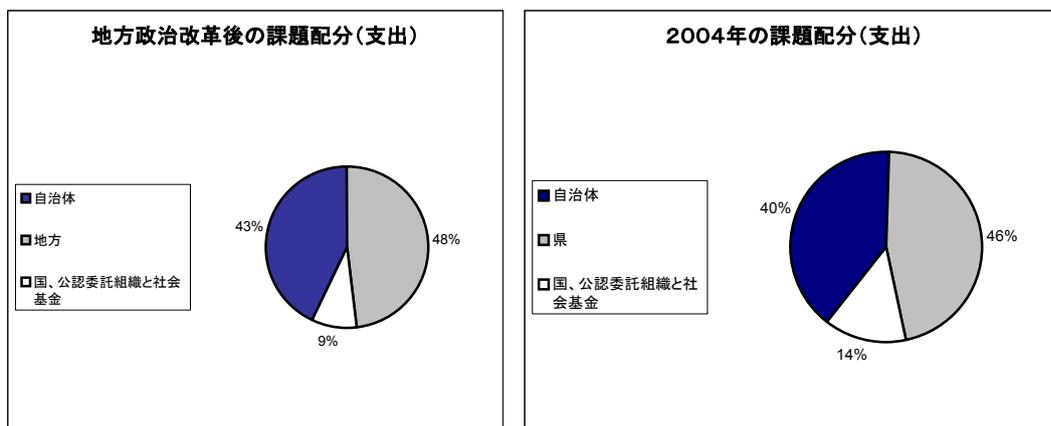
第3章 公共セクターでは、誰が何をようになるか？

地方政治改革に於いて、国が外郭形成をする新しい公共セクターが生まれる。自治体は市民に関する殆どの業務課題を手がける事になる。新しい5地方は、管轄として、医療ケア、地方開発計画の準備、自治体の運営課題の解決の責任を取る事等が要求される。

公共セクターの課題の新しい配分

地方政治改革は、公共セクターの全体的な配分の再編成を余儀なくした。県の責任であった課題は、自治体、地方、国に配分され、課題によっては、自治体と国間で移転された。図3.1は、地方政治改革以前と以後の国、県・地方、自治体間の課題の配分（経費の配分）の割合を示す。

図3.1 地方政治改革以前と以後の国、県・地方、自治体間の課題の配分



備考：地方政治改革以降の課題の配分は、推定による。この推定は、社会福祉サービスと養護教育を管轄とする地方の課題量を含む。

情報源：デンマーク統計局と当省自身の算定

この数字から見ると、改革以後、自治体の公共課題（経費から算出すると）は、増加すると推察される。反して、地方の課題配分は減少、委託施設を含む国の課題が増加すると見られる。

下記は、地方政治改革後の公共セクターの課題の配分についての解説である。当解説は、責任が転換された部署に特に焦点が置かれている。自治体の増強した財務責任、特に医療ケアセクターに関しては、第4章を参考にして欲しい。

市民に対して公共セクターの玄関口となる自治体

既に改革以前に、自治体は、市民に最も関係のある、高齢者福祉、児童福祉、義務教育、そして他の数々の社会福祉サービス等の殆ど、即ち市民に最も関係のある福祉サービスを手がけてきた。2007年1月1日地方政治改革が実施に入ると、自治体は下記の新しい分野の課題を担うようになる。

- 医療ケア
- 雇用
- 社会サービス
- 養護教育
- 企業サービス
- 公共交通と道路
- 自然、環境、空間計画
- 文化
- 多種類の専門家を導入した市民サービス

医療保健ケア

地方政治改革によって、自治体は医療ケア部門でより重要な役割を持つようになる。入院中のリハビリを除いて、全てのリハビリ訓練に自治体は全体責任を取るようになる。改革前は、この責任は県と分割されていた。加えて、自治体は市民の予防と健康推奨にも責任を持つようになる。この目的は、保育園、学校、高齢者センター等の市民に最も接近した環境内で、予防と保健推奨を統合する事にある。更に 2007年1月1日以降は、アルコール依存者と麻薬中毒者の治療も自治体の責任となる。改革前は県の管轄にあった精神病患者、知的障害者の特別歯科衛生治療も自治体の責任となる。

加えて、医療ケアの財政負担は将来自治体の責任となる予定なので、その支援として新財政対策が医療ケアの実施に導入される。この事については、第4章に詳しく記述する。

雇用

地方政治改革として、国と自治体が全自治体の新合同職業センターで職業安定所の拘束的パートナーとなる（島を除く）。

ローカルの職業センターは、雇用に関する援助とサービスを必要とする全市民と企業の合同窓口となる予定である。

国に替わって、自治体が失業保険に加入している失業者の求職を援助する為に 10 箇所の試験的職業センターが設立される予定である。

社会福祉

2007年1月まで県と自治体が社会福祉の課題を分担する。地方政治改革は、自治体に市民の財政、支援、決定権威が持たされる。その目的は、明快で多様性のない責任が配分されて、広い範囲で、資格を有する職員によって、市民に近い所で、自治体の他のサービスと関係を持たせながらの社会サービスを保証する事にある。この変更は、市民へのサービスの決定は自治体が行う事を意味する。又市民が受ける自治体のサービスは、自治体によって負担される事にもなる。ある自治体は、高価に付く個人的ケースの経費の部分的負担金を公立賠償金策によって補う。

2006年以内に、施設が存在する自治体によって、その運営が自治体に任される合意が成されていない限り、社会部門内の県立の施設は、2007年1月1日から地方の管轄になる。社会的問題及び行動障害のある青少年の施設は、その設備の存在する自治体の管轄に入るようになるが、閉鎖措置施設は例外である。しかし自治体は、2007年1月以降、地方が自治体の為に社会的問題及び行動障害のある青少年の施設を運営する、という合意を2006年地方準備委員会と結ぶ事が許される。

自治体は、いかなる時でもその自治体内に存在する社会的課題ならば、地方から業務を移転させる事が出来る。業務課題が継続し、円滑な地方分権力を保証する為に、地方議会の会長とその地方内の市長達から成る連絡委員会は、その任期中少なくとも1回は、社会的施設の責任を自治体を負うのが果たして自治体により有利であるか、議論を持つ。

養護教育

地方政治改革以前の社会セクターと同様に、県と自治体が養護教育の責任を分担した。改革後、この課題は100%自治体の管轄となる。という事は、2007年から自治体は、全種類の養護教育、学校教育の責任の一環として幼児の養護的教育的支援、ならびに成人養護教育の責任をもつ事になる（成人の失読症者の責任は、国に移されて、教育はVUCという成人教育センターの管轄に入る）。

（訳者注：Voksen Uddannelses Center）

企業サービス

地方政治改革跡、自治体はローカルの企業サービスの責任を負うようになる。改革以前は、会社や企業へ実業的サービスを提供したのは、全国に散在する15のビジネス・センターで、国、県、自治体の合同補助金を受けていた。センターの多くは、広範囲な企業サービスを提供している。全責任を自治体に置く目的は、新しく、大きい自治体に、市民に近い所で企業セクターと日常的コンタクトがあるという基盤に基づいて、継続して、質の高い企業サービスを提供する事にある。

公共交通と道路

地方政治改革が実施されると、地元及び地方の公営バス交通は、地方によって設立された新交通会社に運営される。地方内の全自治体がこの一交通会社設立に参加する。この交通会社の9名の理事会のメンバーは、地方から指名された2名と自治体から指名された7名で成立する。

交通会社の責任は、公営バスの運行、切符の価格設定、切符利用システムの確立、運行時間表、及びコーディネーションと計画作成になる。この交通会社は、また民間電車会社と障害者の交通の責任も持つ。

2007年1月1日で、自治体が県道の殆どの引継ぎをする事になる。結果として、自治体が地方道路の全てをその管轄に収める事になる（全長約1万kmの県道の約8千km）。

自然、環境、空間計画

自治体は、県の課題である、自然と河川の保護、自然と環境の環境承認、監査を含む課題を引き受ける事になる。

加えて、自治体は県の主だった業務課題であった空間計画も引き継ぐ事になる。結果として、地元の計画は、市民、企業、利益関係組織などが自治体の街や郊外の開発計画の規則、目標、ガイドラインの情報を得る源になる。

文化

地方政治改革以降の文化分野の課題の配分の原則は、自治体はローカルであるか、そのローカルに所属する地域か組織に財政的支援をする責任を持つ事である。この目的はあくまでローカルの文化に対する貢献を推進する事にある。

自治体は、県時代のなごりを残す文化遺物を含む課題を引き継ぐ。更に音楽学校は、自治体の義務的運営となる。4年の移行期間の後、自治体は地元の国承認博物館（15項博物館）とその他各種の文化分野で、以前は国の義務的援助なしに県によって実施されていた課題の責任を引き受ける。

市民サービス

地方政治改革は、より運営的な市民サービス課題を引き受ける為の市民サービスセンターを確立させる事ができる（いわゆるサービスショップと呼ばれる、対応の速い受付）。この変更は、2005年11月1日より実施されている。

どの公共機関や運営機関が、そのケースに関して最終的責任を持とうと、市民はある一箇所のセンターへ行けば済む、という市民サービスセンターの確立は、結果として、自治

体にとっても仕事が容易になる。この市民サービスセンターでは、自治体は地元の課題だけでなく、他の公共機関の課題もこなす事が出来るようになる。

2007年1月1日から、パスポートや運転免許証の申請は、自治体に写真と申請書と共に提出して、そこで手数料の支払いとパスポート、免許証の受け渡しができる。しかし、パスポートや運転免許証の作成及び権威機関は、以前と同じ警察機関である。

Box 3.1 2007年以降の自治体の責任範囲

- 社会福祉：財政、サービスの支給、決定権威の総合責任
- 児童福祉
- 義務教育（訳者注：9年－10年）幼児の養護的教育支援を含む養護教育も入れる。
- 成人の特別教育
- 高齢者介護
- 保健ケア：予防治療、入院時にされないケアとリハビリ訓練、アルコール
- 依存症と麻薬依存症の治療、在宅介護、ローカル歯科治療、特別歯科治療、社会精神病クリニック
- 国と合同で運営される職業センターで失業保険をかけていない失業者の為に活性化と職業斡旋をする（10の自治体が試験的に国の代わりに、保険に加入している失業者の為に斡旋業務をしている。）。
- 移民者の為に統合とデンマーク語教育
- 国立税務センターと協力して、税率決定と納税の市民サービスをする
- 電気水道などの公共支給と緊急警戒態勢
- 自然、環境、空間計画：具体的な権威機関と市民に接近した課題として、ローカル建設計画や排水、廃棄物、水道水支給などに関係した計画の準備
- ローカルの企業サービスと観光業の推進
- 地方交通会社への参加
- ローカルの道路ネットワーク
- 図書館、音楽学校、ローカルのスポーツ設備、文化

地方

2007年1月1日地方政治改革が実施されると、県が廃止され5の地方が取って替わる。地方の主な責任は、医療ケア、地方開発と数箇所の社会施設の運営になる。この分野に関しては、後に詳細を記述する。

加えて、地方は交通会社の設立と自然、環境、空間計画に関する地方の課題に責任を持つようになる。最後に地方の責任管轄として、全国的規模及び地方的規模で養護教育の開発と、聾啞盲目の特別教育施設（コミュニケーション・センター）の提供がある。

立法によって地方の責任は、範囲の限界が肯定的に定められて、地方は法律内以外の課題を担う事は出来ない。

医療ケア

地方の主な課題は医療ケアになる。この課題は、精神病院を含む病院運営サービス、健康保証書、家庭医（GP）、専門医等を含む。

地方は医療ケアに関して、県、コペンハーゲン共同病院法人、ボーンホルム地方自治体から、その責任を引き継ぐ。5地方を医療ケアセクター内に確立した目的は、専門化の長所を利用しながら集団治療の基盤を創る事と、資源の可能な限り最良利用によって、患者ケアの質を高める事にある。

医療ケアの範囲内で、地方と地元間の活動協力を密にする為に、自治体と地方は、治療、リハビリ訓練、予防治療とケアの協力を保証する為に医療統合委員会の義務づけパートナーシップを結ばなければならない。更に虚弱で高齢の患者の退院に際して、予防治療とリハビリ訓練に関して医療合意書を作成しなければいけない。

医療ケア部門内の地方の歳出についての財源は、交付補助金、国のプール金、ローカルの補助金融資等である。

地方はその成長の精力源となる

地方議会の最も重要な課題は、地方開発計画準備と地方成長フォーラムに参加する事である。

地方開発計画は、町、郊外地域、市内と市外の境界線地域や自然、環境、企業、観光、就職、教育、文化などの開発の将来性を含むべきである。

まず初めとして、地方議会は、2の地方成長フォーラムを設立する事が出来る。

このフォーラムは、企業界、教育機関、労働市場労使組合、地方議会、自治体市議会の代表者達で形成される。地方及びローカルの成長監視がこの成長フォーラムの責任課題となる。この基盤に立って、地方議会の開発計画の基礎の部分的形態を成す地方企業開発作戦が発展するであろう。

地方議会は、地方成長フォーラムが利用できる事務局を設置する。

社会セクター

地方は自治体に社会サービスを提供する法的義務を持つ。

2007年1月1日以降、地方は、その地方に位置する全県立施設の運営を引き継ぐが、2006年に施設が存在する自治体と具体的に合意が成立した所は、自治体の管轄になる。ただし、社会的行動的障害をもつ青少年の全施設は、閉鎖措置施設を除いて、存在する自治体の管轄になる。自治体はしかしながら、2006年この施設の運営は地方が責任を持つ事に、合意もできる。

社会サービスと養護教育を提供する法的義務に関して、各地方はその地方内にある自治体と外郭合意書を交わさなければいけない。この外郭合意書は、地方内の対象グループに分割された自治体に対して、地方議会がその全提供場所と提供内容を約定したものである。当合意書は、翌3年間の予算内の地方サービスの要求の推定に補足される。

Box 3.2 2007年以降の地方の責任範囲

- 病院機関、病院、精神病院、保健保証書、家庭医（GP）、専門医
- 地方開発、即ち自然、環境、企業、観光、雇用、教育、文化、同時に地方境界線地域、農村地域の開発
- 土壌公害対策
- 原料のマッピングと計画
- 危険に陥っているグループと社会福祉を社会教育を必要とするグループへの施設の運営
- デンマーク国中を網羅する交通会社の設立

国

国は、一般的に地方と自治体が分担できない課題；警察、法制度、外国公務、公立開発援助、教育、リサーチ研究などを引き受ける。

課題実施において、協力と能率性を保証する目的の元に、地方政治改革では、ある課題は国に引き継がれる。

医療ケア

医療ケア部門内に5地方が確立されると共に、専門化計画の中央医療ケア権威機関の能力が強化されてくる。これは医療ケアにおいて、高度に専門化されたリソースを統合適応する為と全国で同レベルの医療ケアを提供する為である。

社会セクター

地方政治改革と共に、全国的知識及び特別相談組織（VISO）が設立される。VISOは社会サービスと養護教育の両方の課題を担う。その目的は、市民、自治体、施設などの特別相談に応じる事が出来る、首尾一貫して全体的な知識と開発の収集と全国で提供されている全ての特別相談の総合的な見解を創り挙げる事にある。

VISOは、自治体と施設の為に知識を収集、開発して自治体と施設とのコミュニケーションを図り、最も特殊で複雑な個人的ケースの無料カウンセリングの援助をする。この任務は、個々の自治体あるいは地方で必要な専門家がない場合は、助言分析も含む。養護教育内では、VISOは自治体による調査の補助のみを提供する。

VISOの特別相談及び調査サービスは、VISOが合意書を交わした自治体と地方に雇用された専門家のネットワークによって実施される。

社会セクター内の地元、地方、認証された民間の提供サービス内容は、情報も含めてポータルが作成されている。当サービス・ポータルの目的は、一人一人の市民に提供されるサービスの選択の改良にある。サービス・ポータル内の提供中の登録データの真実性を無差別にスポット・チェックする為に、国立監査が設立される予定である。

雇用

国立職業斡旋サービス (AF) と自治体の雇用運営部が合同で職業センターの運営にあたる。

加えて、国は新国立地方（地方境界線に一致するが、ジールランド地方と首都圏地方は、一雇用地方になる）の地域的努力と国立雇用政策が合致しているかを確かにする為に、雇用推進を監査する。

もし結果が地方レベルで出ない場合、この4つの雇用地方は、課題が膠着しないように効率的な予防と緩和を独自の基金で保証して、大企業の閉鎖に関しては迅速で活発な努力をとる反応が可能である。

教育分野

青年の教育に首尾一貫性を持たせる為に、国は普通高等学校教育と高等専門科目試験の責任を県から引き取る。教育機関は国の委託機関となる。社会介護及び福祉士養成学校 (ASOSU) は、専門職業機関法に従って認証される。成人教育機関の協力を改良するために、国は、成人用の養護教育から離される予定にある失読症を含めて、成人教育センター (VUC)、成人準備教育 (FVU)、成人一般成人教育 (AVU) の責任を引き受ける。同様に、看護師、放射線技師学校、教育設備と教材センターも国の管轄下に移動される。

税と公共機関の負債の徴収

税と徴収は、国の管轄になる。強い環境と効率の高い課題施行を保証する為に、現存の自治体と国の施行場所が集まって、全国に 30 のセンターが設立される。この合併は、他の 2005 年 1 月 1 日の地方政治改革に先立って、実施された。普通一般市民の税サービスは、ある部分は税センターに、他の部分は自治体によって対処される。市民及び民間企業は、税センターあるいはローカル市民サービスセンターを利用するか、選択が出来る。

公共交通と道路

交通会社に委託されなかった鉄道サービスの責任は、国となる。

港、空港、境界線などの重要な交通交差点の能率的な交通接点を保証する目的で、一般道路網は国の責任となる。結果として国は、県道の約 2,000km を引き継ぐ事になる（県道の約 20% に相当）。

自然、環境、空間計画

自然と環境方面の多数の部門で、国の役割が強力になって来る。これは、デンマークの国際的義務の追従、主要な国際的関心の対処や技術的複雑な事項を含む。

これはまた、国の自然と水計画結合の準備、環境的問題を起こしている約 235 社の国の承認と監査、自然と水環境の観察に関する国の責任、海岸線の保護、砂丘の保全と大コペンハーゲンを入れたより良い国立計画を内容にしている。

文化

将来、国は、全国的特色を持つ民間文化組織のいくつかを援助する責任を引き継ぐ。この援助は、地方オーケストラ、王立劇場、ユスク・オペラ（訳者注：ユットランドから起こったオペラ）地方の劇場、オーデンセ劇場とオーフス劇場の演劇専門校と認証国立博物館（16 節、博物館）更に、国は県の基本的音楽教室と学校コンサートの援助の責任も引き取る。また地元が認証した博物館（15 節、博物館）、音楽学校、地方の劇場などの幾つかの地元の文化組織を援助する。

地方の国執務運営

国の執務は、県知事の執務室から地方的な公式的権威を引き継ぐ。結果として、国の執務は、地方でより適切に対応出来る課題をこなす事が可能となる。現存の県知事執務室の課題の大部分がこのようにして引き継がれる。しかし婚姻事務に関する全ての作業は、自治体に移される。その代わりに、養子縁組、離婚に関わる裁判過程は、国の執務に入る。更に家族及び市民法に関する課題、監査、不平陳情処理、事務的援助は、種々の審議会、理事会及び委員会で扱われる。

Box 3.3 2007年1月1日以降の国の責任範囲

- 警察、防衛、司法制度
- 外務執務、公的開発支援
- 医療ケア部門内での一般的計画
- 小学校及び養護教育を除く教育とリサーチ
- 自治体との共同職業センターでの失業保険を掛けた失業者の活性化、失業保険、勤労環境と全般的労働政策
- 税と公共機関に対する負債の集金
- 社会サービス：国立知識と特別相談機関（VISO）
- 一般道路網と国鉄
- 自然全般、環境と空間計画業務
- いくつかの文化的対処
- 企業経済支援
- 難民申請の受け入れ

第4章 地方政治改革後の公共財政

当地方政治改革は、基金が業務に追従するという原則に立って実現化されたので、自治体にとって、新業務に融資するより多くの財源を必要とする。財務的、均一調整的改革は、均一制度を業務の新しい配分に調整して、新しい地区は富める自治体と貧しい自治体間の適切なバランスを確立する。地方は、部分的には自治体に、部分的には国に融資される。一つ斬新な事は、自治体が医療ケアの共同融資をする事である。

地方政治改革後の公共経済

殆どの公共部門の収入は、税収入である。地方政治改革と共に、税率は3から2に減少し、県の時と反対に、地方は税を徴収できない為、収入を国と自治体に頼る事になる。これが、地方政治改革後の自治体と地方の経済状況である。

自治体の経済

自治体の収入は下記のカテゴリーに分類される。

- 税金（所得税、不動産税、法人税の割り当て分）
- 実務と資産収入（支給企業、保育園、土地の売却）
- 賠償（国から一特に社会サービス）
- 一般援助費（自治体への国の一般援助—交付補助金—特別の目的用途の為の充当金ではない）
- 貸付金（自治体貸付規制によって制限あり）

地方政治改革開始以前の違う分類明細が、次の表になる。見る通り、自治体と県の最大の個別収入源である税金は2005年の総収入の56%を占める。

図 4.1 県と自治体の総実務経費、2005 年度予算

	DKK100 万	%
税金	257,482	56
実務及び資本収入	97,917	21
賠償	37,978	8
一般援助金	57,630	13
利息（純）	86	0
貸付金（純）	4,348	1
財務変更	1,349	0
合計	456,790	100

備考：コペンハーゲン病院法人が含まれている。情報源：デンマーク統計局

2007年1月1日から自治体は、新しい政府の医療出資金に相当しない県収入の分け前、約4%（2005年はDKK270億）を引き継ぐ事が出来る。内務保健省の財務委員会は、県の所得税分を自治体に配分するか否かを検討中である。自治体はまた、2005年には約DKK100億であった県の全不動産税を引き継ぐ。

しかし個々の自治体にとって、新業務を融資する為に配分された全額だけが関心の的ではない。これらの財源が、自治体間で新しい課題の配分先（結果として、その経費につながる）を反応させるように分割されるのが決定的となる。各自治体の税基盤、人口統計、社会構造に大きな差がある為、ある制度の確立が必要になってくる。（参照 Box 4.1）

Box 4.1 均等調整制度

非常に差のある人口統計や社会構造を抱えるデンマーク自治体の税基盤には非常に種々の差異がある。もし、各自治体が自己の経済融資をするならば、その自治体のサービス・レベルと税率はかなり格差がついてくるであろう。

均等調整制度の目的は、住人の所得や人口統計の差にもかかわらず、同等の税率の下で同等のサービスレベルを保証する事にある。

簡単な例は、補助金と均等調節制度は、資金が裕福な自治体からあまり裕福でない自治体に移行される事を意味する。均等調節は、全体的には実施されない一裕福な自治体と貧しい自治体の部分的な差が均等調節されるのみである。

地方政治改革が自治体間の経費負担の配分において不適切な変更を導かない事を保証する為に、新しい業務課題の配分や自治体の新しい課設定を考慮に入れた補助金と均等調節制度の改革がなされるであろう。

個々の自治体が財務事情に急激な衝動を受けるのを防ぐ為、構造改革合意書には、課題の配分と融資変更の結果、年間経費負担が税率0.2%以上の上昇結果になる自治体があつてはいけない保証を記述している。

大体において、この処置は、いかなる自治体も収入に比較して不合理な経費の増加を体験する事のないように、あるいは収入が経費より増加する事のない事を保証するべきである。

自治体の経費について触れると、地方政治改革に関する最も重要な変更は、自治体が地方における医療ケアの融資に加担している事である。この件に関しては、次の項、地方の融資でふれる。

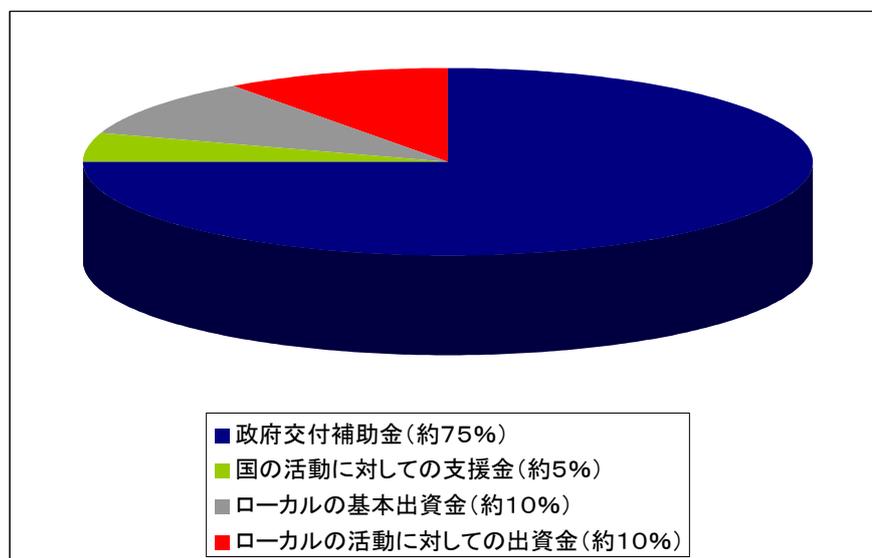
地方の融資

地方の経済は3セクションに分割される一医療ケア、社会サービス内の歩合融資課題、他の課題と養護教育。

医療ケア

医療ケア内でも地方の課題は、4種類の補助金で融資される：政府交付補助金、国からの活動に対しての支援金、ローカルの基本出資金、ローカルの活動に対しての出資金（参照 図 4.2）。

図 4.2 医療ケア内の地方の収入の構成



情報源：地方の経済草案

国の交付補助金は、約 75% で最も重要な融資源となる。各地方が同等の医療ケアサービスが支給できる為には、支援金は、要求される経費を反映する数種の目的内容によって配分される（即ち各地方の人口配布や社会構造によって）。

更に、国の地方融資のある部分は、国からの活動に対しての支援金となる。活動プール金は、地方の医療ケア支出の 5% まで制定して良い。このプール金の目的は、地方の病院の機能性レベルの向上を推奨する為にある。

ここでの新案は、将来自治体が医療ケアの融資を出資する事にある。新しい地元の医療ケア事業（予防治療、看護、リハビリテーション）を考えると、自治体は医療ケア内でより重要な役割を得る事になる。この目的は、自治体はその市民の為に能率的な予防対策を責任をもって実施する事を推奨する事にある。

地元融資は、部分的には基本支援金、部分的には活動に対する支援金からなる。合わせて、地方の医療ケアの全融資の約 10% を占める事になる。

基本支援額は、地方によって決定される。最高限度額は、国によって決められる。（2003 年の物価と給料レベルを参考に、市民一人に対して DKK1,500）。

自治体（その地方の最低 3 分の 2 の自治体）は、物価と給料上昇に従って、支援額を上げようとする地方の提案を拒否する事が出来る。

ローカル基本支援金は、初めの内は市民一人に対して DKK1,000 と固定されている。

活動に対する支援金は、市民が国の医療サービスを利用する程度による。第一段階では、入院数と外来患者数、及び家庭医の診察数に対応する。このようにして、予防治療と看護の能率的な対策を通して、自治体は入院の必要性数を減少させる事に成功するであろう。

地方とローカルの医療ケアの経費の殆どを融資する為に、国は医療ケア支援金をおろす。医療ケア支援額は、8%で、部分的に県の所得税にとって替わる。

社会サービスと養護教育と他の業務課題

社会サービスと養護教育の範囲内で、地方は自治体に替わって行う業務に対して、自治体から支払いを受ける。

他の地方の業務課題の財務に関しては（主として開発業務）、地方は部分的には目的基準に沿って下ろされた国の交付補助金と、部分的には自治体の市民数に対する開発支援金の請求の利用がある。開発支援金は、市民一人につき、最高 DKK200 までである。開発支援金は、医療ケア内の基本支援金の申請と同じ原則に固定されて、初めに市民一人につき DKK100 支給される。

第5章 地方民主主義

地方政治改革は、デンマークの地方民主主義に強い衝撃を与えるであろう、即ち自治体の合併により地方政治家数は減少するが、「旧」自治体より大きな市議会を治める事になる。改革後は、地区の議会は、より多くの課題を抱えるようになり、政治的責任も増加する。新しい民主主義政治体形が確立されるであろう。それが地方議会になる。最初の新市議会及び地方議会議員の選挙は2005年11月に持たれる。

地方民主主義の強力化の目標

デンマークの地方民主主義の強力化こそ今回の地方政治改革の中心となる目標である。
(参照 Box 5.1)

Box 5.1 民主主義の強力化

「より多くの政治的決裁が市民に近い所でなされる程、民主主義は強力になるであろう。市民がその決裁に能動的に参加できるような民主主義が拡張されるように努力がなされるべきである。未来の自治体は、地元での決裁に、市民やユーザーを巻き込む新しい方法を探しださなければいけない。」

(政府とデンマーク人民党間で交わされた構造改革合意書より抜粋)

第2章と第3章で述べたように、地方政治改革の核となる要素は、この自治体が拡大されると同時に、より多くの中央医療ケア課題を引き受ける事にある。拡大された自治体は、ある市民にとっては市役所までの距離がより遠くになり、地区の議員数が減少する事を意味するようになる。しかし、これは同時により多くの課題が自治体に任せられ、地方の政治家達がより大幅の責任を持たされる事を意味する。

更に拡大されてより維持可能な自治体は、国家の自治体管理で政府に細かく管理される替わりに、目標、枠管理、要求の実施を基盤にした国家政府を助長する。(参照 Box 5.2)。

Box 5.2 目標と枠組による政府－地元での解決を得る為により寛容的である。

強力により維持可能な自治体の確立は、国家政府にとって自治体を詳細にいたるまで管理する替わりに、目標と枠管理を助長させる事になる。これは、取りも直さず、目標は、自治体によって結果を得る為に置かれるが、地方その業務を実施する計画はより寛容的になる事を意味する。

2006年の地方財務合意書において、政府と全国自治体連合は、「政府の自治体管理は、自治体の役割を強力にして、地元の維持可能性を与える地方政治改革に基盤を置かなければならない。であるから、政府管理は、詳細なコントロールの替わりに目標、枠組とゴールの達成の記録に基盤を置くべきである。」と合意した。

地方政治改革で地方民主主義をより強力に貢献する他の要素は、責任の明快な配置である。第1章と第3章に述べたように、地方政治改革の目的の一つは、誰がその業務課題に責任を持つか、にはっきりとした明快さを打ち出す事にある。運営構造委員会によって指定された「灰色地帯」は、同じ権威機関が関連課題を解決する事によってかなりの範囲まで消滅する事が出来る。この事が透明さを増して、市民が政治家の活動に責任を持たせる事を可能にする。

地方政治改革が地方民主主義の強力化に貢献したか、調査する為に、内務保健省は2005年の初めデンマークの広範囲の組合代表者から成る民主主義のシンクタンクを指名した。2005年8月シンクタンクは、自治体が明確な将来の展望と地方民主主義の規制を作成するように奨励する数種の勧告を提示した。シンクタンクはまた、自治体は全て枠組を確立するコーディネーターを一人任命し、市民のファローアップを保証する事を推奨した。

地方政治改革後の政治的機関

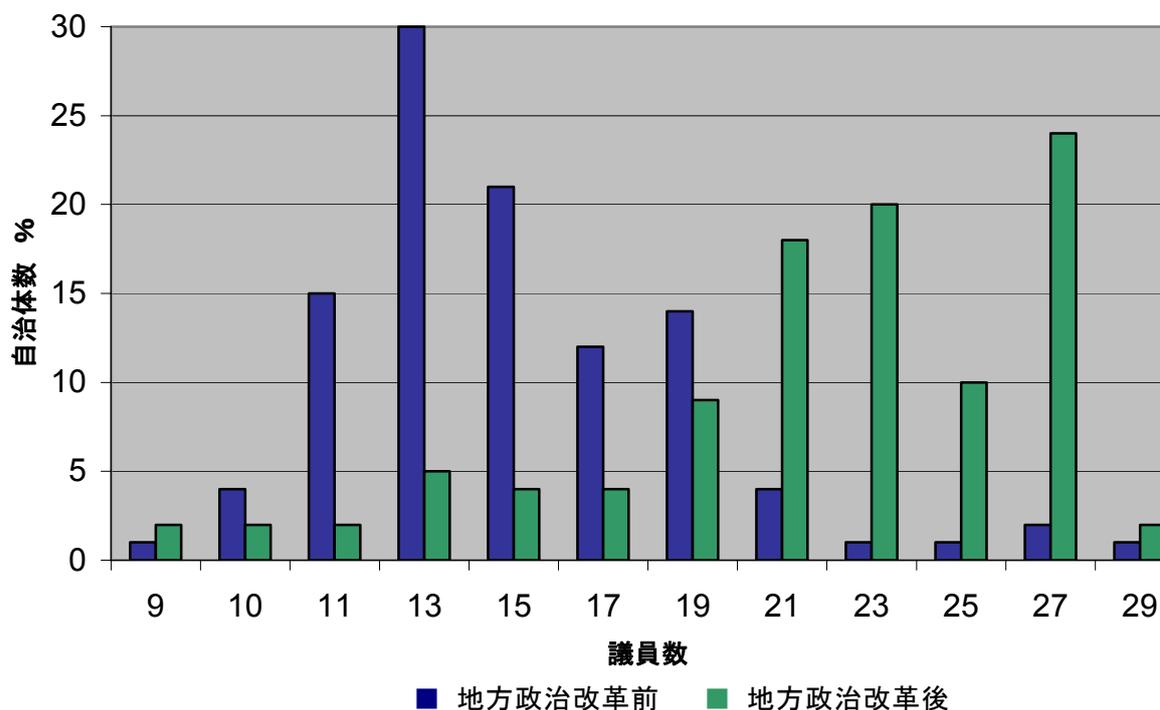
自治体の合併と新しい5地方の設立に加えて、2005年11月15日の地方選挙は、自治体と地方の民主的に選出された政治的機関になんらかの変化を起こすであろう。

市議会議員

合併後の市議会の議員数は、25から31名の間で奇数でなければならない。

人口2万人の非合併自治体の議員数は、2009年の地方選挙で19から31名の中に止まらなければいけない。人口2万人以下の自治体では、議員数が9から31名の間でなければいけない。図5.1は合併前と合併後の市議会議員数を示す。

図 5.1 合併前と合併後の市議会議員数



備考：コペンハーゲン市のみが、改革前と改革後の議員数が変更なしの 55 名。

コペンハーゲン市が%で増加したのは、改革後の自治体数が減少した為。

情報源：内務保健省の算定

自治体数が 271 から 98 に減少するに従って、総市議会議員数は、4,597 名から 2,520 名に減少するが、図を見ると各自治体の議員数は総体的に増加している。改革後は、25 名から 31 名の間の議員数の議会が増加して、議員数 9 名から 19 名の間の議会が減少するであろう。

地方議会

地方議会の議員数は 41 名である。県議会の総議員数から比較すると、地方議会議員数は、357 名から 205 名に減少する。

Box 5.3 ローカル議員の減少－代表必要最低投票数に影響があるか

自治体の合併は、地方政治家の減少の結果を見るが、合併前の自治体から見ると合併後の自治体には以前より多くの市議会議員がいる。これは、地方民主主義にとって何を意味するのか。

政治家が議会に代表される為の必要最低投票数は、選挙されるのがいかにた易いか、いかに困難かを示す良い表示である。国会選挙に当てはまるような固定限界が地方選挙にはないので、その限界は、市議会の議員数によって決まってくる。31名の議員数の場合は、限界は3%で、3%の票があれば議員に選ばれる。

25名の議員数の場合は、自然的に4%が限界となり、議員数17名の場合は、自然限界が約6%となる。議員数が多くなるにつれて、自然限界が低くなる。この自然限界は、候補者数と政党数にも左右される。

概して、ここでは%の限度は、合併自治体では少なくなる事を暗示する。合併前より多くの自治体の少数有権者が選ばれる事の支持を要求するが、合併後の自治体での絶対数の有権者が増加した為、選ばれるにはより多くの票数を必要とする。

付録1 セクターによる業務課題の配分

この概要は、2007年1月1日から実施される各課題業務の責任機関をセクター別に挙げたリストである（地方政治改革によって、業務課題が移行したセクターだけを挙げた）。当リストは、公共セクター内の業務課題の詳細な説明は述べない。

雇用

自治体

- 失業保険を掛けていない失業者の為の規制責任をとる
- 国と協力して運営する職業センター
- 失業保険を掛けている失業者に提供する10箇所の試験的職業センターを国に替わって責任を持つ。

国

- 失業保険を掛けている失業者の為の規制責任をとる
- 自治体と共に職業センターの運営をする
- 新しい4箇所の国立雇用地方の雇用に関する努力の運営と監査

企業開発

自治体

- 地元の企業サービスの責任を取る
- 地元の観光の振興をはかる

地方

- 地方開発計画の準備
- 地方成長公開討論のサービスを支給する事務局の設置
- 地方観光振興をはかる

国

- （全国成長政略を通して）企業間の交差コーディネーション、教育、交通、雇用政策等を含む一般成長政策

公共交通と道路

自治体

- 地元の道路
- 交通会社への参加及び地元のバス交通への融資
- 交通会社の設立に責任を持つ（バス交通、料金の設定と切符制度、運行表の作成、コーディネーションと計画、私立鉄道、障害者の個々の交通移動）

国

- 全般の道路網
- 殆どの鉄道と鉄道網の責任を取り（所により県鉄道を引き継ぐ）、地下鉄運行の責任分担。

文化

自治体

- 地元の文化活動への補助金支給、昔の文化伝統保全を含む
- 音楽学校の運営の義務
- 2007年から4年の移行期間後、地元の国認知博物館の支援と（セクション 15、博物館）、以前は法的義務づけなしで県に担われていた数種の文化課題に支援金支給責任をもつ。

地方

- 文化活動が創始されるよう奨励、及びより恒久的に他のグループが引き継ぐ事が出来るような文化の提供

国

- 全国的な性質をもつ民間文化機関、国立認知博物館（セクション 16、博物館、地区の劇場とオーケストラ、デンマーク王立劇場、ユスクオペラ劇団、オーデンセとオーフスの演劇専門学校）基本的な音楽講座と学校コンサートの全面的な支援責任を取る。
- 自治体と分担して、音楽学校、地元劇団、地元の国認知の博物館（セクション 15、博物館）の支援金支給の責任を取る。

自然、環境、空間計画

自治体

- 自然と環境法に関する殆どの規制と市民が関わってくる業務
- 排水、水支給、ゴミに関するローカル活動計画を環境目標法に準じて用意する。
- 河川の維持
- ローカルの空間計画の準備

地方

- 地方開発計画の準備
- 原料の再採集のマッピングと計画
- 土壌汚染対策
- 環境目標法に準じるその他の課題

国

- 主要な全国的関心を集める国際的な義務に携わると同時に、技術的に複雑な業務
- 環境目標法に準じる自然と水計画の準備
- 自然と環境の監視

- 特別な法的規制に関する課題（約 235 社の環境問題を起こしている会社の承認と監査、廃水出口の監査、ある地元のゴミ回収場の監視、環境承認、海岸線の保護、砂丘の保全などの運営を含む）

- 全国空間計画、首都圏の改良計画を含む。

税金

自治体

- 国立税務センターと協力して、税金とその徴収に関する市民サービス

国

- 税金と徴収は国の責任である。30 箇所の税務センターの設立（2005 年 1 月 22 日から実施）

社会サービス

自治体

- 規制、支給、融資に全面的に責任をもつ。

- 閉鎖措置施設を除く、社会的及び行動問題障害の青少年の施設の運営と、地方によって支給される社会サービスを引き継ぐ選択をもつ。

- 社会精神病クリニック

地方

- 種々の社会的問題を抱える市民や、自治体の制度から外れた問題を持つグループへのサービス施行

- もし 2006 年に自治体が、準備委員会と協定を結んだら、社会および行動問題のある青少年の施設運営をする。

- 他の地方と協力して最も特殊化した全国的地方的サービスを含む枠合意の準備

- 補助機器の購入に参加

- 一般の高齢者住宅や共同住宅に関する業務課題

国

- 全国知識と特別相談機関（VISO）

医療ケア

自治体

- 入院中に行う以外の予防治療、看護、リハビリテーションと特殊歯科治療

- 訪問看護

- アルコール及び麻薬依存者の治療

地方

- 病院

- 治療の為の精神科

- 医療保証カード（家庭医、専門医、薬の賠償）

国

- 特別計画
- クオリティー、能率性、ITの利用度を制度化して追跡する。

教育

自治体

- 義務教育、養護教育、成人の養護教育も含む

地方

- 全国的及び地方の最も専門的教育の運営
- 聾啞者、視覚に障害を持つ人の為の専門学校の教育機関の運営（コミュニケーション・センター）
- FVU（訳者注：成人準備教育）と失読症者の教育を含む青年教育と成人教育の調整機能

付録2 法律

地方政治改革に関する法律は、構造改革合意書において部門と課題業務の配置の50の条例を含む。法案は、2005年2月24日国会に提示され、2005年の前期6ヶ月間に読まれた。この法案は、たちまち2005年6月国会の閉会前に通過した。法条例は、内務保健省のウェブサイトに掲載されている。(www.im.dk)

雇用省

- 2005年6月24日、条例522番、活発な雇用努力に関する責任と管理
- 2005年6月24日、条例523番、活発な雇用努力法の改正、付加法も含む（地方政治改革の結果起こった一貫的訂正）

財務省

- 2005年6月24日、条例527番、財務省領域の種々の法令の改正（地方政治改革の結果起こった一貫的訂正）

防衛省

- 2005年6月24日、条例534番、デンマーク軍備法の改正（地方政治改革の結果起こった一貫的訂正）

内務保健省

- 2005年6月24日、条例546番、デンマーク医療ケア法
- 2005年6月24日、条例547番、国立医療サービス内で控訴及び賠償を受け取る権利に関する法令
- 2005年6月24日、条例545番、医療ケアセクター内と他の領域に関する種々の法令の改正（地方政治改革の結果起こった一貫的訂正）
- 2005年6月24日、条例542番、地方の国立執務
- 2005年6月24日、条例541番、拘束力のある地方パートナーシップ法
- 2005年6月24日、条例539番、地方政治改革に関しておこる進行過程に対する問題

題

- 2005年6月24日、条例544番、地元市民サービス・センター
- 2005年6月24日、条例543番、地方の財務に関して
- 2005年6月24日、条例538番、デンマークの自治体への貸付機関の特典法の改正（地方政治改革で起こった一貫的訂正）
- 2005年6月24日、条例548番、自治体の評価機関、その他について
- 2005年6月24日、条例537番、地方、県の消滅、大コペンハーゲン圏権威機関、コペンハーゲン病院法人
- 2005年6月24日、条例540番、自治体部門の監査

法務省

- 2005年6月24日、条例551番、道路交通法とパスポート法の改正（地方政治改革の一端として、自治体が運転免許証、パスポートの支給の業務を継ぐ）
- 2005年6月24日、条例552番、刑罰法とその他の条例の管理の改正（地方政治改革によって起こった訂正）

文化省

- 2005年6月24日、条例563番、文化圏内の種々の法改正（文化セクター内での地方政治改革の実施）
- 2005年6月24日、条例562番、博物館法、建築物保全法、確立しているデンマーク教会の教会と墓地法、の改正と、地方特別文化審議会法の廃止（博物館その他に関する地方政治改革の実施）
- 2005年6月24日、条例561番、音楽法の改正（音楽に関する地方政治改革の実施）
- 2005年6月21日、条例519番、劇場法の改正（劇場に関する地方政治改革の実施）

環境省

- 2005年6月24日、条例565番、環境と遺伝子テクノロジー法の改正（地方政治改革の結果として、一貫性をもつ訂正）
- 2005年6月24日、条例568番、汚染土壌法の改正（地方政治改革の実施）
- 2005年6月24日、条例566番、原料法の改正（陸地の原料の摂取計画と実施に関する地方政治改革の実施）
- 2005年6月24日、条例567番、自然保護法の改正（地方政治改革の実施）
- 2005年6月24日、条例570番、環境目標とその他、河川と国際自然保護領域法、水支給法その他の改正（権威機関その他の編成に関する地方政治改革の実施）
- 2005年6月24日、条例569番、環境保護法の改正（権威機関その他の編成に関する地方政治改革の実施）
- 2005年6月24日、条例564番、海洋環境保護法、河川法、サマーハウスとキャンプその他の領域の改正（自然と環境に関する数種の法制の中での地方政治改革の実施）
- 2005年6月24日、条例571番、空間計画法の改正（地方政治改革の実施）

家族と消費省

- 2005年6月24日、条例525番、親権とその取得法、婚姻と離婚法その他の法律の改正（家族法内の地方政治改革の実施）

食品、農業、水産省

- 2005年6月24日、条例536番、土地の配分法、農業地域の支援法、農業法、当省によって網羅させる他の種々の領域の法律の改正（地方政治改革の結果として、環境に優しい農業対策と一貫する訂正の見地から、地方政治改革の実施とする）

税務省

- 2005年6月6日、条例427番、税務の管理法
- 2005年6月6日、条例427番、税務管理法の結果の数種の訂正（地方政治改革の結果として、一貫した訂正）

- 2005年6月6日、条例429番、ある種の支払請求の徴収
- 2005年6月6日、条例430番、種々の法令及び、徴収に関する地方パートナーシップ法の廃止に関する訂正（ある種の請求の徴収法の結果の一貫性を持つ訂正－訂正は全て税務省で成された）
- 2005年6月6日、条例431番、種々の法令の改正（公共権威への負債徴収規制の単純化、調和化、明細化及びデジタル支払い書の利用可能化）

社会省

- 2005年6月24日、条例573番、社会サービス法
- 2005年6月24日、条例574番、社会セクター内での権利、秩序、管理法及びその他の法令の改正、知的障害者ケアと他の特別ケアなどの解釈法の廃止、及び1974年6月19日、条例333番の社会支援法の実施に係るある種の公務員権利とその退職金の実施法（地方政治改革の結果、一貫した訂正となる）
- 2005年6月24日、条例575番、一般共同住宅その他の法令、民間住宅を賃貸に出す事の奨励法、その他の法令の改正（地方政治改革の結果一貫した訂正となる）

交通運輸とエネルギー省

- 2005年6月24日、条例583番、公共道路法、地方の私道法、地主の公共道路への寄贈法、冬季の道路維持と道路清掃法、土地の没収処置法の改正（道路と没収に関する規制の条件に関して、地方政治改革の実施）
- 2005年6月24日、条例582番、交通会社に関して
- 2005年6月24日、条例581番、海岸線保護、堤防建設に関する種々の条例、港湾法、航空機産業法、フェリー運航法の改正（地方政治改革の結果の一貫して訂正）
- 2005年6月24日、条例584番、エネルギー消費の節約奨励法、エネルギー節約基金法、建築物内のエネルギー、水の消費節約奨励法の改正（地方政治改革の結果の一貫した訂正）

教育省

- 2005年6月24日、条例591番、追加教育センターと他の私立追加教育施設法等の改正、中等追加教育法、教育補助材料と教材センター法と種々の教育省の他の分野の法令の改正（看護、放射線技師養成校、教育設備と教材センターに関して、地方政治改革の実施に伴う技術的に一貫性のある訂正）
- 2005年6月24日、条例592番、国民学校法（訳者注：小学校と中学を合わせた9年教育校）成人用養護学校法、成人用準備教育法、（FVU法）その他種々の法令の改正（養護教育、成人用準備教育、失読症教育等に関する地方政治改革の実施に伴う）
- 2005年6月24日、条例593番、プロダクション校法（訳者注：義務教育年齢の青少年が必須科目を学習しながら、具体的な物をプロダクトしていく学校）、成人生涯教育支援法、ボランティアの成人余暇教育支援の会、昼間の国民高等学校、成人大学、その他の教育省分野内の種々の他の法令の改正（地方政治改革の結果の一貫的訂正として）

- 2005年6月24日、条例590番、普通高校法、国立試験準備講座法、社会介護士養成校法、一般成人教育とその成人教育センター、その他の種々の法令（普通高等学校、国立試験準備講座、社会介護士養成学校、その他の青年教育、成人教育センター（VUC）に関する地方政治改革の実施に伴う）

経済企業省

- 2005年6月24日、条例602番、企業奨励法
- 2005年6月24日、条例601番、建築物と住宅登録法、自治体、県と有限会社との協立法、その他、競争法、洪水と嵐災害法の改正（特に住所の明細化に関する地方政治改革の実施）

付録3 5地方と98自治体の外郭

下記に新デンマーク地図の外郭を述べる。この外郭は、地方政治改革後の新しい地方と自治体（第1項）、地方政治改革前の自治体（第2項）、デンマーク統計局のデータを元に、内務保健省が2005年1月1日算定した地方と自治体の人口（第3項）から成る。

新しい自治体が設立されて境界線の調節があった場合は、星印（*）で印がつけられている。境界線の調節は、2005年6月29日の地元と地方部門の監査及び拘束的パートナーシップの執行命令656番、に記述されている（www.retsinfo.dk）。境界線が調節された自治体の人口は、世論調査地区の情報に基づいて算定されたが、現実の人口数との差は、100名以下である。

地方政治改革前と後の地方と自治体の概要

地方政治改革後の5地方内の自治体	地方政治改革前の自治体	人口（人）
*首都圏地方（29自治体）		1,631,537
アルベツルンド自治体	アルベツルンド自治体	28,146
アレロド自治体	アレロド自治体	23,458
バレルupp自治体	バレルupp自治体	46,759
ボーンホルム自治体	ボーンホルム自治体	43,347
ブロンビュー自治体	ブロンビュー自治体	34,513
ドラゴ自治体	ドラゴ自治体	13,156
エーダル自治体	レドオイ・スモルム、ステンローセ、 オルストッケ自治体	39,267
フレーデンスボー自治体	フレーデンスボー、フンムレベック とカーレボ自治体	39,187
フレデリクスベヤグ自治体	フレデリクスベヤグ自治体	91,886
フレデリクススンド自治体*	フレデリクススンド、 スランゲルupp、スキビュー、と イエガースプリース自治体	42,926
フレデリクスヴェアク、フンデステド自治体	フレデリクスヴェアクと フンデステド自治体	30,253
フールソー自治体	ファールムとヴェヤローセ自治体	37,311
ゲントフテ自治体	ゲントフテ自治体	68,991
グラドサクセ自治体	グラドサクセ自治体	62,007
グローストルupp自治体	グローストルupp自治体	20,785

グリブスコウ自治体	グレストドーギレイと ヘルシング自治体	40,409
ヘルシंगाー自治体	ヘルシंगाー自治体	61,295
ヘヤレウ自治体	ヘヤレウ自治体	27,166
ヒレロー自治体*	ヒレローとスケーヴィンゲ	44,551
ヴィドーヴレ自治体	ヴィドーヴレ自治体	49,863
ホイトーストルップ自治体	ホイトーストルップ自治体	45,553
ホースホルム自治体	ホースホルム自治体	24,292
イースホイ自治体	イースホイ自治体	20,668
コペンハーゲン自治体	コペンハーゲン自治体	502,362
リュングビューートーベック自治体	リュングビューートーベック自治体	51,611
ルーダースダール自治体	ソレロドとビヤケロド自治体	53,621
ロードーヴレ自治体	ロードーヴレ自治体	36,312
トーンビュー自治体	トーンビュー自治体	39,582
ヴァレンスベック自治体	ヴァレンスベック自治体	12,260
シェーランド地方 (17 自治体)		805,954
ファクセ自治体	ハスレウ、ファクセとロンネデ自治体	34,313
グレヴェ自治体	グレヴェ自治体	47,671
グルボースンド自治体	ニューコビングーファルスター、 ニュステド、ノーレーーアルスレウ、 サクスコーピング、スツベコーピング とスッフアルスター自治体	63,533
ホルベック自治体	ホルベック、ヤーンローセ、 スヴィニンゲ、トーンヴェと トルローセ自治体	66,611
カルンドボー自治体	ビヤグステド、ギョーレウ、 ヴィドベック、 ホングとカルンボー自治体	48,697
コーエ自治体	コーエとスコウボ自治体	54,926
ライヤ自治体	ブラムスネス、ヴァルソーと ライヤ自治体	25,971
ローランド自治体	ナクスコウ、ルンドビヤウと ラウンスボー、ホイレビュー、 マリボ、ロドビューとホレビュー自治体	49,469
ネストヴェ自治体	フーレビヤウ、フラドソー、 ホルメゴー、ネストヴェと スソー自治体	78,446

オッズヘヤレド自治体	ドラグスホルム、ニューコピ ングーロイヴィグとトルンド ホルム自治体	32,739
リングステド自治体	リングステド自治体	30,830
ロスキルデ自治体	グンドソー、 ラムソーとロスキルデ自治体	79,441
スラーエルセ自治体	ハスホイ、コルソー、スケルスコー とスラーエルセ自治体	76,185
ソルロド自治体	ソルロド自治体	20,703
ソーロー自治体	ディアナルンド、ソーローと ステンリレ自治体	28,336
ステウンス自治体	ヴァローとステウンス自治体	21,776
ヴォーディングボー自治体	ランゲベック、モン、プレステオー とヴォーディングボー自治体	46,307
南部デンマーク地方 (22 自治体)		1,183,823
アッセンス自治体	アッセンス、グラムスビヤグ、 ハービュー、トメルupp、 ヴィセンビヤグとアールupp自治体	41,201
ビールンド自治体*	ビールンドとグリンステド自治体	26,076
ボーゲンセ自治体	ボーゲンセ、オテルuppと ソナソー自治体	28,655
エスビヤ自治体*	ブラミング、 エスビヤとリーベ自治体	115,415
ファノー自治体	ファノー自治体	3,151
フレデリシア自治体	フレデリシア自治体	49,147
フォーボーーミドフュン自治体	プロビュー、フォーボー、リング、 リュスリングとオースレウ自治体	51,144
ハーダースレウ自治体*	グラム、ハーダースレウと ヴォイエンス自治体	56,462
ケヤテミンデ自治体	ケヤテミンデ、ランゲスコウと ムンケボー自治体	23,071
コルディング自治体*	クリスチャンスフェルド、 コルディング、ヴァムドルupp、 ルンデヤスコウ自治体	85,986
ランゲランド自治体	ルンドコーピング、 スドラングランドとトラーネケヤ自治体	14,223

ミドルファート自治体	アイビュー、ミドルファートと ノーレオービュー自治体	36,113
ニューボー自治体	ニューボー、ウラーズレウと オーベック自治体	31,009
オーデンセ自治体	オーデンセ自治体	185,871
スベンボー自治体	エービヤウ、グドメと スベンボー自治体	58,354
ソンドボー自治体	アウグステンボー、プロアガー、 グローステン、ノードボーソンドボー、 スンデヴェとスダールズ自治体	76,459
ツナー自治体*	ブレードブロー、ホイヤ、ローグム クロスター、ノドレラングスツルップ、 スケヤベックとツナー自治体	41,140
ヴァーデ自治体*	ブロービヤウ、 ブローヴァンドフック、ヘレ、 ヴァーデとオルゴッド自治体	49,377
ヴァイエエン自治体	ロッディング、ブロールupp、 ホルステドとヴェイエエン自治体	41,350
ヴェイレ自治体*	ビョーコップ、エグトヴェ、 ギーヴェ、イエリングとヴァイレ自治体	102,529
エーロー自治体	マースタル とエーロースコピング自治体	6,939
オーベンロー自治体	ボウ、ルンドトフト、ローデクロ、 チングレウとオーベンロー自治体	60,151
中部ユットランド地方（19自治体）		1,212,988
ファヴルスコウ自治体*	ヴォースレウ、ハドステン、 ヒネルupp、ハンメル自治体	43,698
ヘーデンステド自治体*	ヘーデンステド、ユーエルスミンデ とチョーリングーウルドム自治体	43,477
ヘヤニング自治体	アウルムーハーデルupp、 ヘヤニング、ツレホイとオースコウ自治体	82,935
ホルステブロ自治体	ホルステブロ、 ウルフボーヴェンブと ヴィンデルupp自治体	56,204
ホーセンス自治体*	ブレドストルupp、ゲドヴェと ホーセンス自治体	76,612

イカストーブランデ自治体	ノーレースネデ、ブランデと イカスト自治体	39,371
レムヴィ自治体	レムヴィと チュボロンーハーボオーレ自治体	22,760
ノージュールス自治体*	グレノー、ノージュールス、 ロウソーとソンダーハルド・オスト自治体	38,352
オダー自治体	オダー自治体	21,133
ランダース自治体*	ランゴー、ノーハルド、プアフース、 ランダース、ソナハルド・ヴェストと マリアーのハウンドル領域自治体	91,995
リングコーピングースキャーン自治体	ホルムスランド、エグヴァ、 リングコピング、スキャーンと ヴィーデベック自治体	57,818
サムソー自治体	サムソー自治体	4,125
シルケボー自治体	ギャーン、シルケボー、 テムとキャレルupp自治体	84,167
スカンナボー自治体*	ガルテン、ホーリング、リュート スカンナボー自治体	54,153
スキーヴェ自治体	サリングスンド、スキーヴェ、 スポットルuppとスンドソーレ自治体	48,368
スツルーエ自治体	スツルーエとチューホルム自治体	22,752
スージュールス自治体	エーベルトフテ、ミッテジュールス、 ローゼンホルムとロンデ自治体	40,196
ヴィボー自治体*	ビエーリングブロー、フエンズ、 カールupp、モルドルupp、チエーレと ヴィボー自治体	89,918
オーフス自治体	オーフス自治体	294,954
北部ユットランド地方（11自治体）		577,005
ブロンダースレウードローニングルンド 自治体	ブロンダースレウと ドローニング自治体	35,320
フレデリクスハウン自治体	フレデリクスハウン、スカーエン とセービュー自治体	63,799
イヨーリング自治体	ヒエツハル、イヨーリング、 ロッケンーヴローとシンダル自治体	67,816
ヤンマーブグト自治体	ブロウスト、フィヤーリッツレウ、 パンダルuppとオービュープロ自治体	38,884
レーソー自治体	レーソー自治体	2,145

マリアーガーフォルド自治体*	アーデン、ハドスンド、ホーブロー とマリアーガー（ハウンダールを除く） 自治体	42,001
モアソー自治体	モアソー自治体	22,479
レービルド自治体*	ノーアガー、スキョーピングと ストウヴリング自治体	28,457
ティーステド自治体	ハンストホルム、スーティと ティーステド自治体	46,158
ヴェストヒンメルランド自治体*	オーレストルップ、ファーソー、 ロイスターとオース自治体	37,593
オールボー自治体	ハルス、ニーベ、サイルフロドと オールボー自治体	192,353